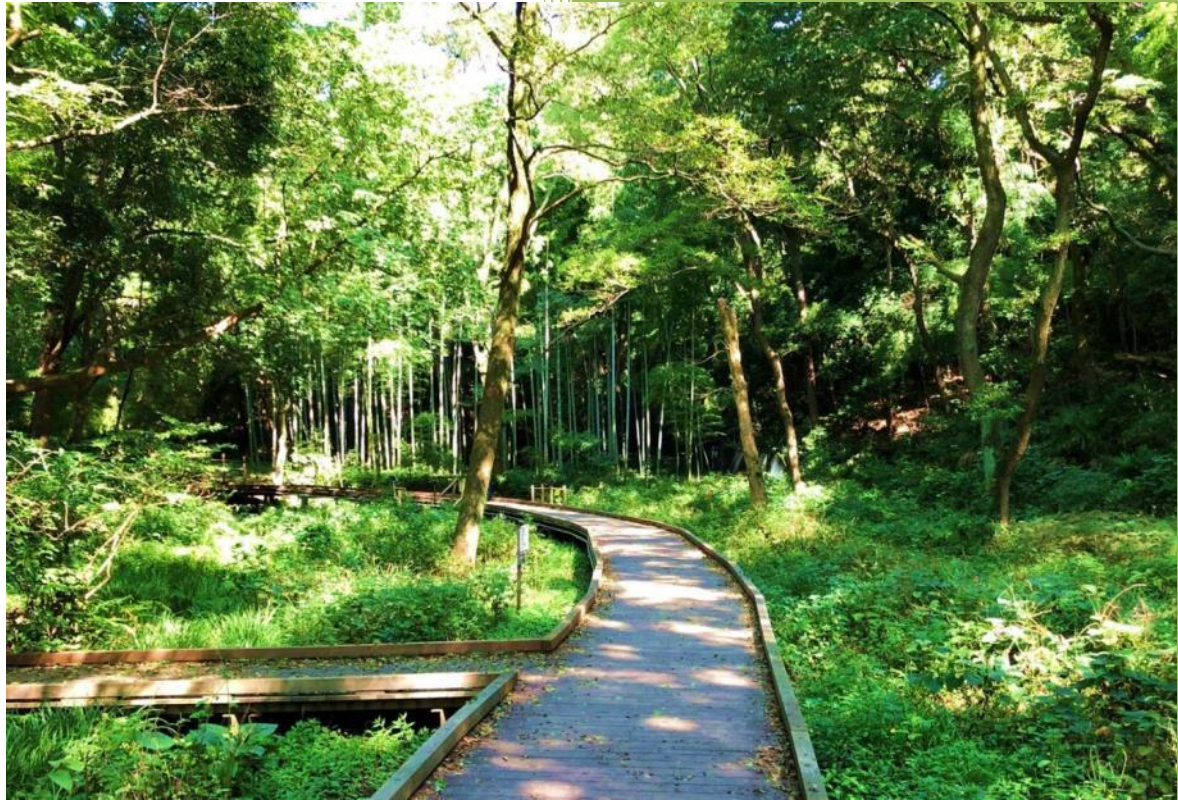


【令和7年度】

県立東高根森林公園 事業計画書



2025年2月26日

株式会社石勝エクステリア

事業計画書（目次）

1 サービスの向上

- (1) 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」・・・計画書 1 p.2
- (2) 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」・・・計画書 2 p.5
- (3) 「施設の維持管理」・・・計画書 3 p.7
- (4) 「利用促進のための取組」・・・計画書 4 p.17
- (5) 「自主事業の内容等」・・・計画書 5 p.29
- (6) 「利用料金の設定・減免の考え方」・・・計画書 6 p.31
- (7) 「利用者対応・サービス向上の取組」・・・計画書 7 p.32
- (8) 「日常の事故防止、緊急時の対応」・・・計画書 8 p.38
- (9) 「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」・・・計画書 9 p.45
- (10) 「災害への対応（事前、発生時）」・・・計画書 10 p.48
- (11) 「地域と連携した魅力ある施設づくり」・・・計画書 11 p.56

3 団体の業務遂行能力

- (12) 「令和4年度 収支計画」・・・計画書 12 p.60
- (13) 「人的な能力、執行体制」・・・計画書 13 p.61
- (14) 「コンプライアンス、社会貢献」・・・計画書 14 p.69
- (15) 「事故・不祥事への対応、個人情報保護」・・・計画書 15 p.74

<付属書類>

年間維持管理計画表

人員配置計画

収支計画書

事業計画一覧

県有物品一覧

アンケート用紙

委託業務予定一覧

本事業計画書に記載の数量、時期、内訳等については、年間の管理運営業務を進める中で変動する要素があります。

1 サービスの向上

計画書1 「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

(1) 公園固有の価値や特性を踏まえた管理運営方針

■ 東高根森林公園の特徴 ～東高根遺跡と広大な古代芝生広場・古代植物園～

- 市街化の進んだ川崎市宮前区に位置し、生態的・歴史的価値の高い県の天然記念物のシラカシ林や、弥生時代の集落跡である東高根遺跡を有した風致公園です。湿生植物園や古代植物園、古代芝生広場などの整備により、自然植生や文化財が保全され、多くの人々の自然観察、環境学習、憩いの場として利用されています。
- 公園管理の拠点となる管理事務所は、環境共生型パークセンターとして、壁面緑化など、環境に配慮した特性が反映された魅力ある施設であり、世代を超えた地球温暖化の普及啓発に貢献しています。
- 園内には花の見どころも多く、県の花であるユリ、ハギをはじめとする野草が保全育成されると共に、谷戸地形に育まれた湿生植物園など季節に応じた自然の歳時を見ることができます。
- 東高根遺跡は、過去に発掘等調査が行われ、現在は文献保存となっています。この貴重な遺跡が神奈川県史を物語る通り、シラカシ林等の自然と相まって往時の人と自然のかかわりを瞑想することができます。
- 本公園の魅力でもある、「収穫感謝祭」のイベントなど地域と連携したイベントは、地域の活性化と自然と人の共生を振り返る大切な行事として定着しています。

■ 東高根森林公園 現在の課題 ～これからの指定管理者に求められるもの～

- 本公園に保全されている自然環境を持続的に継承するためのビジョンを改めて再構築し、自然環境の保全とともに文化的資源となる遺跡等を地域に発信することが大切と考えています。
- 県民にとっては、管理運営には境界はないことから、地域とのシームレスな関係づくりを、本公園の自然的環境資源を活用し、推進していく必要があります。(所在地となる川崎市宮前区との地域連携を強化)
- 本公園で展開されている市民協働は、着実に進展していますが活動の発信を強化する必要があります。市内の「里山ボランティア団体」等とも繋がりをつくり、地域を超えて横断的に連携することが、「いのち輝くマグネット神奈川を実現」「県の命をつなぐマグネット」の具現化に繋がると考えています。
- 自然災害等への備えとして、隣接する川崎市の施設との連携を図りながら、地域のネットワークを向上させる「地域連携」の構築が大切です。
- 本公園の地形には段差が多く、高齢者や障がい者などの利用への配慮が求められます。少子高齢化社会も見据えながら、こうした自然地形の中で、「どう利用促進を図るか」を検討することが必要と考えます。

～事業コンセプト～

自然と歴史がつむぎあう、未来につながる東高根の杜づくり

本公園のポテンシャルである古代、歴史、文化、自然等を人との関わりを相互に関連させ、それを公園の魅力と強みと捉え、生物多様性、文化遺産の保護等を進めます。当団体が本公園で課題と捉える諸事の解決にむけて、これまでの取り組みを尊重しながら、「新しい管理者による・新しいパークマネジメント」により、自然豊かなこの森林とこれまでの歴史を継承し、未来につながる公園の発展・進化を求めていきます。

■ 東高根森林公園 6つの管理運営方針

方針1 自然と遺跡が伝える地域文化の継承

- ◎重点課題：(貴重な歴史や文化の認知向上及び継承・創造)

方針2 県民の資産を継承する地域の連携と協働の拡大

- ◎重点課題：(世代をこえた新たな交流、協働連携の活性化)

方針3 公園の魅力向上させ人を引き付ける「公園の強み」を発信

- ◎重点課題：(魅力ある利用プログラム及び利用マナーの向上)



方針 4 利用促進と自然保全のバランスを取る質の高い管理運営

◎重点課題：（生態系や生物多様性へ配慮）

方針 5 安全安心を形成する信頼される管理運営（災害含む）

◎重点課題：（緊迫する自然災害への備えと対応）

方針 6 何度も訪れたいと感じるパークマネジメントの展開

◎重点課題：（魅力的な事業展開と適切な修繕更新）



～基本方針を包括的に支える仕組み～

「東高根森林公園・自然環境保全ミーティング」 ※計画書 3 施設の維持管理 に記載

この管理運営方針を推進していく上で、重要な指標となる自然環境の保全について、当団体は初年度に専門家を交えた組織をつくり、客観的な意見を取り入れて管理運営を推進していきます。

（２）利用者や地域住民、環境等に配慮した取り組み方針

当団体は、様々な地域で指定管理者に選定され、パークマネジメントの経験と実績を積んできました。公園の管理運営で第一に基本となることは、全ての利用者の公平・公正・平等に気持ちよく利用できる環境を生み出すことです。また、多様なニーズに沿った魅力的な運営を実現させるため、利用者や地域の皆様方との連携・協働を推進することが重要となります。また、市街地に残された貴重な自然環境を保全する公園は、公園をとりまく環境にも配慮し、多彩な市民活動と連携した維持・保全管理の推進を実践すると共に、自然の大切さや環境保全の重要さを絶えず発信する必要があると考えています。そのために、日常の身近な県民の方々の生活に直結するような、親しみやすい取り組み方針を以下に示します。

①来園者にやさしい、誰もが安心して利用できる公園づくり

・子育て世代へのサービス向上：授乳空間の確保等/・車いすの貸し出し等：車いす等利用者も含めた幅広い方々への周知/・園路やトイレ空間のバリアフリー対策・斜面地階段や手すり等の日常点検/・園内における感染症防止対策と関連する情報発信及び来園者への呼びかけ/・パークセンター内で公園内の自然を感じられるプロモーションビデオ作成

②公園隣接者等への情報発信と地域連携の充実

・地縁組織（地元自治会）との定期的な懇談会の実施/・地域ボランティア団体との定期的な報告会を開催/・地元商店街等との関係構築、イベント等への参画による地域経済の活性化/・公園外周隣接者との顔のわかる日常の関係を構築

③安全安心及び衛生環境の向上

・QRコード等とリンクしたSNSの活用による情報発信/・ペットマナーの呼びかけ/・ハザードマップの作成と園内への掲示（年に2回更新・継続）/・熱中症対策として、ミスト設備の設置/・地元自主防災組織と顔のわかる関係の構築（訓練場所等の提供）

④循環型社会への取り組み

・管理発生材の園内活用（落ち葉→堆肥づくり、剪定枝→チップ化等のエコサイクルの推進）/・自然エネルギーの試行（イベント時に園内の水流や木質チップ等を活用し、環境学習の一環として自然資源を活用した再生エネルギーの発信を行います）/・川崎市内の農業者との連携によるエコサイクルとなる仕組み

令和 4～8 年度実施計画

■東高根森林公園 6つの管理運営方針については、下記の項目で取組を行います。

○方針 1 自然と遺跡が伝える地域文化の継承

➡「計画書 4 利用促進のための取組」に詳細を記載します。

○方針 2 県民の資産を継承する地域の連携と協働の拡大

➡「計画書 4 利用促進のための取組」「計画書 1 1 地域と連携した魅力ある施設づくり」に詳細を記載します。

○方針 3 公園の魅力を上向きさせ人を引き付ける「公園の強み」を発信

➡「計画書 4 利用促進のための取組」「計画書 5 自主事業の内容等」「計画書 7 利用者対応・サービス向上の取組」「計画書 1 1 地域と連携した魅力ある施設づくり」「計画書 1 2 人的な能力、執行体制」に詳細を記載します。

○方針 4 利用促進と自然保全のバランスを取る質の高い管理運営

➡「計画書 3 施設の維持管理」「計画書 4 利用促進のための取組」「計画書 8 日常の事故防止、緊急時の対応」「計画書 1 1 地域と連携した魅力ある施設づくり」「計画書 1 3 コンプライアンス、社会貢献」に詳細を記載します。

○方針 5 安全安心を形成する信頼される管理運営（災害含む）

➡「計画書 8 日常の事故防止、緊急時の対応」「計画書 9 急病人及び新型コロナウイルス等への対応」「計画書 1 0 災害への対応（事前、発生時）」「計画書 1 1 地域と連携した魅力ある施設づくり」「計画書 1 4 事故・不祥事への対応、個人情報保護」に詳細を記載します。

○方針 6 何度も訪れたいと感じるパークマネジメントの展開

➡「計画書 3 施設の維持管理」「計画書 4 利用促進のための取組」「計画書 5 自主事業の内容等」「計画書 7 利用者対応・サービス向上の取組」に詳細を記載します。

■利用者や地域住民、環境等に配慮した取り組み方針については、下記の項目で取組を行います。

①来園者にやさしい、誰もが安心して利用できる公園づくり

➡「計画書 3 施設の維持管理」「計画書 4 利用促進のための取組」「計画書 8 日常の事故防止、緊急時の対応」「計画書 9 急病人及び新型コロナウイルス等への対応」に詳細を記載します。

②公園隣接者等への情報発信と地域連携の充実

➡「計画書 3 施設の維持管理」「計画書 4 利用促進のための取組」「計画書 1 1 地域と連携した魅力ある施設づくり」に詳細を記載します。

③安全安心及び衛生環境の向上

➡「計画書 4 利用促進のための取組」「計画書 8 日常の事故防止、緊急時の対応」「計画書 1 0 災害への対応（事前、発生時）」に詳細を記載します。

④循環型社会への取り組み

➡「計画書 3 施設の維持管理」「計画書 4 利用促進のための取組」に詳細を記載します。

■KPI の設定

管理運営方針等において、それぞれのリーディング事業を明らかにし、その KPI を設定し、指定管理期間の事業進捗を図ります。

計画書 2 「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

公園管理運営において、日常的な管理作業となる清掃、除草等は管理スタッフにより実施し、きめ細かい対応を行うことを基本とします。その上で、高所作業や特殊な技能を有する作業や自然災害復旧等においては、地元の企業への外注を行います。また、関係法令に基づく法定点検、資格や専門的な知識を必要とする業務は関連資格を有する企業に委託して確実な業務を推進します。

■ 業務委託における考え方

公園管理運営において、業務の専門性に合わせた業務委託は必要不可欠となるため、指定管理者として公園に対して管理責任を持ち、明確な指揮命令系統のもと業務委託を行います。

有資格者による自然環境に配慮した効果的な業務委託	公園管理運営士や造園施工管理技士などの有資格者を現地に配置します。管理水準を踏まえた管理を基本とし、効果的な業務委託計画を策定します。
戦略的・経営的な視点を持った業務委託	様々な特性や仕様を明確に把握し、戦略的且つ経営的な観点で選定し、委託する業務に係わるコスト・地域性・技術力を包括的に判断して委託を行います。
長期的な視点を持った業務委託	業務の種類によって、長期的な継続業務と、短期的な単発業務に分けられます。業務の性格により委託の可否及び委託先の選定をおこないます。
確実な業務遂行を可能とした業務委託	委託業務は、専門性が高い業務となるため、委託先の業務に対する資格、知識、経験、技術力及び提案力を総合的に判断し確実な業務遂行を判断します。
神奈川県内中小企業優先発注の推進	業務委託の重層構造を避け、県内（地域）企業へダイレクトに委託することにより、指示命令系統の明確化とコストの適正化を可能とします。
障がい者等福祉施設への発注推進	比較的軽易な作業は、福祉関連施設への委託を推進します。また、日常のパークセンターやイベント等の自主事業においても販売事業等の支援の場を確保します。

■ 委託先の選定方法

委託においては、地域経済への貢献や地域連携の観点から県内（地域）企業への優先発注を基本とします。暴力団排除条例や労働関係法令等を遵守し、社会保険料や事業税等を適切に納付している企業より選定します。また、特定の事業者にかたよることなく、公平性を勘案し、コスト、技術（特に、東高根森林公園では、自然環境への配慮による作業形態等）等を踏まえて選定します。

年間業務委託計画の作成	年間管理計画に基づき業務委託計画を策定し計画的な業務委託体制を構築
委託先選定基準による選定	選定基準は資格・コスト・地域性・技術力・特殊性で評価できる基準表により選定
見積合わせの実施	2～3社の企業より見積書を取得し、価格の査定を行い委託先の選定を行います。
委託先の評価	委託業務の完了後の検査・確認により、委託先の評価を行い、委託先への指導及び委託先の変更を行います。

【委託を予定している主な業務内容】

	管理項目	業務内容	委託理由
植栽	樹木管理	林内間伐、枯損木処理、広場・園路際の自然樹形剪定、花木剪定、相隣関連の樹木管理、害虫防除	高所作業車の使用や害虫の駆除等の専門性を要する
	中低木管理	アジサイや景観要素の高い中低木の刈込物手入・病虫害防除	短期集中での作業実施 害虫駆除等の専門性を要する
	草地管理	法面や面積の広い園地の機械除草・株物内人力除草 ＊比較的軽易な人力除草	障がい者施設、シルバー事業団への発注 繁忙期の効率的な作業
施設	建物管理（警備）	夜間、繁忙期、年末年始巡回・機械警備	関連資格等専門知識を要する
	建物管理（法定）	自動扉・消防設備・井戸・給水システム・非常用設備・建築物定期	関連資格等専門知識を要する
	建物管理（定期）	井戸、雨水排水、太陽光、放送、噴水、遊具他	関連資格等専門知識を要する
清掃	施設清掃	パークセンター床面ワックス	関連資格等専門知識・資材を要する
	池水路清掃	水抜き清掃（高圧洗浄によるコケぬめり除去）	関連資格等専門知識・資材を要する

■ 県内（地域）企業への委託の考え方

当団体は、神奈川県行政代行機関として、その役割を十分理解し、地域経済の発展、県内中小企業の経営の活性化に貢献します。特に業務量の多い造園業務については、神奈川県造園業協会や地元の川崎市造園建設業組合に加入する県内企業を第一優先順位に位置づけます。また、比較的軽作業等の業務については福祉関連施設との調整を進め、「やりがいといきがい」の拡大を図ります。

〔具体的な選定方法〕

地域企業への優先発注	委託先選定基準に地域性を盛り込んでおり、市内並びに県内企業への優位性を担保し、迅速できめ細やかなサービス提供を可能とします。
県内企業の育成	業務推進にあたり、県内企業への優先発注を徹底し、中小企業の技術力向上や育成にも貢献します。
県中小企業・小規模企業活性化推進条例の趣旨に賛同	県内企業の活性化は神奈川県の経済発展に重要な役割を果たしています。当該条例の趣旨に賛同し、企業活動を支援します。
指定管理事業（自主事業含む）イベントにおける委託・連携	イベント等は、県内及び川崎市内の関連団体、福祉関連施設、NPO等との業務連携や委託も視野に入れ、地域に親しみやすい事業とします。

■ 障がい者就労支援への取り組み

地域の障害者就労施設への委託について、物品の調達、同施設等の生産物の販売支援等、公園を活用した支援を推進し、障がい者の自立支援への貢献に取り組んでいきます。

令和7年度実施計画

- ・東高根森林公園を管理運営するにあたり、関係する地域、関係機関等との関係構築拡大を図ります。
- ・計画的な業務委託体制に基づき業務を遂行します。
- ・園内の施設、設備等について、適切な保守点検等の業務を遂行します。
- ・川崎市内を中心に[]と連携し取り組んでいきます。

計画書3 「施設の維持管理」

(1) 公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

■ 本公園の特性を踏まえた維持管理 ～自然環境の保護及び保全～

本公園は、平瀬川の支流源流域となっている谷戸地形と周辺の植物群集のある斜面地、台地で構成されています。また、川崎市営霊園と本公園内の地形に挟まれた谷戸地は、その昔は水田として耕作がなされていました。時代は流れ、非耕作地となったこのエリアは、その名残を残しながら水生植物等の生育空間となり、それを取り囲む樹林地も含めて、植物や野鳥の愛好家から高い関心が寄せられています。

園内に残されたシラカシ林は神奈川県指定の天然記念物となっており、それに囲まれた台地に位置する県指定史跡の東高根遺跡とあまって、神奈川県の大切な財産となっています。それに近接する落葉広葉樹林はシラカシ林との自然植生の対比という点から興味深く、川崎市という市街化の著しい都市において生田緑地等の多摩丘陵のつらなりを形成する将来に継承すべき自然的環境資源と考えています。

■ 本公園の維持管理上の課題

樹林地	○樹林地については、平面的な観点で保全管理の方向性を決めるのではなく、シラカシ林、落葉広葉樹林の特性に配慮し、方位、水分を考慮したエリアごとの育成を図ることが必要です。本公園に生育する植物は水循環から再度検討が必要となります。 ○樹林地等に生育する林床植物、林縁等に見られる地域由来の植物の育成管理が必要です。
湿生植物園	○湿生植物のエリアは、水の流れを鑑賞するだけでなく、水の流れと地形にそったそのエリアならではの植生の変遷が魅力となっています。樹林地の保全と共に、湿生植物も含めて管理することで、そのエリアの魅力を発揮させることが可能となります。
施設管理	○園内施設の老朽化に伴い、植物の説明内容が判読できない箇所が散見されます。修繕ではコストと効果を踏まえて適切な判断が必要です。また、高齢者や障がい者への配慮も重要視される中で、施設の改善や改修も必要となってきます。
市民活動	○本公園に関わっている市民団体は限られている中で、市内では多くの里山ボランティアなどが活発に活動しています。近隣団体との横断的交流を醸成し、本公園の自然再生への連携を呼びかけることも必要と考えています。
ユニバーサルデザイン	○自然地形という特徴から全てに対応できない中で、高齢者や障がい者の方々の本公園を気軽に散策できるように、来園者に寄り添ったユニバーサルデザインの導入を着実に進めていくことが大切です。

上記を踏まえ、以下に示す5つの実施方針を設定し、適正な維持管理を推進していきます。

【維持管理業務 実施方針】

- ① シラカシ林及び東高根遺跡を保全する植栽管理の推進
- ② 湿生植物園やユリ園での植物の保全育成方針の設定
- ③ 来園者が触れる施設の適切な維持管理と感染症対策への対応
- ④ 市内ボランティア団体との連携による樹林地の横断的な保全活動
- ⑤ ユニバーサルデザインに配慮したサイン設置及び施設の改善



～実施方針を実現する新たな仕組み～

■ 東高根森林公園・新植生管理計画の作成 【自然環境保全ミーティング】

〇〇〇〇として、「自然環境保全ミーティング」を発足します。現段階の本公園の植生遷移を再評価し、今後の保全管理の方向性となる「東高根森林公園自然環境保全管理指針」として作成します。

【取組み内容】

- これまでの指定管理者が設定した植生目標と現況を改めて検証し、誰もが理解できる植生状況の評価を検討・実施し、それに基づいた短中期の保全方針を作成
- 市民協働を基本とし、自治会、既存ボランティア、NPO、関心のある市民等の参画
- 利用促進の自然観察会等の実施と本ミーティングの取り組みを連動させて発展
- 参画していただいた方々が引きつづき持続的な保全管理活動の実施を誘導

○川崎市内で開催されている「里山フォーラム」等に参加し、この取り組みを発信し、交流を深化
【参加メンバー】

令和7年度実施計画

- ・自然環境保全ミーティングを年4回程度開催します。
- ・自然環境保全ミーティングの活動内容を周知するための一環として、「東高根森林公園ガイドツアー」を実施します。
- ・園内の「シラカシ林」について、作成した「保安全管理の取り組み」を元に管理を実践します。
- ・「保安全管理の取り組み」は園内の状況を考慮し、順次更新します。
- ・ナラ枯れ対策について、園内におけるカシノガキクイムシによる被害に注視し、必要に応じて川崎治水センターと協議を行い適切に対応します。
- ・ユリ園の維持管理に関する知見を向上させる[]に参加します。
- ・園内の二次林（クヌギ・コナラ林）について、「保安全管理の取り組み」を元に管理を実践します。

（2）施設保守点検業務、小破修繕業務等の実施方針

■ 施設保守点検の実施方針

施設管理は、施設及び設備の的確な予防保全と計画的な修繕及び更新が求められます。施設の長寿命化を基本とし、四半期ごとに実施する施設のセルフモニタリングにより、施設等の点検を実施し、その結果に基づき、修繕更新を計画的に実施します。また、日常的な巡回パトロールは毎日実施し、施設の状態を常に把握し、快適に利用できる公園の施設環境をつくります。

日常点検	チェックリストによる点検、ハザードマップ重要ポイントのチェック、園内ルート巡回、遊具の点検、サイン等汚損点検
定期点検	遊具精密点検（点検完了シール）、ハザードマップによる点検、マップの更新、本部セルフモニタリングによる施設点検
臨時点検	台風等自然災害、公園施設の不具合
自己点検	安全衛生協議会を設け、公園施設の安全性の自己評価

■ 施設管理における視点（課題）

公園の面積は大きく、その大半が自然地形であり高低差があるため、来園者の散策や休憩場所等が限定されます。その上で、配置された階段や手すり、木栈橋等の点検は多様な来園者を受け入れる都市公園として重要な取り組みとなります。また、点検においては、毎日の巡視のほか、公園等施設管理の熟練者が専門的な視点から四半期ごとに「施設セルフモニタリング」を実施し、維持管理方針に反映させます。

〔計画〕 修繕更新の記録「施設管理カルテ」の作成

施設管理の安全安心を守る活動として、施設の予防保全を基本とした日常・定期点検を行うと共に、その点検の結果及び修繕更新の記録、年月日、写真・状況について、詳細に記録したカルテを作成します。このカルテを活用し、修繕履歴を把握し、適正な交換時期及び耐用年数の設定を行い、設備や工作物の老朽化による事故を未然に防ぎ、適切な更新を行います。

〔計画〕 園内サイン・樹名板の統一デザイン及び修繕更新

園内サインや樹名板は、景観に対する影響を考慮しつつ、注意喚起や案内表示の役割を果たす必要があります。注意喚起や道案内等のサインについては、デザインを統一して作成します。また、作成においてはアクセシビリティに配慮して取り組みます。既存の案内板においても老朽化しているものは計画的に更新します。

令和7年度実施計画

【日常点検等】

- ・県の管理水準書を基本に、日常点検、定期点検、臨時点検を随時行います。
- ・安全衛生協議会による施設安全巡視を行います。

【施設管理カルテおよびセルフモニタリングの実施】

- ・さらなる施設の安全確保を図るため、令和4年度に作成した施設管理カルテを基準に園内の施設巡視を行います。
- ・施設管理カルテを基本に、四半期に1回の頻度で本部による施設セルフモニタリング（危険樹を含む）を実施します。

【園内サイン】

- ・引き続きサインの統一を図ります。また必要に応じて増設、移設、メンテナンス等を実施します。

【建物の保守点検】

- ・関係する法令等を遵守し、適切に建築物等の保守点検を行います。

（3）清掃業務、受付業務、警備業務等の実施方針

■ 清掃業務の実施方針

清掃は管理基準に合わせて計画的に実施していくと共に、汚れていたら清掃することを基本に、いつ来てもキレイで清潔と言われるレベルを目指します。利用者が多い時期は、清掃の巡回頻度を上げて対応します。定期清掃では、普段手の届かない場所を中心に清掃を行い、快適で衛生的な施設を維持します。なお、清掃作業には地域の福祉関係機関等にも働きかけ、障がい者等の働く場も確保してまいります。

【清掃管理における課題】 ～トイレのクリーンアップ～

トイレ・衛生設備の環境は「公園のイメージに直結」しています。特に、屋外トイレについては都市公園として、清掃作業の頻度やレベルについてその環境に合わせて検討した上で、清潔で快適な利用空間を提供する管理水準を設ける必要があります。

■ トイレ清掃の具体的方策

対応策① 清掃員の指導による清掃レベル向上	公園スタッフは協力企業から清掃に関する専門的な指導・助言を受けることで、日々の清掃ポイントを学び、質の高い清掃サービスを提供します。
対応策② 清掃回数の増加による環境改善	利用者が多く見込まれる日において、日常清掃を3回/日以上行います。また、特殊清掃は2回/年、壁面のすす払いを1回/月実施して環境改善を図ります。
対応策③ 悪戯書きや小破修繕の早期対応	利用環境を維持するため、悪戯書きや破損は速やかに修繕を行い、合わせて注意喚起を行います。器物破損においては、所轄警察と連携した対応を行います。

【計画】 屋外トイレのリフレッシュ清掃の実施

屋外トイレについて、1年目にリフレッシュ清掃として、壁・床・天井に対して専用洗剤を使用したクリーニングを行います。また、不具合を一掃する修繕を徹底して行い、照明の照度を確保することで、明るくきれいな印象をつくり、現在のトイレ環境を大幅に改善する取組みを実施します。

令和7年度実施計画

【園内の清掃業務の実施】

- ・清掃ガイドラインに基づいて日常清掃、繁忙期における臨時的清掃を行い、園内の衛生環境の確保と来園者へのおもてなしの空間を向上させます。

【トイレ清掃】

- ・トイレの臭い防止や照明器具および衛生器具の清掃を日常清掃として実施します。
- ・トイレのリフレッシュ清掃（高圧洗浄等）を年に1回実施します。

■ 受付業務の実施方針

受付対応では常に清潔な環境を心掛け、公園のインフォメーション機能として正確な情報をいつでも発信できる体制とします。また、ホスピタリティのある接客対応を基本とし、接客マナー研修等を実施することで、接客スキルの向上を図ります。運営業務における接客の基本を、「笑顔であいさつ」とし、毎日の朝礼においてこの基本を復習しながら、全スタッフの受付対応のレベルを向上させます。

具体的な取り組み

接客マナー研修によるスタッフの接客スキルの向上／巡回時・清掃時の利用者へのあいさつ励行の実施／類似施設等の視察や研修を通じて受付スタッフへのフィードバック

令和7年度実施計画

- ・接客マニュアルに基づきスタッフへの接客指導を行います。
- ・年1回接客研修を実施し、スタッフのスキル向上を図ります。

【来園者が安心できるインフォメーションへ】 ～コロナウイルス対策～

コロナウイルス対策では、当団体の感染症対策マニュアルを基に以下の対応を徹底いたします。

パークセンター受付

アクリル板&ビニールシートの設置、マスク及びフェイスガード着用、消毒液常備、自動検温器の設置、利用後のアルコール拭き上げ、園内への定時放送

■ 警備業務の実施方針

本公園は面積の大半は樹林地であり、夜間は園内全域が暗闇となるため、巡回警備が必要となってきます。夜間においては、敷地内への侵入に対して警戒し、犯罪を抑止する必要があります。基本的には、警備員による人的巡回を毎日行い、公園のセキュリティレベルを上げます。犯罪を発見した場合は、連絡体制により現場に駆け付け、警察への対応を行います。

業務名	実施回数	内容
夜間巡回警備	毎日 365 日/年	夜間のランダムパトロール※により、周辺地域への警戒抑止効果も含めて巡回
繁忙期利用指導パトロール	大型連休・イベント 13～20 日/年	大型連休や土日、イベント対応等の雑踏警備として園内及び駐車場に警備員を配置します。
年末年始巡回警備	年末年始 6 日/年	年末年始のスタッフ不在時の園内巡視
パークセンター内機械警備	毎日 365 日/年	夜間の建物侵入防止、異常検知

※夜間ランダムパトロールの実施

夜間巡回では、日没から不定期に時間を設定してランダムに巡回することで、巡回の規則性を無くし、警備員がいつ来るか分からない状態をつくることで、周辺地域への警戒につながります。警備業務の習慣化を防ぎ、効率的に犯罪の予防効果を発揮します。

令和7年度実施計画

- ・警備業務の実施方針に従った取組を実施します。
(夜間巡回警備・繁忙期利用指導パトロール・年末年始巡回警備・パークセンター内機械警備)
- ・園内警備にあたっては、防犯等に留意した対策に結び付けられるよう逐次記録を取り、管理運営業務に反映します。
- ・近接する住宅や、近隣の方々の安心を高めるため、逐次日常の巡視を行い、安全・安心を高める警備を行います。

(4) 樹林地や草地の管理、樹木、芝生、草花などの植物管理業務等の実施方針

■ 植物管理業務等の実施方針

当団体は、管理水準書に示された保全の基本的な考え方を基本とし、生き物を扱う業務として、これまでの管理者の業務内容や管理手法、管理の履歴を振り返り、課題等の整理を行い、目指すべき目標を設定し実践します。また、この取り組みのエビデンスを高めるため、自然環境保全ミーティングにより「東高根森林公園保安全管理指針」を作成し、保安全管理を進めていきます。また、これまで関わってこられた地域の方々との連携は継承すべき重要事項と考えています。植物等管理においては、地域との協働による「森づくり」を取り組みの基本としてまいります。

※ 自然環境保全ミーティングによる検討内容（案）

樹林地、シラカシ林、クヌギ・コナラ林	コドラートを方位別に設定し、過去のデータを参考にメンバーでの調査を行い、課題を設定して優先的に取り組む事項を把握する。また、実施可能な部分を落とし込む。（優先種、指標種の状況、定点撮影等）
湿生植物	植生状況を過去の保有データから整理し、図面に植生分布を落とし込むと同時に、その保護や保全、再生について優先順位を把握する。
地域連携、情報発信等	市民参加へ向けた取り組みや、小中学校の環境学習の機会として保全活動を活用する。

～樹林地ゾーンに対する共通した取り組み～

■ 東高根森林公園の植生に関する保安全管理と植生等環境調査の実施（令和4年度より開始）

自然植生を保全する植物管理を行うため、自然環境保全ミーティングの中で、植生の実態を把握するための植生等環境調査を行います。こうした調査結果を広く公表するとともに、調査過程に利用促進策としての県民参加型環境学習を組み込み、来園者等への関心を高めます。なお、こうした調査データは、園内のボランティア活動方針の目標にも取り入れます。

【具体的な取り組み】

1年目 新規立ち上げ	○自然環境保全ミーティングを立ち上げ、メンバーの目視による環境調査を実施します。また、そのプロセスの中で、利用促進策の一環として、市民参加の「仮称：みんなで知ろう東高根の森」自然観察を盛り込むなど、本公園の自然資源への関心を高めます。（県民参加の環境学習実施） ※自然環境保全ミーティング討議（1年目は5回程度開催）
2年目 まとめから発展	○東高根森林公園保安全管理指針を取りまとめます。その指針に応じた樹林地の保安全管理に着手します。 ○自然環境保全ミーティングの定期開催と指針への取り組みの確認。 ○また、既存ボランティアとの連携のもとで、園内ボランティアの取り組みを充実させるとともに、川崎市内の里山ボランティアとの交流及び共同作業等の実施を行います。（里山フォーラムに参加）
3年目以降 外部へ発信	○自然環境保全ミーティングの定期的開催と「保安全管理指針」に基づく管理実践のモニタリング。 ○モニタリングの内容をホームページや地域誌等に発信します。 ○市民参加の企画を実施します。（指針は必要に応じて改定） ○川崎市里山フォーラム等に参加し、交流を促進し、東高根の森を引き続き発信します。
【その他】 生き物調査	○調査項目は動植物・指標種の設定。（鳥類、昆虫類、水生生物、両生類・爬虫類・哺乳類等） * 指標種の設定については、誰もがわかりやすい種の設定を行います。 ○希少植物や指標生物を中心に調査。写真撮影、分布図面を作成。赤外線カメラも導入。 * 赤外線カメラの内容は、パークセンターのビデオ等で発信します。 「仮称：東高根森林公園の夜の動物たち」放映

ア（樹林地ゾーン） シラカシ林エリア

■ シラカシ林エリア ～記憶と悠久の森の継承～

特性	古代芝生広場（東高根遺跡）の外周北・東・南となる下方斜面林がシラカシ林となる。自然文化財としての継承と自然植生の階層バランス及び自然の遷移を優先する管理が求められる。
課題	下方斜面地の各方位における環境変化が与える影響を勘案し、方位ごとのコドラート等により、林床帯及び亜高木層を把握する必要がある。また、そのシラカシ林の重要性について発信も必要。

【維持管理のポイント】

- ・自然環境保全ミーティングで保全管理の調査、方針を設定します。
- ・林内の優先的に除去する植物は、モウソウチクの繁茂を阻止するとともに、亜高木層から低木層の常緑広葉樹の繁茂状況を見ながら間伐等の整理を実施し、林床管理を進めます。
- ・高木層については、シラカシに加え、スダジイ、コナラ、エノキ等を確認し、シラカシの保存に優位性を見極め、競合木となる樹木に限定して、間伐等を川崎治水センターへ提案したうえで実施します。
- ・ヤブラン、シュンラン、ジャノヒゲ、ヒメカンスゲ、ヤブレガサ、ホウチャクソウ等の林床植物の育成のため、アズマネザサ群落の拡大を抑制する林床管理を実施します。
- ・笹類については全てを除去の対象とするのではなく、法面の崩壊抑止や野鳥の生息場所としての機能を有することから、自然環境保全ミーティングの中で管理の方法や仕様を確認します。

令和7年度実施計画

【シラカシ林】

- ・自然環境保全ミーティングで共有した「保全管理の取り組み」を元に管理を実践します。
- ・シラカシ林内の植生の記録・確認のため、植生調査を年1回実施します。調査結果を基に、必要に応じて、林内に侵入したタケ・ササ類、シュロの除去を必要な手続きを経て実施します。
- ・ナラ枯れ対策について、園内におけるカシノナガキクイムシによる被害に注視し、必要に応じて川崎治水センターと協議を行い適切に対応します。

イ（樹林地ゾーン） クヌギ・コナラ林エリア

■クヌギ・コナラ林エリア ～人との関わりによる里山景観の継承～

特性	ピクニック広場を台地とした周囲の斜面林で、南、東、北側に分布。代償植生であり、高木層はコナラ、クヌギ、イヌシデ、ヤマザクラ等の落葉広葉樹が優占。亜高木層は、エゴノキ、ミズキ等。低木層は、ヒサカキ、アオキ、ウグイスカズラ等が繁茂。
課題	高木層については、落葉樹を優先させ、可能であれば常緑広葉樹、針葉樹を間伐の対象とし、日照の確保を行いたい。

【維持管理のポイント】

- ・自然環境保全ミーティングで保全管理の調査、方針を設定します。
- ・亜高木層は、林床への日照の確保を行うために、ヒサカキ等及び枝が張るミズキを間伐の対象として管理します。
- ・低木層は、林床植物の生育環境確保の観点からヒサカキ等の常緑樹を対象に必要なに応じて伐採を検討します。
- ・群集に埋もれたヤマザクラは、その枝張を確保する周囲の樹木の枝を落とし、必要な間伐を検討します。
- ・山の若返りの図るため、自然環境保全ミーティングによる植生管理方針を根拠に、萌芽更新や実生による補植を検討します。特に、実生はクヌギ、コナラのドングリをパークセンターにて育成していきます。
- ・小学生の自然観察や体験の場として活用してまいります。
- ・草本類では、ユリ園の日照確保も含め、改めて現在の土壌状態を分析し改善を図ると共に、市内ユリ育成市民団体との連携により魅力を高める取り組みを行う。

令和7年度実施計画

【クヌギ・コナラ林】

- ・「保全管理の取り組み」を元に管理を実践します。
- ・日常的な林内および林縁の維持管理（枯損木撤去、競合木整理、剪定等）については、来園者の安全確保を第一に進めます。
- ・クヌギ・コナラ林（二次林）の保全に向けて、林床植物の生育に配慮した里山的な保全管理を実施します。（必要に応じた下草刈等）
- ・アズマネザサの侵食を抑制し、適切な抑制竹林管理を実施します。
- ・ボランティアの参画による協働の保全管理に引き続き取り組みます。
- ・ナラ枯れ対策について、園内におけるカシノナガキクイムシによる被害に注視し、必要に応じて川崎治水センターと協議を行い適切に対応します。

ウ 広場ゾーン・花木広場・古代植物園

■ 広場ゾーン・花木広場・古代植物園 *～生活文化に関わる植物の伝承/四季折々花木の彩～*

パークセンター側の南口駐車場の背面にあたる樹林地から東名高速道路側の古代植物園側に沿って、一般住宅エリアがあることから、定期的な樹木管理を徹底すると共に、台風等の自然災害にむけて事前パトロール等が必要となります。台風通過時、通過後においては連携・対応体制を構築し、倒木等の発生については適宜対応を行います。

【維持管理のポイント】

古代植物園	<ul style="list-style-type: none"> ・展示草本類においては、展示植物以外の植物が侵入してきており、改めて樹名版との整合を図りながら補植を含めた植物管理を徹底します。展示樹木においては、繁茂している樹木もあることから、適宜、その樹木の特質にあった剪定を行い、生育の促進を図ります。 ・植物の名前、説明サイン等は高齢者にも判読しやすい内容に改善します。 ・ 連携により、古代植物園にちなんだ緑の講習会を開催します。
花木広場	<ul style="list-style-type: none"> ・アジサイの開花が促進される剪定等の管理を適切に行います。また、アジサイハバチの発生に注視し、適切な害虫処理を行います。（アジサイの開花時においては区の広報など積極的に周知します。） ・斜面地に多彩な花々が植栽され生育しているが、モニタリングが重要となるため、散策する方々が四季の多摩丘陵の山草を楽しめるよう株分け、実生、必要に応じて補植等を行います。 ・実生や株分け等については、 助言を得て、バックヤード内での育成を実施します。

■ 東高根森林公園「花いっぱいプロジェクト」の実施

本公園に花による見どころを増やし、季節的な期待感を生み出すプロジェクトを進めます。既存の花のエリアのボリュームアップ及び新品種の導入、また新たな植栽地を増設します。また、保全エリアにおける林床植物等の植物も来園者の関心が高いことから、生育環境の改善として、日照確保のための周辺樹木の強剪定、土壌改良の実施、湿生植物の手入れの強化など、植物本来の姿を展示できる環境整備も行き、長期的な視点で実施していきます。

【維持管理のポイント】

具体的な活動	<ul style="list-style-type: none"> ○古代植物園をリニューアル。衣食住のテーマ毎の植物展示を更新。（新品種の追加） ○古代植物園エリアの自然樹形に配慮した競合樹木の整理。（日照確保） ○シンボルフラワーとなる秋草（ミソハギ、ツリフネソウ、ミソバ、コガマ、オモダカ）の健全育成管理。 ○県花のヤマユリを中心としたユリ園のボリュームアップ。（ユリの新品種導入、株数増加） ○ユリ園の導入エリアとして、出会いの広場にユリの新規植栽及びコンテナによるユリの展示を実施。
--------	--

令和7年度実施計画

【広場ゾーン・花木広場・古代植物園】

- ・当該エリアの植物管理状況を把握し、年間維持管理計画表に即した維持管理の実施を行います。
- ・公園に隣接する住宅に越境する枝葉等の把握や定期的な巡視を実施し、必要に応じて適切な時期に処理を行います。
- ・古代植物園の整備（周囲の樹木剪定、土壌改良、補植など）を行います。
- ・古代植物園の樹名板のデザインを検討します。
- ・古代植物園の植物を利用した講習会を実施します。
- ・アジサイの開花が促進される剪定等の管理を適切に行います。また、アジサイハバチの発生に注視し、適切な害虫処理を行います。
- ・花木広場に生育しているユリを育成し、ユリ園内に補植ができるよう準備を進めます。
- ・「花いっぱいプロジェクト」として、シンボルフラワーであるハギやヤマユリなどの補植を行います。

オ 広場ゾーン、多目的広場、古代芝生広場、こども広場

■ 広場ゾーン（多目的・古代芝生・こども） ～みんなが集う、いきいき広場～

広場を数か所のエリアに分け、養生を段階的に進めて芝生の品質の向上を図ります。損傷している部分は、これまでも補植・張替えという手法がとられています。品質向上の施策として、川崎治水センターと協議を行い、他の地被類の播種や張替えも視野に入れて検討していきます。（オオバコ、シロツメクサ等）なお、現指定管理者の取り組みにおいて、レンゲ、クロッカス等の花畑について試行されています。

【維持管理のポイント】

ピクニック広場	・ナラ枯れの注視を行います。眺望ゾーンでもあることから、広場から見える南側の樹木の剪定整枝を行います。広場の外周のアズマネザサの管理を進めます。
ケヤキ広場	・ウェルカム広場として、ファミリー層の利用や、自然観察会のスタート地点として活用されていることから、休養施設の点検を随時行うとともに、芝生の適切な管理を進めます。 ・ウインターオーバーシーディングまたは、フラワーオーバーシーディングを行い、芝生養生の期間を確保します。
自然観察広場	・自然観察会の方々の滞留の場所でもあることから、休憩施設の維持管理に注視するとともに、水流、護岸から林へのエコトーンや景観に配慮した植物の管理を行います。
古代芝生広場	・外周園路はジョギング等の活用、芝生広場ではファミリー層のピクニックなど多目的な活用を推進します。 ・良好な芝生の管理が必要ですが、一部オーバーユースにより芝生がなくなっている箇所もあります。基本的に通常の芝生管理を進めながら、播種等によるフラワーオーバーシーディングを一部導入します。

令和7年度実施計画

【ピクニック広場】

- ・広場周辺の剪定整枝を適宜実施し、利用者に支障がない維持管理を実施します。
- ・広場利用の安全性を高めるため、ナラ枯れについて経過観察を実施し、必要な対応を行います。
- ・広場周辺の林内の環境整備を図るため、林床のアズマネザサの生育を抑制する管理を実施します。
- ・当該エリアのカシノナギクイムシによる被害を注視し、川崎治水センターとの連携により対応を進めて参ります。

【ケヤキ広場】

- ・公園のウェルカム広場となるケヤキ広場の芝生を適切に管理します。
- ・ケヤキ広場築山にて、フラワーオーバーシーディングを実施します。

【自然観察広場】

- ・自然観察しやすい場づくりに配慮し、周辺の樹木やエコトーン、景観に配慮した植物の管理を行います。
- ・休憩施設の維持管理を適切に行います。

【古代芝生広場】

- ・古代芝生広場の芝生管理を適切に行い、ファミリー層のピクニックなど多目的な活用を促進します。

・芝生広場の多目的な活用に配慮し、オーバーユースによる芝生の傷んだ箇所は芝の補植をおこないます。

カ 池・流れゾーン

■ 池・流れゾーン ～水辺景観・谷戸の生命をつなげる～

湿生植物園は単体での存在はなく、周囲の樹林地に形成された谷戸地形に存在しています。水路やその周辺地については、田ごし灌漑や畦、土羽、護岸等の水田の様相が残されています。こうした過去から継承された微地形をしっかりと保全しながら、湿生植物園としての機能を発揮させます。湿生植物園の保全管理は自然環境保全ミーティングにおいて谷戸の保全としての方針を点検し、取り組みます。

【維持管理のポイント】

- ・自然環境保全ミーティングで保全管理の一環として保全管理方針を設定します。
- ・農の風景とエコトーンを意識した湿生植物園の管理を進めるとともに、農地から変遷した現在の姿の発信をします。
- ・流速を抑制する河床の管理を継承し、小魚類や水生昆虫生息場所の保全として、隠れ家となる石等の配置をすることで、多様な動植物の生息地への配慮をします。水質改善として、夏季による藻類の除去を行うとともに、川崎市内里山ボランティア活動で作られた炭を提供していただき水質の浄化を図ります。（ボランティア間の連携促進）
- ・水生植物の特質を勘案し、流路から池への境に角落しの検討を行い、流速の緩和、水温の緩和、水のたまりの確保による生物生息地をつくります。（ミゾソバ、ツリフネソウ、コウホネ等の保全環境の維持）
- ・本公園の景観構成に欠かせない水景施設の水質保全と魅力向上を目的とし、水質改善、水景管理方針、井戸水の園内滞留過程の状況把握、外来種の調査・捕獲（環境教育イベント連動）等を行います。特にアメリカザリガニ捕獲は、児童への外来種や環境問題などの環境学習の題材として、夏休みのイベント形式で実施します。

■ 田んぼの景観向上施策の実施

水田の景観緑肥として、休耕期間にレンゲを播種し、地力向上と窒素成分の流出防止を目的に栽培管理を行います。また、当公園の地域イベントとして定着している「収穫感謝祭」について、作業の節目について地域との協働を盛り込み、 継承してまいります。

具体的な活動	<ul style="list-style-type: none"> ○稲作が終了する10～11月頃にレンゲの播種をイベントと連動して実施。 ○レンゲ開花期にイベントと連動した花かんむり、花首飾りの制作教室を実施。 ○水田景観の向上として、稲穂のカラーコントラストで、景観として演出。 ○収穫感謝祭における地域協働の継続・発展。（宮前区及び地域団体等）
--------	--

令和7年度実施計画

【池・流れゾーン】

- ・「保全管理の取り組み」を元に管理を実践します。
- ・ より炭を調達し、池・流れゾーンの水質改善を行います。
- ・水生植物の特質を勘案し、流路から池への水管理に注視します。（角落しによる流速の緩和、水温の緩和、水たまりの確保による生物生息地の確保などを注視。）
- ・流速を抑制する河床の管理を継承し、小魚類や水生昆虫生息場所の保全につながる管理を行います。
- ・湿生植物園のキシウブの抑制を行います。
- ・アメリカザリガニの捕獲は、夏休みの子供向けイベントとして実施します。

【田んぼの景観維持】

- ・水流の日常点検や畔の草刈等を適切に行い、田圃景観の維持を図ります。
- ・田んぼの教室を実施します。
- ・収穫後の田んぼにレンゲを播種します。

キ パークセンター及びエントランスゾーン

■パークセンター及びエントランスゾーン ～コミュニティづくりと公園のブランディングの発信拠点～

【パークセンター】	【エントランスゾーン】
<ul style="list-style-type: none"> ・公園の総合案内、植物の見どころ情報を発信 ・来園者の屋内休憩エリア ・文化財や植物の展示コーナー 	<ul style="list-style-type: none"> ・正面入り口から駐車場、パークセンター周辺 ・公園本体へ臨む接続エリア ・噴水や花壇、水生植物が生育している。

【維持管理のポイント】

パークセンター	<ul style="list-style-type: none"> ○パークセンターをビジターセンター機能として展示や図書等の質的向上を図る。 ○地域交流スペース、地域行事活用スペース、園芸講習会の会場などに積極的に活用する。 ○古代遺跡の展示については、地域の歴史を発信する大切なコーナーであるが、現在の展示レイアウトを改善し、小学生等の児童が関心を引くようなディスプレイを検討する。 ○遺跡等の展示品の適切な維持管理と説明版等のアクセシビリティを向上。 ○グリーンインフラ、再生可能エネルギー技術の普及啓発。(太陽光、クールチューブ設備)
エントランスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○グリーンインフラのPR：レインガーデンの設置とそのPR ○壁面緑化の維持管理とグリーンカーテンの実施 ○パークセンター前池の水生植物（園内の自生植物） ・適切な管理と湿生植物園のPR

令和7年度実施計画

【パークセンター】

- ・東高根ライブラリーについて、引き続き図書の追加・整理を行います。
- ・パークセンターを地域交流スペースとして提供します。
- ・総合案内所として、園内の植物の見どころ情報の発信、来園者の屋内休憩エリア、文化財や植物の展示などを適切に発信できるよう、四季を意識して環境作りを行います。
- ・既存の環境普及啓発の施設を活用し、幅広い年齢層の方々に理解できる発信を行います。
- ・ロビー空間のレイアウトを工夫し、来園者にとって快適な空間となるよう努めます。
- ・適切な設備点検（法定点検の実施）と維持管理を行います。

【エントランスゾーン】

- ・東高根森林公園の正面玄関となるエリアとして、適切な施設の維持管理を実施します。
- ・地球環境の保全に向けた取組の一環として、グリーンカーテンの実施を継続し、発信します。
- ・パークセンター外周のカナール等は、堆積ゴミや藻の除去等、衛生面を重視した管理を行います。

ク 園内の年間維持管理計画

※年間維持管理計画表については、資料「年間維持管理計画表」を参照

計画書4 「利用促進のための取組」

(1) 公園の特性や利用状況(繁忙期・閑散期等)、新しい生活様式などの社会状況に応じて、多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等

■ 利用促進に対する実施方針 ～自然活用とアクティブ健康活用～

本公園が多くの人に利用されるために、「魅力の発掘や新たな活用方法の提案」が必要です。公園の日常における小さな賑わいに磨きをかけ、その延長線上に本公園の魅力を発揮する地域イベント等を実施し、それらの相乗効果により、公園を核としたまちづくりに寄与していきます。

実施においては公園の特性を活かし、多種多様な主体との連携と協働を基本として実施します。また、収穫感謝祭など地域に浸透し、楽しみにされている事業は継承しながら、今までにない新しい視点や主体とのネットワークを加えることで、本公園が持つポテンシャルを引き出し、幅広い方々の来園を図ります。

■ 本公園の利用促進における課題と対応

本公園の利用促進は、自然環境の特性を活かし、その魅力を体感できる取り組みがなされています。しかしながら、少子高齢化社会を見据えた企画や子育て世代の方々にも参加して頂くための新たなニーズに対するアプローチが必要と感じます。これまでの「静」としての自然学習や観察的な事業を継承しつつ、幅広い層の来園者を呼び込み、躍動的な健康志向への取り組みを付加し、更なる本公園の魅力を強化していきます。

また、近隣の市の指定管理施設として培った地域との繋がりを深めながら、市民活動やボランティア間の交流を生み出し、市内指定管理公園との横断的つながりを本公園で構築していきます。

■ 利用促進プログラム ～5つの方針～

多くの人に利用される魅力ある公園に向けて、5つの「利用促進プログラム」を発展させていきます。

① 公園の環境を活かした利用促進	～「公園で学ぶ」～
② 健康志向のアクティブな利用促進	～「公園でアクティブ」～
③ 公園特性を活かした利用促進	～「公園の魅力」～
④ 地域と連携した利用促進	～「地域の魅力」～
⑤ 閑散期に対する利用促進	～「ポテンシャルの発掘」～

ア ① 公園の環境を活かした利用促進

■ 利用促進テーマ ～「公園で学ぶ」～

公園内の魅力的な自然環境を題材した環境教育や植物を使った五感を養う様々なイベントにより公園で学びのフィールドとして利活用していきます。開催に当たっては有識者や行政機関の協力を仰ぎます。

〔年間 利用促進イベント 一覧〕

イベント名・内容	時期	連携先など	回数
★自然と東高根遺跡の歴史学習会	春・秋		2回/年
★公園の自然探検 (こども自然教室)	夏・冬		1回/年
★夏休み宿題工作 ボタニカルアート教室	夏・秋		2回/年
★季節の歳時 花育教室 (寄せ植え、フラワーアレンジメント等)	夏・冬		2回/年
★長尾の散歩道 拡大版スタンプめぐり、スタンプラリー	春		1回/年
古代植物園での鑑賞会の実施	春・秋		2回/年
田んぼの教室	春～秋		通年

【主なイベント内容 詳細】

★ **自然と東高根遺跡の歴史学習会**

・本公園に眠る遺跡と、県指定天然記念物を地域の財産と位置づけ、東高根ならではの、自然環境や歴史の普及啓発に繋げる。専門的な考古学の知見を取り入れ、体験に止まらない学習できる要素も取り入れて企画。

【古代テーマイベント】 勾玉作り／土器はにわ作り／石器作り／火起こし体験／拓本体験／クッキー作り教室／
竪穴・掘立柱住居模型作り／発掘調査体験 など

【勉強会・講習会】古代遺跡展示会／県内考古学に関する座学会／東高根遺跡を知る講演会 など

連携先 

令和7年度実施計画

【自然と東高根遺跡の歴史学習会】

東高根ならではの自然環境や歴史の普及啓発を目的として、東高根遺跡歴史学習会を実施します。

【普及啓発】

イベント等の催事の際に発信できる機会を設けます。

★ **公園の自然探検（こども自然教室）**

・自然利用アクティビティを得意とする団体との連携により、公園の自然を活用した子供向け自然教室等、小学校の夏休み等期間を利用して開催。

・指定管理者も「自然環境保全ミーティング」の一員としてインストラクター的立場として参画し、事業計画の立案を行い、開催中の安全確認を実施。

令和7年度実施計画

【子供向け自然教室】

・園内の自然環境を子供たちに体感・体験してもらうため、子供向け自然教室を年1回実施します。

【ザリガニ捕獲大作戦】＊「公園特性を生かした利用促進」から移行

・環境学習の取組として、夏休み期間中に子供を対象としたザリガニ捕獲イベントを実施し、外来生物の駆除を通して生態系の学びにつなげる機会とします。

【昆虫観察会・ネイチャーゲーム等】＊「公園特性を生かした利用促進」から移行

・園内の自然環境を活かした昆虫観察会等を年1回実施します。

★ **季節の歳時花育教室【講習会】**

・節句、お月見、クリスマス、お正月かざり、多肉植物の寄せ植えやフラワーアレンジメント等、パークセンターロビーを活用して実施。案内は、HP、園内サイン、公園チラシ及びポスター掲示、近隣自治会及び小学校等へ周知。

連携先 

令和7年度実施計画

季節に応じて、フラワーアレンジメントや花を使ったクラフトなどの講習会を実施します。

★ **自然素材を活用したクラフト教室・ポタニカルアート教室** 参加人数30名程度

・美術大学関係者を講師とした、クラフトや植物画教室の開催。パークセンター、芝生広場（テント張実施）

・指定管理者は開催場所の安全確保、他の利用者への周知、開催前後の後片付け等を行う。

・参加費は1000円程度（材料費、講師代相当額）

令和7年度実施計画

四季を通じた植物や景観を生かして、幅広い世代を対象としたクラフト教室等（例 フラワーアレンジメント教室、クリスマスリースクラフト教室）を実施します。

★ 自然体験から体感へ「さわる・測る・知る」 参加人数20～30名程度/回

・これまで行われてきた企画を進化させる提案として、監修に有識者を交えた体感型イベントを企画。東高根のフィールド使い、参加者の五感をフルに活用した今までにない新たな発見を提供。その企画で体感した経験を自ら調べられる環境をパークセンターに用意するハード面も備え、イベントに発展性を持たせる。

・触覚・嗅覚・味覚・色覚・聴覚を使い、楽しみながら自然を体感するイベントなど。

（目かくし森林体験／森の香りを楽しむ／森林サバイバルツアー）

連携先 

令和7年度実施計画

【古代芝生広場を利用した森林セラピー】

有資格者を講師として招き、園内の自然や歴史的資源を活かした森林浴のイベントを企画します。

【古代植物園の利活用】

・古代植物園の整備、植物の生育状況を鑑みながら、古代植物園の普及啓発を行います。

【田んぼの教室】


池・流れゾーンの維持管理に記載した「田んぼの景観維持」の取組と連動し、田植えや稲刈り、収穫の機会と合わせて「田んぼの教室（子供向け）」を実施します。

イ ② 健康志向のアクティブな利用促進

■ 利用促進テーマ ～「公園でアクティブ」～

本公園の自然環境を活かして、幅広い世代の方々への健康メニューを提供します。開催にあたっては、園内の自然環境に負荷とならないよう、場所、コース等の設定を慎重に行って企画します。


【年間 利用促進イベント 一覧】

イベント名・内容	時期	連携先など	回数
★古代芝生広場でヨガ	春、初夏、秋		2回/年
★障がい者向マイナースポーツ体験	春・秋		2回/年
★高齢者向けボールウォーキング	春・秋 5、6、7、10月（月1回）		4回/年
★子どもクロスカントリー	10月		1回/年

【主なイベント内容 詳細】

★ 古代芝生広場 芝生でヨガ体験 参加人数各回 10～30名程度

・実施は、古代芝生広場とし、春、秋の2回実施（単発教室） / ・最低催行人数は、10名程度を予定

・指定管理者もオブザーバーとして参画し実施する。 連携先 

令和7年度実施計画

【パークヨガ体験】

古代芝生広場もしくはケヤキ広場を会場とした「パークヨガ」を季節に応じて複数回実施します。

★森林パラスポーツ体験会（モルック、ポッチャ） 参加人数各回 10～30 名程度

- ・実施は、古代芝生広場とし、春、秋の2回実施（単発教室）/・最低催行人数は、10名程度を予定
- ・指定管理者もオブザーバーとして参画し、実施する。

令和7年度実施計画

【パークスポーツ体験会】

- ・パークスポーツ（モルック、スラックライン、ラダーボール等）体験会を複数回実施します。
- ・パークスポーツを一同に集めた宮前パークスポーツフェスティバルを実施します。

★ 高齢者向けポールウォーキング教室

- ・指定管理者がインストラクターの講習を受け、実施。
- ・高齢者を対象とした健康増進イベントとする。

令和7年度実施計画

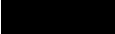
【高齢者向けノルディックウォーキング教室】

広場や周辺園路等を活用してノルディックウォーキング教室を実施します（定期開催）。

【ウォーキング&トレーニングコースの設定】

講師監修の基本コースを設定します。

★ こどもクロスカントリー

- ・と連携した実施（1.5 km 園内園路周遊）
- ・対象は小学生
- ・近隣小学校等に周知し、参加者50人程度を見込む
- ・自然環境に支障にならないコース設定、来園者への事前周知、開催時の安全確保、参加者の安全確保と健康維持、開催後の点検と必要に応じた復旧等
- ※自然環境の保全及び参加者や来園者の安全配慮は必須となる。（要協議）

令和7年度実施計画

園内の自然を活用したパークスポーツ（モルック、スラックライン、ラダーボール等）体験会を実施します。

来園者が主体的に身体を動かすキッカケを提供できるようパークスポーツグッズのレンタルを実施します。

ウ ③ 公園特性を活かした利用促進

■ 利用促進テーマ ～「公園の魅力」～

本公園の自然環境を体感し、楽しみながら、自然からの恵みを知り、四季の移ろいを感じ、外来種への関心等を高め、未来を背負う子供たちに自然環境の保全の大切さを伝えます。

〔年間 利用促進イベント 一覧〕

イベント名・内容	時期	連携先など	回数
★食べる・学ぶ・遊ぶイベント	11月		1回/年
ザリガニ捕獲大作戦（継承）	夏休み		1回/年
昆虫観察会/ネイチャーゲーム/鳥の巣箱づくり/蜘蛛の巣キャッチャー/植物モニタリング	夏休み		1回/年
★東高根森林公園フォトコンテスト	通年		-
★東高根森林公園キッズマイスター	夏		1回/年

〔主なイベント内容 詳細〕

★ 東高根を「食べる・学ぶ・遊ぶ」イベント

・東高根森林公園に由来する植物を活用し、「食べる・学ぶ・遊ぶ」をテーマとした食、昆虫等の神秘、間伐材を活用した遊び等をプレイパーク形式で実施し、人と自然の共生を感じ取ります。内容の詳細については、大学関係者等の意見も交えて連携し、魅力ある企画に仕上げると共に、企画のネーミングにもこだわります。

【食べる】 タケノコ料理教室／どんぐり食べ比べ／山菜調理／餅つき体験

【学ぶ】 特定外来種講座／顕微鏡の世界／チョウの調査

【遊ぶ】 タケのトランポリン／自然素材工作／昆虫探検隊／竹馬づくり など

令和7年度実施計画

【食べる、学ぶ、遊ぶ】

・池・流れゾーンの維持管理に記載した「田んぼの景観維持」の取組と連動し、田植えや稲刈り、収穫の機会と合わせて「餅つき体験」を実施します。

「ひがしたかねパーク大作戦」内で間伐材等を活用した遊びを実施します。

【ザリガニ捕獲大作戦】

・田んぼの教室の一環で、ザリガニ捕獲大作戦を実施します。

【SDGs】

・剪定作業等で発生した材を活用して、公園オリジナルグッズの制作・販売を検討します。

・剪定作業等で発生した材を活用して、「木育」や「火育」の体験ワークショップの実施を検討します。

（例「木育」⇒発生材を活用した木工ワークショップ「火育」⇒発生材を活用した薪割り・火つけ体験会 等）

★ 東高根森林公園 フォトコンテスト

・指定管理者の主催により開催します。公園内撮影した写真を来園者から募集し、園内で行うイベント時に表彰を行います。

令和7年度実施計画

パークセンターを活用し、来園者の写真を掲示できるようなスペースを設けます。集まった作品は公園の広報や魅力向上のために活用します。

★ 東高根森林公園キッズマイスター

・東高根森林公園の自然を子供たちに関心をもっていただくため、園内の自然に関する諸知識を深めていただく。具体は発足する「自然環境保全ミーティング」の学識経験者の助言をいただき仕組みを構築するが、イメージとしてクイズ形式の問題により、水準ごとにゴールド、シルバー、ブロンズとしてカードを発行する。その再挑戦により、子どもたちの関心を高め、最終的に東高根森林公園キッズレンジャーを任命する。

令和7年度実施計画

2024年度より試行した「東高根森林公園キッズマイスター」制度を引き続き、実施します。

工 ④ 地域と連携した利用促進

■ 利用促進テーマ ～「地域の魅力」～

当団体の社会貢献に繋がる取り組みとして、地域祭り、地産地消、チャリティー、地域に根付いた公園内イベント等を、多彩な地域の主体と連携しながら継承していきます。

〔年間 利用促進イベント 一覧〕

イベント名・内容	時期	連携先など	回数
★朝市マルシェ	春・秋	[Redacted]	2回/年
納涼盆踊り 地域納涼まつり	盆		1回/年
リサイクルフリーマーケット	四半期ごと		4回/年
★パークセンターコンサート・森のコンサート	春・秋		2回/年
収穫感謝祭	11月		1回/年

〔主なイベント内容 詳細〕

★ 朝市の開催、マルシェの開催

・地元農業者等と連携し、イベント等で地元野菜等を販売する。

令和7年度実施計画

引き続き [Redacted] 等と連携して、マルシェやイベント内の野菜販売を実施します。

★ 地域等関係者との交流促進（盆踊りやフリーマーケットの実施）

・地域との交流を図るため、園内における地元自治体等との活動について調整を行います。

連携先 [Redacted] 等

令和7年度実施計画

【盆踊り】

・ [Redacted] と調整し、夏祭りを実施します。

・上記以外の地域団体で公園を活用する意向があれば、協議・検討を行います。（川崎治水センターと協議）

★ パークセンターコンサート（森のコンサート）

・パークセンターの有効活用と地域の方々との関係づくりの一環として、春、夏の2回に地域の音楽関係者を招いた軽音楽等のコンサートを開催します。

* 天候がよければ、ケヤキ広場の野外コンサートを実施します。

* 演奏者の謝礼は指定管理者が負担します。

令和7年度実施計画

・クリスマスコンサートを実施します。

・「パーク寄席」を年3回程度実施します。

オ ⑤ 閑散期（通年）に対する利用促進

■ 利用促進テーマ ～「ポテンシャルの発掘」～

○屋内・屋外に対応した公園ガイドスタッフの配置（令和4年4月より）

公園全体の魅力を伝える公園ガイドスタッフをパークセンターに配置します。ガイドスタッフは、「タブレット型端末」を使用して、速やかに情報やサービスを提供します。繁忙シーズンには園内にも展開し、総合案内、動植物情報及び公園イベント情報などを提供します。

具体的な活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ガイドスタッフは運営チーフをリーダーとして、運営スタッフ3名が対応。 ○端末内の情報は、公園概要、イベント情報、公園の季節毎の風景・貴重な動植物の写真 など ○パークセンターで利用を待つのではなく、屋外で自由に活動する公園ガイドを展開。
--------	---

令和7年度実施計画

- ・令和4年度に引き続き、園内の自然環境等を説明できる人材を育成します。
- ・アプリやHPを活用した、よりリアルタイムな情報サービスの提供を行います。

○書籍閲覧コーナー「東高根ライブラリー」の設置

園芸や緑化に関連する書籍を配置し、自ら調べられる環境の整備として、書籍閲覧コーナー「東高根ライブラリー」を設置します。書籍は、園芸・森林・自然等の分野を中心に年間20冊程度の収集を行い、年々充実させます。ファンが多い園芸系の定期雑誌も1年分のバックナンバーも含め購入して配架し、多様なニーズに対応します。

具体的な活動	<ul style="list-style-type: none"> ○実施にあたり書籍の閲覧に関するルールを作成し、利用者からの意見要望も伺います。 ○場所は、スペースの有効利用を考え、休憩スペースの情報コーナーの一角に設置 ○当該スペースには、観葉植物などを設置することで、癒しの空間を演出。
--------	---

【主な導入図書】：園芸に関する入門的な図書／食育に関する主要な図書／子供も楽しめる図鑑・百科事典／地域の歴史・文化に関連する図書／森林・林業・自然体験に関連する図書／県内考古学に関する図書 など

令和7年度実施計画

- ・引き続き蔵書の追加・整理を行い、東高根ライブラリーの充実を図ります。
- ・整理の結果を受けて、幅広い年齢層に楽しんで頂くライブラリーとしての方向性を検討します。

○「長尾の散歩道」を活用した東高根森林公園への来園促進

本公園は川崎市自然遊歩道である「長尾の散歩道」の拠点施設であることから隣接した施設をつなぐスタンプラリー的な回遊を促進することで公園散策の楽しみが倍増します。まずは、XXXXXXXXXXにおいて連携を図り、徐々に関係する施設へもスタンプラリーへの参画をお願いし、回遊の輪を広げてまいります。

令和7年度実施計画

- ・近隣の公共施設（XXXXXXXXXX）と連携し来園促進を行います。（XXXXXXXXXXの利活用）

■パークセンター「魅力向上プロジェクト」の実施

環境共生型パークセンターの魅力を向上させるプロジェクトを展開します。「植物による魅力向上」をテーマに、本公園の顔として東高根の自然を施設全体で表現します。また、このプロジェクトにおいては近隣地域の市民団体や、既存のボランティア団体と連携した施設づくりを推進します。

具体的な活動	<ul style="list-style-type: none"> ○水生植物の展示：パークセンターの涼風池を使って熱帯スイレン等を展示。 ○屋根緑化の改善：屋根緑化の生育環境の実態を調査、環境適正に合わせた植栽補修。 ○管理事務所の花壇：公園事務所の入り口にある植栽エリアにガーデニングを実施。 ○グリーンカーテン設置：夏期にツル性植物で緑陰及び緑化を実施。
--------	---

令和7年度実施計画

【水生植物の展示】

現行の植物展示を継承し必要な改善を行い、多彩な水生植物の展示を目指します。

【管理事務所の花壇】

パークセンターの入り口に設置した花壇の管理を行います。

【グリーンカーテン】

地球温暖化防止の普及啓発の一環として、パークセンター壁面にゴーヤ等つる植物の緑のカーテンを育成します。

【その他の利用促進プログラム】

- 近隣の小中学校の環境教育 / ○ 市民参加の「仮称：みんなで知ろう東高根の森」自然観察会
- 古代植物園にちなんだ緑の講習会 () / ○ 「収穫感謝祭」における地域協働の継続・発展
- ドッグマナースクール/ ○ 高齢者や車椅子使用者等対象にした園芸講座 (レイズドベッド活用)

令和7年度実施計画

【小中学校の環境教育】

地域の子どもたちと交流を図るために、東高根森林公園の自然環境等に関連した環境イベントや自然体験などのプログラムを出張形式で実施します。

【東高根ガイドツアー】

「東高根森林公園ガイドツアー」を実施します。

【古代植物園にちなんだ緑の講習会】

・古代植物園の整備状況を鑑みながら、古代植物園の植物を利用した講習会を実施します。

【イベント「ひがしたかねパーク大作戦」の実施】

公園の年1回のイベントとして地域の様々な主体と連携した「ひがしたかねパーク大作戦」を開催します。

【ペット連れ来園者への働きかけ】

- ・公園での散歩マナー等について学ぶきっかけになるような機会（「ドッグヨガ」・「犬のしつけ相談会」）を提供します。
- ・ペット連れ来園者を対象としたイベント（マルシェ）を開催します。
- ・園内におけるペットマナー啓発の一環として、誰にでも分かりやすく伝わるサイン等の刷新を進めます。

【レイズドベッド】

・地域団体と協力しレイズドベッドを運用します。

カ 新しい生活様式に対する考え方

■ 都市公園におけるニューノーマルに向けて

利用促進事業の開催においては、県の方針により実施の可否を確認しながら運営します。また、当団体の「コロナ対策マニュアル」に沿って感染症拡大を防ぐと共に、With コロナからポストコロナ社会に向けて、新たな常識となるニューノーマルへの取り組みを理解し、公園の維持管理運営に取り入れていきます。

【感染防止の3つの基本】 ①ソーシャルディスタンス ②マスク着用 ③手洗い・消毒

〔ニューノーマル・新しい生活様式〕

<p>娯楽、スポーツ等</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>公園はすいた時間、場所を選ぶ <input type="checkbox"/>筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用 <input type="checkbox"/>ジョギングは少人数で <input type="checkbox"/>すれ違うときは距離をとるマナー 	<p>食事</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>持ち帰りや出前、デリバリーも <input type="checkbox"/>屋外空間で気持ちよく <input type="checkbox"/>大皿は避けて、料理は個々に <input type="checkbox"/>対面ではなく横並びで座ろう <input type="checkbox"/>料理に集中、おしゃべりは控えめに 	<p>公共交通機関の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>会話は控えめに <input type="checkbox"/>混んでいる時間帯は避けて <input type="checkbox"/>徒歩や自転車利用も併用する <p>働き方</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>テレワーク・ローテーション勤務
---	---	--

<input type="checkbox"/> 予約制を利用してゆったりと <input type="checkbox"/> 狭い部屋での長居は無用 <input type="checkbox"/> 歌・応援は十分な距離、オンライン イベント等の参加 <input type="checkbox"/> 接触確認アプリの活用を <input type="checkbox"/> 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない	<input type="checkbox"/> グラス等の回し飲みは避けて 買い物 <input type="checkbox"/> 通販も利用、電子決済も利用 <input type="checkbox"/> 1人または少人数ですいた時間に <input type="checkbox"/> 計画をたてて素早く済ます <input type="checkbox"/> サンプル展示品への接触は控えめに <input type="checkbox"/> レジに並ぶときは、前後にスペース	<input type="checkbox"/> 時差通勤でゆったりと <input type="checkbox"/> オフィスはひろびろと <input type="checkbox"/> 会議はオンライン <input type="checkbox"/> 対面打合せは換気とマスク
--	---	--

〔来園者に向けた具体的な取り組み〕

感染拡大防止対策	検温や体調確認／連絡先の確認／消毒液や手洗いによる消毒の徹底／マスク着用、咳エチケット等の指導／人数制限による密の緩和／貸出資材等の随時消毒
公園の役割発信 日常的な利用促進	きれいな空気の中、自然に癒される空間である公園は、コロナ禍において貴重な空間であることが再認識されています。社会インフラとしての都市公園の機能を発信していきます。
イベントの工夫	イベント内容によってリモート配信を活用した利用促進も検討していきます。また、密を避ける個人参加のプログラムも企画し、集まりを回避した利用を検討していきます。

令和7年度実施計画

- ・社会情勢を考慮しながら、「感染拡大防止マニュアル」に沿った運営を行います。
- ・日常的な対策として、マニュアルに沿って園内におけるサイン掲示や園内放送を行い、注意喚起を行います。

（2）有料施設における利用者増及びサービス向上に資する事業の実施方針、内容

ア 条例別表第5の有料公園施設

「該当施設はありません。」

イ 駐車場

■ 駐車場運営について

季節による繁忙期、土日祝日やイベント開催時は、公共交通機関利用の呼びかけ、正面入り口の混雑緩和に取り組む必要があります。平日と12月から2月は無料の駐車場となりますが、繁忙期と同様に周辺への配慮、駐車場の状況についての情報提供などに取り組む必要があります。

〔渋滞緩和への取り組み〕

本公園の南口駐車場入口は市内幹線道路に接しており、片側1車線でありバス路線にもなっているため、イベント時や繁忙期においては、混雑状況のサインを道路から見えやすい個所に設置します。

■ 駐車場管理について

駐車場の管理者として以下の取り組みを行い、利便性の高い駐車場運営を行います。

- 駐車場の利用方法や利用時間を分かりやすく表示し、利用しやすい環境を作ります。
- 出入口の渋滞発生を抑え、周辺の交通に迷惑をかけないよう、交通整理を行います。
- 春4月～5月、秋10月～11月の土日祝日は、交通誘導員を臨時で配置します。
- 駐車場管理スタッフは、有料運営時には2名以上で配置して対応します。
- 駐車場管理スタッフは、緑化協力金の説明を行い、理解促進に努めます。
- 場内事故の防止と安心安全な施設運営を基本とします。
- 車両に接触する恐れのある植栽は、速やかな剪定や刈込により接触を未然に防ぎます。
- ドライバー目線と歩行者目線で植栽を管理し、見通しの良い場内を維持します。

■ 駐車場管理運営 実施体制について

業務内容	直営スタッフにて対応することを基本とし、繁忙期は増員にて対応する。
業務体制	直営スタッフ2名（繁忙期は適宜増員） ※交通誘導業務は委託

委託内容	繁忙期の交通誘導、雑踏警備業務
点検方法	安全管理書類の確認、業務日報による確認、接遇態度のチェック
指導監督	安全管理、渋滞対策指導、接遇マナー対応、イベント案内など

令和7年度実施計画

- ・駐車マナーの向上に努め、必要に応じて園内放送や掲示による啓発を行います。
- ・繁忙期においては、適宜交通誘導員を配置し、交通渋滞を未然に防ぎます。

特に、4～5月のゴールデンウィーク期間、9月のシルバーウィーク期間、11月のひがしたかねパーク大作戦における駐車場入場者の待機車両の対策を講じます。

ウ 自動販売機

■ 自動販売機の運営について

来園者の熱中症予防や利便性の向上を目的に自動販売機を設置します。設置台数は、既存の設置個所を優先し、同じ台数となる6基を設置する予定です。提供はドリンク類を基本として、その他アイスクリームも内1台導入します。自販機メーカーの選定は、自販機の性能、商品ラインナップ、メンテナンス、防犯対策、災害救援対応などを審査し決定します。設置にあたり、公園の雰囲気を書さないよう配慮し、必要に応じてラッピングを行います。

■ 自動販売機の管理について

公園管理者として、専門業者に対する以下の指示を行いフルオペレート契約にて委託します。

- 自販機メーカーには、設置台数分のリサイクルBOXの設置を義務づけます。
- 自販機メーカーには、リサイクルBOXの適宜回収と回主時の清掃を実施させます。
- 繁忙期は、リサイクルBOXが溢れる場合は、公園スタッフによる臨時回収も行います。
- バーロックや警報機等の防犯予防装置の設置を義務付けて設置します。

■ 自動販売機事業 実施体制について

利用時間等	24時間365日の販売とし、夜間は照明を落とします。
設置場所	パークセンター周辺、北口駐車場、古代植物園付近 計6台
委託内容	自動販売機専門業者へ設置管理及びフルオペレートを委託
指導監督	販売品目や防犯対策、省エネ等について監督し必要に応じて指導

【その他取り組み】

災害救援ベンダー：パークセンター周辺の自動販売機は、災害救援ベンダー機能を装備し、メーカーと協定締結の上、災害時に無償の飲料提供を可能とします。

キャッシュレス機能：利便性を高める電子マネー対応型の最新の筐体を採用します。

公園用ラッピング：公園の景観を阻害しないように、筐体のラッピングを工夫します。

令和7年度実施計画

【設置基数】6基（飲料：5基 アイスクリーム：1基）（令和4年度に設置済み）

【リサイクルボックス設置】設置する自動販売機には、設置台数分のリサイクルボックスの設置を義務付けます。

【災害対応】パークセンター周辺の自動販売機は、災害救援ベンダー機能を装備します。

- ・利便性の向上を目的に、利用者の利用状況等に応じて設置台数の増台を検討します。川崎治水センターと協議の上、利便性及び園内の防犯対策を第一に考慮し検討します。

(3) 多くの利用を図るために行う広報・情報発信の工夫等

■ 本公園の利用特性について

本公園は、月毎の繁閑差が小さく、年間を通して地域から利用されています。園内には有料施設は無く、大規模花修景や大型遊戯施設などの短期間に集客する要素が少ない中で、東高根の自然が生み出す景観や動植物、また日常的な散策や遊びを目的に市内を中心に多くの来園者を魅了しています。

また、駐車場のリニューアルにより利便性が向上しましたが、公園へのアクセス情報の発信や日常的なイベント実施により来園者増加を見込み、「日常的なサービス向上とリピーター創出」に取り組みます。

ア 公園利用者目標について

現在、年間 38.4 万人以上の来園者を魅了しているのは、東高根森林公園の豊かな自然環境にあると考えております。新型コロナウイルスの影響を鑑み、ポストコロナ社会を見据えた目標を以下の通り設定しました。自然を扱う管理者として、「利用と管理」のバランスを考え、目標設定を 40 万人に設定します。

〔東高根森林公園 利用者数〕 ※公募資料より

	利用者数	平成 29 年度～令和元年度 平均※	令和 4 年度～令和 8 年度 平均
公園	年間	384,968 人/年	400,000 人/年
	平均/月	32,080 人/月	33,333 人/月
パークセンター	年間	42,349 人/年	45,000 人/年
	平均/月	3,529 人/月	3,750 人/年

令和 7 年度実施計画

- ・令和 7 年度は、年間来園者数目標を、公園 430,000 人/年、パークセンター 35,000 人/年に設定します。
- ・公園の平均利用者数の目標を達成するために、様々な広報チャネルを活用し、公園の魅力を発信するとともに、利用促進事業の実施により、多世代の方々が来園できる環境づくりに取り組みます。

イ 積極的な広報・PR 活動の実施

■ 東高根・営業窓口「広報担当スタッフ」を専任

広報は、常に活動しながら最新情報収集すると共に、自ら情報を発信することが重要です。また、来賓対応や取材に対して、的確な受け答えも要求されます。当公園の広報は、副統括・運営チーフを広報担当として専任し、広報業務を強化すると共に、外部への情報発信を積極的に実施していきます。

令和 7 年度実施計画

- ・広報担当スタッフがインバウンドも意識した東高根森林公園の広報拡大に取り組みます。
- ・地域の媒体や団体を経由した情報発信を行います。() 等)

■ 公式 WEB サイト (HP) のリニューアル

本公園の公式 HP をリニューアルして運用します。公園情報の更新を適宜行い、最新情報を提供します。また、スマートフォンの普及に伴い、等) の SNS を活用し、新たなファンを獲得していきます。また、HP のアクセス分析により、陳腐化を防ぎ、魅力あるコンテンツに更新します。

具体的な活動

- 広報担当スタッフによるブログを実施し、公園の情報や出来事を公表
- を活用した最新情報の提供
- HP のアクセス分析により、アクセス数、時間帯、エリアを数値化するセルフモニタリングを実施

令和 7 年度実施計画

- ・公式ウェブサイトを通じた情報発信の充実に努めます。

■ パブリシティの強化

広報宣伝においては、マスコミ（テレビ・ラジオ・新聞、地域誌、雑誌など）の力は絶大なものとなります。有料広告に頼らず、記事や話題になる出来事について積極的な投げ込みを行い、情報を発信に繋がります。また、[]等への情報提供を積極的に行います。

令和7年度実施計画

- ・令和6年度に引き続き、地域メディア等を活用して積極的な発信を進めます。

■ 地域密着型の施設相互広報の実施

本公園のイベント等のポスターやチラシを周辺の川崎市の施設へ掲示して頂く活動を行います。また、相互広報として、先方のポスター等も受領し、本公園に掲示します。掲示は、周辺施設紹介コーナーを設け、利用者に分かりやすく配布・配架を行います。施設相互利用により利用促進の相乗効果も期待できます。

具体的な活動

- 周辺施設には相互広報に関する依頼文を送付して、理解を求める。
- 各施設の広報との連絡体制を構築し、地域に速やかな情報が伝わるネットワークを構築

令和7年度実施計画

- ・[]連携を図り、本公園のイベント等のポスターやチラシを神奈川県内の施設（例 []等）へ掲示して頂く活動を行います。

■ 周辺施設のイベントへの出展

本公園の周辺施設並びに周辺地域で実施されている、大規模イベントに出展者し、事業連携型の広報を行います。出展では、施設紹介パネルやリーフレットを持参し地域の施設の一員として公園をアピールし公園利用の促進につなげます。

具体的な活動

- 参加可能なイベントについて情報を収集し、実行委員会等に積極的に参加。
- 出展用に携帯用テントや公園紹介パネル等を制作し、いつでも参加できるツールを用意。
- 先方の依頼があれば、スタッフによる東高根を伝えるクラフト教室等を実施。
- 出展を予定しているイベントは以下を検討。[]（ほか）

令和7年度実施計画

- ・近隣地域のイベント等（例 []）に参加し、連携を進めます。

■ 公園への案内サービス

東高根森林公園に関する情報を地域の方々に発信するため、宮前区役所との連携を計り、区役所情報サービスコーナーへパンフレットやポスター等の配布を行います。また、公園北口は案内サインがほとんどありません。公園への来園者増加を見込むため、北口案内の工夫に取り組みます。

令和7年度実施計画

- ・[]に、東高根森林公園の関連情報の配架について調整し、実施します。

計画書5 「自主事業の内容等」

(1) 公園の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

本公園が自然豊かな風致公園である一方、幹線道路に面した 115 台の駐車場を有した、年間およそ 40 万人の来園者が訪れる公園です。来園者がまた来たくなるような魅力的なサービスを提供すべく、ニーズを把握した的確な自主事業を展開していきます。実施においては、協力事業者に委託等することも想定するため、自然環境観察の方々の意見も伺いながら「公園内の自主事業ルールブック」を作成し、協力事業者への周知とその遵守を徹底させます。なお、実施にあたっては、年度事業計画に沿いながら、川崎治水センターとの事前調整を行い、協議書による承認を受けてから実施していきます。

ア キッチンカーを使った飲食エリア提供

来園者の利便性と楽しめる賑わいを提供するため、飲食事業者と連携を図りながら、パークセンター内や園内広場等で軽食やソフトドリンク等のサービスを提供し、新しい来園者サービスを提供します。

■ キッチンカーを使った飲食エリア提供の業務体制

キッチンカー事業者の選定方法	○神奈川県内の事業者を優先するとともに、初年度は当団体が他の指定管理で実績のある協力事業者より、業態等の条件を指定して選定する。 ○3 年目から他の事業者からの応募も受付。指定管理者の選定会議で決定する。
指定管理者による営業の指導監督	○事業計画の確認、車搬入計画の確認と安全対策、営業中の安全確保、ごみ対策、コロナ感染対策、衛生管理、事後の現況復旧等をチェックする。
必要となる備消耗品の整備	○ゴミ集積 BOX、テーブル、イス、パラソル、POP サイン等を指定管理者と事業者にて協議の上で整備する。(ゴミの処分費は事業者にて負担)

令和7年度実施計画

・来園者アンケートの結果を踏まえて、イベント以外の繁忙期のキッチンカー等導入について引き続き協議・調整を行います。

〔事業概要〕

森のオープンカフェ事業 実施場所：パークセンター周辺、エントランスゾーン

- * 申請手続：県条例に基づく設置管理許可
- * 販売品目：サンドウィッチ、クレープ、コーヒー等のソフトドリンク類
- * 販売単価：300 円から 800 円程度
- * 営業日数：繁忙期 土曜日、日曜日（11 時から 15 時）
- * ██████████

指定管理者収入見込：██████████ / 協力先 ██████████

〔事業概要〕

森の中の「ちょっと一息カフェ」 実施場所：出会いの広場、ケヤキ広場

- * 申請手続：県条例に基づく設置管理許可
- * 販売品目：コーヒー、紅茶、抹茶、ソフトドリンクのみ
- * 販売単価：150 円から 300 円程度
- * 営業日数：繁忙期 土曜日、日曜日（11 時から 15 時）

令和7年度実施計画

・地域団体と調整を行い、実施します。

イ 福祉関連施設が生産・製造している物品販売 「公園のお菓子屋さん事業」

で生産・製造している物品等を販売します。なお、当該団体は、障がい者支援として他の指定管理施設において、同様の連携実績を有する団体です。川崎市が指定管理において推進している、地域包括ケアシステム推進の一環として、施設の活動に協力しています。

■ 公園のお菓子屋さん事業 業務体制

指定管理者の指導

○パークセンター内の衛生管理、安全確保、接遇等を指導。その他ごみ対策、コロナ感染対

〔事業概要〕

「」 実施場所：パークセンター定期的販売、イベント時に園内のブース

- * 申請手続：県条例に基づく設置管理許可
- * 販売品目：販売品目は、施設製造のクッキー類
- * 販売単価：100 円から 300 円程度
- * 営業日数：土曜日 or 日曜日（11 時から 15 時）
- *
- *

令和 7 年度実施計画

- ・引き続き、連携し、アート作品を販売します。

【事業概要】

「アトリエ言の葉 アート作品販売」

- * 申請手続：県条例に基づく設置管理許可 ※川崎治水センターと調整
- * 販売品目：施設にて制作のアート作品
- * 使用材料：画材（紙、木、絵具など）
- * 販売単価：100 円～1000 円程度
- * 営業日数：設置後、毎日（8 時 30 分から 17 時 00 分）
- * 販売体制：施設より納品後、パークセンターに陳列。受付スタッフにて販売対応。
- * 指定管理者として収益は見込みません。
- * 使用料は指定管理者にて負担

ウ その他の販売事業

「東高根森林公園ガイドブックの発刊」

実施場所：パークセンター定期販売、

前指定管理者が発刊したガイドブックの主旨を継承し、自然環境保全ミーティングに参画していただく学識経験者等の監修を受けながら、新たなガイドマップを再編集します。また、東高根森林公園の案内に留まらず、東高根森林公園を拠点として、の自然散策の案内を付加させ、更なる当公園への利用促進と認知を図ります。* 販売単価：400 円を予定

令和 7 年度実施計画

- ・自然環境保全ミーティングにて制作企画会議を実施し、ガイドブックに相当する情報を、毎月発行している花マップの裏面に記載し、自然散策に役立つ案内を発信します。

計画書 6 「利用料金の設定・減免の考え方」

(1) 利用料金の設定（有料施設がある場合のみ）

ア 駐車場

■ 駐車場運営について

本公園は、土日祝日やイベント開催時の公共交通機関利用の呼びかけ、正面入り口の混雑緩和に取り組む必要があります。平日と12月から2月は無料の駐車場となるため、運営の課題もありますが、繁忙期の周辺への配慮や駐車場利用者の利便性向上に取り組めます。

〔駐車場の運営方法 料金設定〕

有料期間	3/1～11/30 土日祝日のみ	有料時間	8:30～19:00
収容台数	南口駐車場：普通車 112台 / 北口駐車場（臨時）：普通車 3台		
駐車料金	料金制度：1回制 ・大型車：880円/回 ・普通車：550円/回 ・二輪車：110円/回		

令和7年度実施計画

・設置した自動開閉機の管理を徹底します。

(2) 減免の考え方（有料施設がある場合のみ）

ア 駐車場

ユニバーサルな対応を推進する観点から、以下のように駐車場料金を減免します。

■ 全額免除の対象

- (1) 社会福祉事業を営む団体等が事業のために公園を利用する場合。
- (2) 国、県、市町村が行政目的のために主催する行事又は事業に参加する団体が利用する場合。
- (3) 身体障がい（児）者、知的障がい（児）者、精神障がい者が公園施設を利用する場合。
- (4) 公共的団体が公共の用に供するために公園を利用する場合。

イ 自動販売機

減免はありません。但し、大規模災害発生時に、公園職員の判断で機内の飲料を滞留者や避難者に対し無償で提供します。

計画書 7 「利用者対応・サービス向上の取組」

(1) 接客や利用者との対話、公園利用ルールの利用者への助言、指導等の考え方

■ 接客や利用者との対話に対する考え方

当団体では、子どもからお年寄りまで、誰もが安心して安全に利用できる公園運営を目指して、全てのスタッフがおもてなしの意識を持って公園運営を行います。来園者との接点や、コミュニケーションを大切に考えたホスピタリティ溢れる接客や対話を行い、地域に愛される公園運営を行います。

〔具体的な取り組み〕

ホスピタリティ溢れる接客	常に公園利用者に対して「笑顔であいさつ」を接客の基本とします。全スタッフが、利用者との接点を大切に思い、イベント情報や開花情報、施設案内や電話対応など、親切・丁寧・分かりやすく対応します。
清潔でさわやかなユニフォーム	公園スタッフであることが、遠くから分かるユニフォームを着用し、名札を付けることで、いつでも気軽に声を掛けられるような、雰囲気をつくれます。また、身だしなみも接客の一部です。スタッフ間で随時点検を行い、清潔でさわやかな身だしなみを徹底します。
委託業者にも指導	接客指導は、公園スタッフにとどまりません。公園にかかわる委託業者にも徹底した指導を行います。特に、利用者の最優先を徹底させ、各種業務において利用者の妨げにならないよう指導監督します。もちろん「笑顔であいさつ」も必須とします。
OJT 研修等 接客レベルアップ	※詳細は、計画書 12 「人的な能力、執行体制」に記載

令和 7 年度実施計画

【ホスピタリティ溢れる接客】

全スタッフが、利用者との接点を大切に思い、イベント情報や開花情報、施設案内や電話対応など、親切・丁寧・分かりやすい対応ができるよう、必要な研修を随時実施します。

【OJT 研修】

※計画書 12 の項に記載

■ 利用者に対する指導及びその対応等

公園は地域の財産であり、管理者は常に公平・公正・平等な利用の確保に努めなければなりません。当団体は、法令による禁止行為・危険行為と、他の利用者への迷惑行為を分類し、施設内へ分かりやすく掲示します。ルールを見える化することで利用者和管理者がルールを共有できる環境をつくれます。

本公園の特に
留意するポイント

- 本公園に群生している山野草等の盗掘や草花の採取が懸念されます。
- 写真用三脚は他の利用者の通行障害及び破損事故の危険があります。
- 古代芝生広場等の犬の放し飼いや、飼い主のマナーも問題となります。

■ ルール違反者への毅然とした対応

公園の特性やルールを十分理解した上で、違反者には柔軟かつ毅然とした態度で利用指導を行います。また、定期的な巡視により、危険行為や不適切な利用を抑止し、監視の目を行き届かせます。ルールを逸脱した不適切な利用者は、管理責任者（統括及び副統括）の直接指導により是正を促します。

本公園の特に
留意するポイント

- その行為が違反であることを分かりやすく誠実な態度で説明して理解を求める必要があります。
- 違反の常態化の場合、関係機関と連携し、地域と一体となって取り組む必要があります。

令和 7 年度実施計画

★ 指定管理者による定期的な巡視に向けた取組

- ・作成したマニュアルを元に対応を実施します。
- ・定期的に、マニュアルに即した所内研修会を実施します。

■パンフレット・周知看板・ホームページ 有効に活用した周知

ルールの共有化には、分かりやすい明確な意思表示が必要です。各種サインによる周知の場合では、利用者の目に留まるよう工夫し、景観に配慮します。イベント時のルールや、重要な事項はホームページで適宜掲示すると共に、会場入り口に明確な周知を行います。

令和7年度実施計画

- ・園内の利用ルールの発信を、パンフレット・周知看板・ホームページで発信します。
- ・パンフレット・周知看板については、随時更新を行います。

■利用者マナーの向上につながる取組み

利用者のマナーやモラルが本公園の環境や景観を大きく左右すると考えています。当団体は、マナー啓発を目的とした様々な取組を行い、利用者と共に快適な空間づくりを行います。利用者に押し付けるような教育や指導ではなく、管理者と共に楽しみながら学ぶスクールとして実施します。管理者自らが先頭に立ち、周知徹底に力を注ぎ、浸透させていく活動を行います。

実施する取組み

- ドッグ・マナースクール： 専門家を招いた、犬のしつけや散歩の楽しみ方のレクチャー。
- マナー啓発チラシ配布： イベント時にスタッフによる呼びかけや啓発活動を実施。

令和7年度実施計画

- ★イベント等の開催を活用した周知
- ・園内のペット利用のマナー遵守に向けた関連イベントの企画を行います。（ドッグマナースクール等）
- ・通年を通じたイベントに合わせて、啓発チラシの配布に努めます。

（２）サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

ア 利用者からの意見を積極的に集め、取り入れる仕組み

当団体は、実績に基づく様々な手法で利用者ニーズを収集・分析して「利用実態」、「利用意向」、「利用者属性」等を把握します。収集した情報は県と共有を図り、迅速性と公平性に留意しつつ対応策を検討し、優先順位を明確にした上で管理運営に反映していきます。

■利用者の多様な声に迅速かつ柔軟に対応する運営

利用者の声は、管理運営の改善点を見出し、利用者満足度を向上するきっかけとなります。当団体は、統括責任者を中心に、利用者から寄せられる苦情・要望等を真摯に受け止めるとともに、主体的に声を拾い上げに行く行動により潜在的な不満・希望の把握にも積極的に取組みます。

受け止める声	自ら取得する声
パークセンター窓口等で直に受ける声 電話やメールによりパークセンターに寄せられる声	園内に設置するご意見ボックス 利用者アンケートやモニター調査 地域との対話等により得られる声

■利用者満足度の把握と業務への反映 「把握・分析・反映・共有」

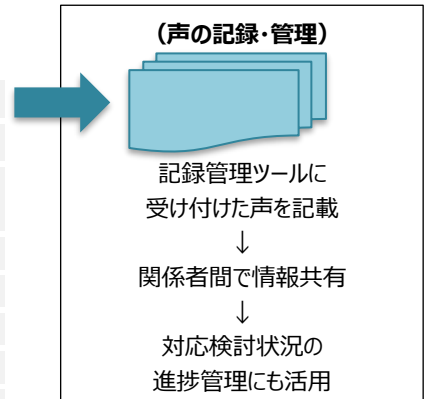
当団体は、公園全体が質の高い管理運営を維持し、地域とともに発展していく取組として、苦情はもちろんのこと、意見や要望、賛辞に至るまで、以下の「把握・分析・反映・共有」のプロセスで対応し、いただいた「声」を具体的な「形」に変えていくことで、信頼関係を高めていきます。

【「把握・分析・反映・共有」 取り組み内容】
利用者の声を「把握」

寄せられる声を待つのではなく、自ら主体的に要望等を聴き取りに行く姿勢を基本として、積極的にニーズの把握に努めます。

【意見収集の具体的な方法】

方法	対象等	頻度
電話・窓口対応	全ての利用者	常時
ご意見ボックス （「みんなの声」コーナー）	全ての利用者が投函可能	常時
来園者アンケート	全ての利用者	随時
参加者アンケート	イベント参加者	イベント時
モニター調査	学校、自治会、周辺施設	2回/年
意見交換会	ボランティア、市民団体等	不定期
情報カード	スタッフからの意見・提案	常時



令和7年度実施計画

【ご意見ボックス】

・ご意見ボックスを適切に運営します。

【利用者アンケート・イベントアンケート・モニターアンケート】

来園者の利用者満足度調査として、随時実施致します。実施にあたっては、目的を明確にし、結果を自社内で分析して事業への反映を行います。

【情報共有】

現場スタッフの作業を通じた気づきを事務所全体で共有できる仕組みを作り、維持管理の品質の向上を図ります。

（例 ホワイトボードにて園内枯れ枝・折れ枝・かかり枝発生状況を共有（随時更新）など）

【意見交換会（年3回）】

・園内ボランティアとの意見交換会を定期的を実施し、相互の交流を深め、ボランティア活動の支援を行います。

・東高根森林公園周辺の関係自治会については、[]にて意見交換を行います。

計画書 11 に記載した、地域との連携を視野に入れて取り組みます。（東高根森林公園コミュニティサロンの発足・[]等）

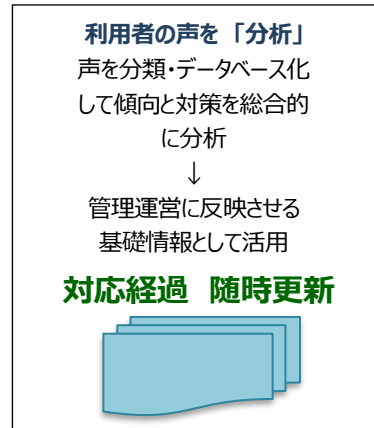
利用者の声を「分析」 / 「共有」

利用者/参加者アンケートの実施手法

利用者アンケートはヒアリング形式で実施します。スタッフと利用者が直に会話することで、積極的でない方からも本音を引き出し、潜在的なニーズを改善につなげていくことができます。また、イベント時には参加者のリピーター化につなげられるよう、事後アンケートを実施し、内容の見直しを継続的にを行います。

公園スタッフの気付きを活かす「情報カード」の運用

日常業務に携わる中で目や耳にとまった課題やニーズを、スタッフが統括責任者に提案する仕組みです。スタッフの気付きの感度を有効に活用し、満足度だけでなく安全管理面での効果も期待できます。



利用者の声を「反映」 / 「反映」

要望等への具体的な対応の検討に当たっては、「必要性・緊急性」・「必要コスト」・「他の利用者等への影響の有無」を考慮して、対応の迅速性と利用者全体の公平性との両立を目指し、声の大小に左右されて偏ることなく、きめ細かい対応を行ってまいります。

具体的な対応例

- ・緊急性の高いものは、統括責任者の判断で迅速に対処する。
- ・日常でモニタリングできるものは、副統括がCS 担当として随時対応する。
- ・将来的な課題は、県との協議を行い長期的な視点で対応を決定する。
- ・来園者や地域住民への影響が想定・懸念されるものは、受け付けた要望等の内容を公表し、意見募集を行うなど、慎重な検討を経て対応策を決定する。

利用者の声を「共有」

利用者の声と対応結果等を複数の手法で公表し、公園利用者・地域住民・関係者等にも広く共有



イ 苦情処理の対応及びその研修等

■ 苦情への真摯な対応

苦情は、行政の代行者たる指定管理者として真摯かつ責任ある対応が求められます。統括及び副統括の社員が初期対応を行い状況把握に努め、クレームの度合いによって本部の責任者にも共有し、現地の立会いや意見聴取を行います。また、県の公園行政に及ぶものは、速やかに県に報告して指示を受けます。

〔クレームが寄せられた際の初動対応の流れ／接遇・心構え〕



■ 苦情や要望を処理する体制と仕組み

苦情・要望等の中には、人為的なミスや不手際によるサービス面での苦情など、速やかに謝罪して改善すべきものもある一方、植栽管理のあり方や公園施設に関するものなど、対応に時間とコストがかかり、多角的に検討する必要があるものもあります。対応策を検討する際には、把握・分析・反映・共有の考えに基づき、統括責任者が初動判断を行いつつ、報告・相談・協議して、指定管理者としての責務を果たします。

苦情や要望に対するマニュアルと研修

- 質の高い利用者対応を行うため、スタッフ能力の平準化・向上のためのマニュアルを整備。
- 事案の蓄積によりマニュアルを更新し、パークプロデューサーによるスタッフ研修を継続実施。

〔苦情の発生抑制を目指す取組み〕

徹底した原因究明や改善策の共有による防止	苦情に発展した事案に対しては、直接的な原因の奥にある根本的な課題（真因）がないかを検証し、同様の事象を繰り返すことのないよう、必要に応じてマニュアルの見直しも行っていきます。また、事例の内容や対応の経緯をスタッフ間で共有し、再発を防止します。
水平展開チェックによる類似トラブルの未然防止	苦情に発展した事案と同じような問題が別のところで発生するリスクが潜んでいないかをチェックする仕組みを設け、類似のトラブルが繰り返し起こることを未然に防止します。
利用者の声を公表する「みんなの声」コーナー	利用者から寄せられた意見・要望と、それに対する管理者からの回答（具体的な改善策など）を掲示するコーナーをパークセンターに設置し、公園利用者と共有できるようにします。要望にストレートに応えられない場合や、対応に相当の時間を要する場合など、可能な限り理由を説明することで、更なる苦情の発生・拡大の抑制を図ります。

令和7年度実施計画

【苦情処理】

マニュアルに即して対処します。

【苦情処理研修の実施】

本部によるスタッフ研修を定期的に行います。

（3）外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針

■ 指定管理者としての「平等・公平・公正性」の確保

・行政の代行者たる指定管理者として、利用者に平等かつ公平に向き合い、安全安心で快適な管理運営を行うことで、公の施設の設置目的である「住民の福祉の増進に資すること」を達成していきます。

■ 公共施設の管理者としての基本理解と、スタッフへの徹底

・地方自治法に定められた「不当な差別的取扱い」の禁止の趣旨を踏まえ、特定の個人の利用が優先されることのないようにします。また、条例による許可・禁止事項等を正しく理解し、公平・公正に運用します。

・公園で働く全てのスタッフに、採用時の研修等を通じて上述の基本的理解の浸透を図るとともに、平等・公平に基づいた「指定管理業務マニュアル」を活用し、全スタッフに徹底を図ります。

■ 利用機会の平等性の確保

・公園利用に関する問合せ・受付について、平等・公平に対応します。また、自主事業においても抽選機能を備えたシステムにより、利用希望者間の機会の均等化を確保します。

・施設利用の実態を把握し、予約内容と実態とに乖離がなく、公正性が確保されているかを確認します。

・イベントや講座の予約状況の公開を通じて、不正利用がなく、公平な受付が行われていることを示します。

■ ユニバーサル・デザイン志向の運営

心のバリアフリー 障がい者・高齢者等への配慮	ハード面でのバリアフリー（障がい者用駐車スペースや車いす用スロープ等）を活用し、モラル・マナー改善を図ります。また、ヘルプマークの認知向上等、理解促進にも取り組みます。
言葉のバリアフリー 外国人利用者への配慮	海外観光客や外国人居住者の増加等も見据え、外国語版公園マップや基本のQAマニュアルを作成します。スタッフ間で研修・共有を通じて、ホスピタリティの向上を図ります。

令和7年度実施計画

【外国語版公園マップ・QA マニュアル】

・作成したコミュニケーション支援ボードを活用して、外国人利用者等の対応に努めます。

【移動の円滑化に対する対策】

・作成したマップを随時見直し、必要に応じて修正を行います。

(4) 神奈川県手話言語条例への対応

神奈川県手話言語条例を踏まえ、当団体の手話に対する意識を向上させる研修などを行います。手話を使いやすい環境をつくることを目的に、以下の取り組みを行い手話の普及啓発に取り組みます。

■ 公園スタッフへの水平展開 ～日常の研修によるスキルアップ～

手話普及マスター※を中心に、公園スタッフへの研修を定期的実施します。毎朝の朝礼でのあいさつを手話で行うなど、スタッフ間のコミュニケーション方法に手話を取り入れ、「一日一手話」を推進します。

※手話普及マスター：計画書 14 手話に対する取り組み ～手話普及マスターの養成～に記載

【その他具体的な取り組み】

スタッフへの手話の教育	<ul style="list-style-type: none"> ・手話普及マスターによる手話講習会の開催（年1回） ・手話の反復練習の実施（朝礼、あいさつ等）
手話が使用しやすい環境づくり （聴覚障がい者の利用促進）	<ul style="list-style-type: none"> ・手話講習会を受講したスタッフが対応 ・筆談器を備えてパークセンターに設置を明示 ・電話以外の問い合わせツールの用意（メール、FAX）
手話の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・手話普及マスターによる手話講習会の開催 ・パークセンターに手話に関するポスター掲示

本部のバックアップ：本部主導のもと手話普及マスターを養成し、手話の普及等を指定管理部門へ推進しながら各公園に対して、研修やクレーム対応のバックアップ体制を整えています。

令和7年度実施計画

【手話のスキルアップ】

手話に精通した講師を招き、初級レベルの手話の職員研修を実施します。

【スタッフへの手話教育】

朝礼時に挨拶レベルの手話の反復練習を実施します。

【ろうあ者のお客様への対応】

ろうあ者のお客様の対応を補完するため、筆談ボードを設置します。

計画書 8 「日常の事故防止、緊急時の対応」

(1) 指定管理業務を行う際の公園の特性を踏まえた事故防止等の取組内容

公園管理に限らず、様々な活動において安全・安心は何よりも優先されると考えます。当団体は、安全管理マニュアルを整備し、他の指定管理公園においても事故の未然防止に関する行動を行っております。日常の園内及び公園と近隣の境界等の巡視を始め、定期的なセルフモニタリングによる点検、当団体の安全衛生委員会による安全パトロール、社内開催の安全大会等、スタッフの安全意識と必要な行動の認識を高め、本公園の特性を踏まえた安全安心を第一に考えた公園運営を徹底して行います。また、本公園は災害時における「災害時応急給水拠点」となっていることや、[REDACTED] 広域避難場所に指定されていることを念頭に置き、有事の際に適切な公園機能の発現と関係機関、地域との連携が図られるよう対応してまいります。

〔本公園の特性を認識し、有事の際に有効な効果を発現する〕

樹林地	日常から危険樹等の確認を行い、必要な管理を実施する。
池・流れ	ポンプ設備や配水システムの管理を徹底する。(災害時における池水の活用も視野)
子ども広場	一時避難場所としてのオープンスペースの管理
古代芝生広場等	避難者待機場所の機能を発現させるためのオープンスペースの管理
エントランス駐車場	インフラ関連車両、防災関連車両、避難者避難車両等のシミュレーション
園路、木栈道、階段	避難経路を想定しての施設管理(主園路等は危険樹や階段施設の点検等)

■ リスクマネジメントによる管理運営

公園の管理運営において、不確実性の事象発生(リスク)から受けるダメージを想定し、そのための予防又は最小化させるための、リスクを事前に把握・特定する必要があります。発生頻度や影響、そのリスクに応じた事前対策や初動行動等について組織的に管理を行う「リスクマネジメント」に重点を置いています。

ア 管理体制

■ 安全を守る管理体制

「本部組織との連携強化」

当団体は、以下の体制で園内等の安全安心(防犯含む)を確保するための体制を構築します。パークセンターを拠点に統括責任者が中心となり、的確な指示命令系統が図られる体制を構築し、指定管理本部、県担当課、関係機関、必要に応じて地縁組織(自主防災組織、自治会等)と連携する体制とします。

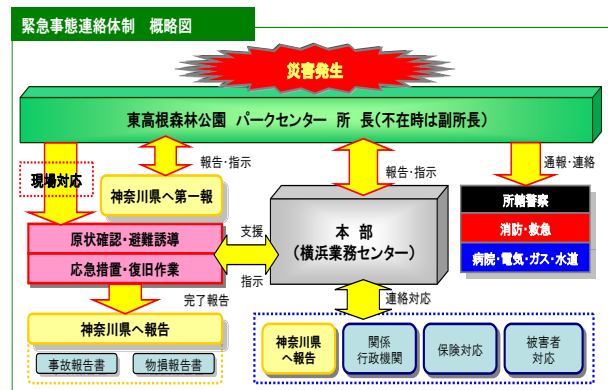
■ 当団体の事業拠点と連携した緊急体制

当団体は、川崎市内のみでなく、その周辺地域に事業拠点を複数有しています。緊急時においては、各事業拠点から効果的、速効的なバックアップ体制が図られる地理的条件を有しています。これは、災害時等において、安定的且つ効率的なリスク管理の業務遂行を進めるにおいて大きなメリットとなっています。

そのために緊急事態のバックアップの日々の確認や、定期モニタリングを通じて対応してまいります。更に、イベント等を活用し、地域の防災関連の団体等と連携しながら、炊き出しや関連機械の作動を学ぶなど、地域に貢献する防災活動にも取り組みます。

※緊急時に相互連携できる川崎市、近接地域の事業拠点

○川崎市内指定管理施設	[REDACTED]
○近接地域の指定管理施設	[REDACTED]
○指定管理事業本部	[REDACTED]



■ 防犯等対策における地元警察（宮前警察署）や地域（小学校含む）との連携

本公園は、常に開放され、樹林地等が多く、ややもすると外部からの死角となる箇所も多い状況があります。また、近隣には小学校等の児童の利用もあることから、夜間の防犯管理の体制は日々の安全対策の課題となります。昨今の犯罪傾向では、管理する側も被害に合うことが想定されることから、地元警察署や小学校の安全対策職員等との協力体制や情報の共有化は必須となります。こうしたことから、日常のスタッフの毎日巡回に加え、警備員による巡回警備を行うとともに、定期的に宮前警察署への定期巡回の依頼や地域の自治会担当部会との顔のわかる関係の構築など、園内の防犯活動を高めてまいります。

■ 統括責任者会議（事故・不祥事等防止会議）の実施

指定管理本部及び当団体が指定管理を担っている各統括責任者がメンバーとなる事故・不祥事防止会議を定期的に行っています。各公園管理で生じた事故やヒヤリハット等の事例を議題にし、原因究明や再発防止策を検討・討議し、管理運営に反映しています。（原則四半期に1回、必要に応じて随時開催）

■ 定例主任会議・毎朝の作業前KYミーティング等

月1回、本部職員が立ち会い、統括責任者、管理・運営チームによる会議を開催し、各月の作業計画や作業内容に応じた安全管理事項の確認、他公園での事故事例の共有等を行い、安全管理レベルの向上を図ります。また、作業の安全確保は労働関連法規の遵守を図るため、作業前のKY活動を必須の取り組みとして実施しています。

令和7年度実施計画

- ・安全管理マニュアルに則って、安全管理を行います。
- ・公園施設の安全性を確認するために、本部による定期的なセルフモニタリングの実施を行います。（四半期に1回）
- ・日常の安全パトロールを実施します。
- ・日常の各種施設点検を実施します。
- ・当団体が管理運営を行っている拠点公園の統括責任者を一同に集めて会議を実施し、公園におけるリスク管理の情報共有を図ります。（四半期ごとに1回）
- ・定例主任者会議（本部職員、統括責任者、各担当チームによる会議）を月1回実施します。
- ・現場スタッフによる作業前のKYミーティングを毎日履行します。
- ・地域関係機関等との連携を図るため、関係構築を進めます。（警察、消防、小学校等）
- ・地縁組織との連携を図るため、関係構築を進めます。（周辺自治会等）

イ. 日常の事故防止・安全確保の方策

■ 施設管理における安全対策 「安全最優先の予防保全」

安全対策は、日々の点検と記録が重要となります。特に、施設の老朽化においては十分な対策が必要です。当団体は毎日の点検を基本とし、徹底した予防保全により施設の安全を守ります。

〔施設点検頻度〕

点検種類	回数	点検者	報告方法	確認方法
日常点検	毎日1回	公園スタッフ	日報による報告	目視点検・動作確認
定期点検	毎月1回	副所長	定期点検報告書	工具での打診・締め増し
安全パトロール	年2回以上	本部職員/安全推進委員会	社内検査報告書	社内検査シートによる
専門点検（各種）	年1～4回	専門業者	点検報告書	副所長が現場立会い

令和7年度実施計画

- ・上記施設点検頻度表に従い、確実に実施致します。

■ 管理作業の安全対策 「災害ゼロから危険ゼロへ」

管理作業の安全対策は利用者への対策はもちろんのこと、労働者本人に対しても行う対策です。全ての労働災害を撲滅し、災害の「芽」を早期に見つけ、即座に「摘み取る」ことが安全衛生管理の基本と考えています。当団体は、以下の取り組み方策により、「災害ゼロから危険ゼロへ」の取り組みを実行します。

〔利用者に対する安全確保の方策〕

作業安全領域の明確化	管理作業にあたり来園者への危険区域が発生した場合、その区域を明示するため、カラーコーン、作業看板などを使って周辺を囲い、作業領域への接近や立ち入りを禁止する安全措置を徹底して行います。
作業監視者の配置	特に機械作業においては、周囲の視界が狭くなるため、作業領域全体を見渡して危険を事前に察知する作業の監視者を現場に配置してから作業にあたります。
利用の多い時間を避ける工程管理	特に機械で行う作業や高所作業においては、利用者が多い時期及び時間帯を避けて作業を行うように工程管理を行います。
工事や管理作業の告知	来園者に影響を及ぼす工事（大径木の剪定・施設補修工事など）を実施する場合は、公式 WEB サイトで告知するほか、パークセンターや主要園路等にお知らせ看板、サインを作成し事前周知を徹底します。

〔作業スタッフに対する安全確保の方策〕

危険予知活動（KY）の実施	毎日の作業開始前に、当日、実施する作業内容を理解し、そのための危険予知を話し合い、安全作業の遵守と実施を徹底して話し合う活動を実施します。
関係法令の遵守	労働安全衛生規則や農薬取締法などの関係法令を遵守した安全作業を実施します。当団体で発生した労働災害の実例とその対策を情報共有し、作業者の認識を高めます。
専門業務の委託	高度な技術や資格・免許を必要とする専門的な機材を使用する作業については、無理に直営スタッフで実施せず、専門業者へ委託します。
資格取得の奨励 外部講習への参加	作業に必要となる技能や資格の取得を奨励すると共に、外部の講習会に積極的に参加させ、作業スタッフの技能等のスキルを向上します。

〔ボランティア活動・市民県民活動に対する安全確保の方策〕

管理チームや運営チームによる安全指導	ボランティアの活動に際して、チームが立ち合い、その行動や工程を把握し、作業に危険が伴う場合には、事前に安全指導を行います。
活動計画・参加名簿作成 (緊急連絡先等)	ボランティア等の各活動団体に対しては、活動前にチームとの調整を図り、活動計画の内容を把握する活動計画書の提出をお願いします。また、当日の責任者の連絡先や緊急時の連絡先を明記した参加名簿を整備します。
保険の付保	園内でのボランティア活動等を実施する市民活動団体等には、川崎市のボランティア保険を周知するとともに、活動の内容に応じた関連保険の加入もお勧めします。（事業として実施する活動においては、レクリエーション保険の付保 等）

令和7年度実施計画

・利用者に関する安全確保・作業スタッフに対する安全確保・ボランティア活動、県民活動に対する安全確保については計画書に示した内容を履行します。

■ 安全対策の研修 「企業としての安全推進」

安全対策は日々の確認・点検により維持されるため、常にスタッフが高い安全管理意識を持ち続けることが重要となります。指定管理者として、また一企業として安全管理に対して徹底して取り組みます。

作業機械の取り扱い研修	作業機械の取り扱いについて、本部職員による定期的な研修を実施するとともに現場スタッフの技量に応じた OJT を随時行います。
技能講習資格の取得	刈払機、チェーンソー、玉掛け、移動式クレーン、高所作業車など、業務に必要となるものは、法令に沿った技能講習を受け、それぞれの資格の取得を図ります。
委託業者への安全指導	委託業者による作業においても、作業開始前に管理責任者の指導により徹底した安全指導を行います。
安全衛生大会への参加	本社が開催する安全推進活動となる安全大会へ出席し、安全意識の向上を図ります。
安全推進活動の実施	4S 活動(整理、整頓、清潔、清掃)の徹底を行い、安全衛生及び労働環境の向上に取り組み、日頃から災害を未然に防止する取り組みを行います。

安全表彰の実施	安全活動の効果を評価し表彰することで安全意識を向上させます。また、好事例は、本部や他の施設へ紹介して、安全行動の共有を図ります。
---------	--

令和7年度実施計画
 ・企業としての安全推進を図るため、上記表の通り安全確保の取組を進めます。

■危険予知活動の指針「東高根森林公園・ハザードマップ」

当団体は、指定管理の担う公園や緑地管理等の現場で発生した作業において、それぞれの現場での、事故や災害の履歴や隣接する道路、近隣家屋への影響も含めた「ハザードマップ」を作成しています。

本公園においても、これまでの履歴をもとに、公園の施設配置、地形等を再認識し、「東高根森林公園ハザードマップ」を作成し、日常巡視や気象警報発令時等での点検、災害時の利用制限措置で使用し、未然防止に活用します。また、経年により変化する施設に合わせて更新を行います。

活用事例	<ul style="list-style-type: none"> ◇パトロールポイントをプロットしてスタッフが共有。巡回の際に危険箇所をチェック。 ◇地域の方々に共有できるハザードマップに編集。(広域避難場所としての発信) ◇来園者にも把握できる園内ハザードマップの掲示。 (公園の地形に配慮し、園内を区域別マップとし、緊急待機場所等の表示を付加) ◇今までの災害、事故等の情報が蓄積されたマップに更新し、維持管理作業に活用。
-------------	---

令和7年度実施計画
 ・東高根森林公園ハザードマップを随時更新し、園内のKY活動および災害・震災時の巡視の指針とします。
 ・災害に関するハザードマップを園内に掲示し、来園者への周知を図ります。

■安全管理の指針の整備「安全管理マニュアルのカスタマイズ」

当団体は、指定管理を行う事業者として、以下のマニュアルを活用して安全管理を行っています。この各種マニュアル等を本公園の管理運営用にカスタマイズして整備し、安全管理対策に活用します。

安全管理に関するマニュアル類	安全管理マニュアル：安全管理の基礎となるマニュアル（東高根森林公園バージョン） （事故発生時の対応手順、各職員の役割、必要備品の保管数と場所、関係者連絡先等） 各種マップの整備：園内巡視ルートマップ／危険ポイントの落とし込み（ハザードマップ） 遊具日常点検チェックリスト：各遊具に対するチェックポイント、点検箇所をリスト化 施設点検マニュアル：噴水施設、井戸設備等、建物施設毎のチェックポイント など
-----------------------	--

令和7年度実施計画
 ・上記表に示す、安全管理に関するマニュアルを更新します。
 ・当該マニュアルを活用した研修会を、所内職員を対象に定期的に開催します。

（２）樹林地の過密化や巨木化等に起因する災害を未然に防止する点検等の考え方

本公園は、県指定天然記念物のシラカシ林と、里山風景を感じさせるクヌギ・コナラ林が広がり、豊かな自然環境が魅力となり、樹林地の植生遷移を考慮しながら維持保全するための適切な管理が求められます。一方で、樹木の繁茂や樹齢等による個々の樹木の衰退も予想され、倒木等の危険樹として認識されるものもあります。

当団体は、これまでの自然地管理での経験と知識、技術を駆使し、定期的に樹林地に入り、点検を実施するとともに、必要に応じて樹林地の育成という観点での識者や樹木医等からの意見も参考にしながら、多面的な取り組みにより、樹木による事故や災害を未然に防ぎます。

■ 日常的な巡回による対応 ～枯損木・生育不良樹木への対応～

本公園においては、各エリアに沿った日々の点検による樹木点検を行い、安全安心を高めることは重要な取り組みです。特に樹林地においては、樹林地の様相を把握した上で、枯損や生育不良の樹木を早期に発見し個々の樹勢回復や安全を考慮した取り組みが必要です。自然樹形の保全を基本としながら、必要に応じて基本剪定となる強剪定や枝降ろしも検討し、植物の生育と安全安心を両立させる２つの面からの管理を実行します。

【対応策】 樹木医の樹木診断による管理最適化

本部に所属する樹木医が、定期的に樹木診断や管理指導を行い樹林地内の植生の適正化を支援します。必要に応じて診断機器を使用し、腐朽が進んだ危険な樹木の伐採検討や生育不良の改善施策により、公園内の安全安心に貢献します。

【実績】 音響波診断装置「ドクターウッズ」の活用

主に移植樹木を対象に樹木診断機械「ドクターウッズ」を使った診断業務を行っています。診断で得た情報から、樹木医が移植の適正診断や大径木の腐朽診断を行い、生育状況を的確に判断し、管理手法の最適化に活用しています。

令和 7 年度実施計画

- ・園内の樹木の樹勢等について点検を行います。（特に園路、広場等、利用者が集中する箇所）また、点検の結果をハザードマップに示し、伐木・倒木本数も含めて園内の状況の整理・把握を行います。
- ・危険樹等については、日常の園内巡視により把握し、必要な対応を行います。
- ＊カシノナガキクイムシによる被害状況を注視し、被害の大きい樹木については危険樹として対応します。（川崎治水センターとの協議による）

（３）事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合を含む）

■ 緊急時の対応方針

事故や不祥事が発生した場合は、来園者及び利用者の安全確保を第一に迅速な対応を行うと共に、二次災害を防止する対応や、的確な報告と関係機関への情報共有を図ります。

緊急時の連絡体制	神奈川県の関係部署の指示に従うとともに、川崎市と連絡を図り、夜間・休日を問わず 24 時間 365 日対応の連絡体制を構築し、公園の安全安心を確保します。
発生から初動対応	予想できない不慮の事故や異常気象に対して、被害者の救助、避難誘導、及び保護活動を最優先に行動します。同時に現地の状況把握と分析により、警察・消防へ通報並びに県・市・本部へ報告し、速やかな初動体制を構築することで、応急措置を実施して二次災害防止を図ります。
情報通信機器の活用	的確な情報収集のため、社員にはスマートフォン、パークセンターには衛星携帯電話及び、トランシーバーを常備し、関係部署や園内各所との正確な情報交換を可能とします。
統括責任者による的確な対応	発生時には、統括責任者に全ての情報を収集し、本部と連携した統一的な指示命令システムを発して対応します。また、被害者のケアや身内への連絡、マスコミ対応等の対応は、県担当部署との情報の共有化、必要な指示を念頭に、統括責任者が窓口となり対応します。
速やかな事故処理と報告書の提出	県への報告は、以下の報告により適切に行います。また、復旧に向けた工事、修繕が完了した場合にも速やかに報告します。報告は時系列で整理し、第〇報という形で管理します。 ◇ 事故・破損報告第一報 （発生時に即時連絡を行い時系列に取りまとめて提出） ◇ 経過報告書・再発防止 （復旧や改修、経過観察の状況を報告、再発防止を検討）

補償体制	施設賠償責任保険を付保していることから、被害者への賠償が必要となる際は、保険金の支払い等が決着するまで所長並びに本部にて誠意をもって対応します。
-------------	--

令和7年度実施計画

・上記表により適切に対処致します。

(緊急時連絡体制の構築、初動体制の構築、事故等処理マニュアルの整備、情報処理報告のフォーマット化 等)

■安全管理の妨げとなりうる事案への対応

犯罪予告、不審物や不審者等、公園の安全な利用の妨げとなりうる事案については、内容に応じ関係機関とも連携し、夜間等職員不在時も含め迅速な対応を図ります。

犯罪の予告	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに川崎治水センターに報告後、警察等へ通報、相談 ・巡回の強化、利用者の避難誘導、施設の保全、記者発表やマスコミ対応について、川崎治水センターと調整を図りながら対応
脅迫や不当な要求	<ul style="list-style-type: none"> ・複数名で対応し、記録・警察等への通報など役割分担しながら毅然とした態度で対応 ・状況に応じて、本部経営管理部門の顧問弁護士や警察へ相談
不審物 不審者の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに川崎治水センターへ報告後、巡視の強化 ・不審者を確認した際は速やかに県へ追加報告を相談し、警察に通報 ・不審物の場合は、現場の安全確保を優先し、県への報告と相談後、警察や消防へ通報 ・不審者と思わしき方への対応は人権に配慮し慎重に対応

令和7年度実施計画

・安全管理の妨げとなりうる事案については、上記表により適切に実施します。

■外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応

〔安全管理上の配慮が必要な事項〕

想定するケース	対象者	対応内容
歩行が困難	高齢者、車椅子使用者、義足・人工関節使用者、視覚障害者、内部障害者、妊婦等	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリーマップを活用した段差の少ない園路の案内、誘導 ○貸出用車いすの提供 ○避難時の職員同行 ○園内バリアフリーマップの作成（HP掲載、園内主要個所に掲示、特にトイレの仕様については情報発信）
	聴覚障害、言語障害	<ul style="list-style-type: none"> ○筆談、コミュニケーションボードの活用 ○案内窓口や園内主要個所に点字等の情報発信を検討・実施
情報伝達が困難	高齢者、子ども、外国人	<ul style="list-style-type: none"> ○注意喚起のチラシにはピクトグラムを掲載 ○自動翻訳機、「やさしい日本語」の活用
	知的障害、精神障害、発達障害	<ul style="list-style-type: none"> ○落ち着いた声で、ゆっくりとした会話
いつもと違う状況 (不安、混乱)		<ul style="list-style-type: none"> ○落ち着いた声で、ゆっくりとした会話

令和7年度実施計画

・上記表により適切に対処致します。

■多言語や「やさしい日本語」の活用

来園前に注意を呼び掛けるSNSや現地の立入規制看板等に、多言語表記や「やさしい日本語」を活用し、事故防止につながる情報アクセシビリティの向上を図ります。また、XXXXXXXXXXも活用します。

■ 災害時多言語情報作成ツールの活用

緊急で掲示等が必要になった場合等には、 を活用し、「やさしい日本語」を含め、多言語の標示を行います。

令和7年度実施計画

- ・各種サインや案内に、外国人等にもわかるように配慮して簡単にした「やさしい日本語」を活用に努めます。

■ 避難の補助、救護スペースの確保等

車椅子に加え、車椅子牽引補助装置を導入し、歩行が困難な利用者の避難、移動を支援します。また、管理事務所の和室を救護スペースとして確保し、簡易ベッド等を常備します。

令和7年度実施計画

- ・車椅子の配備を行います。
- ・来園者避難および誘導等について、定期的な職員の研修を行います。
- ・避難誘導等について、定期的に関連訓練を実施します。

■ 不祥事を認知した際の対応 【防止策の徹底 → 迅速かつ誠実な対応 → 再発防止の徹底】

- ① 組織として、日頃から研修などを通じて職員への不祥事防止の意識醸成を行うとともに、法令やグループ代表の「協会が保有する個人情報の取り扱いに関するガイドライン」など各種規定やガイドラインに基づき適切に業務を遂行することを徹底。
- ② 不祥事が発生した場合は、すぐに被害の拡大防止と状況の把握を行うとともに、組織として責任と誠意を持って、役割分担しながら、被害を受けた方への連絡と謝罪、県への報告と早急な対応策の実施、警察やマスコミ対応などを行う。被害者の損害についても誠意を持って対応。
- ③ その後は再発防止に向けて、原因の究明や対策の検討等、組織として業務への反映や改善。

令和7年度実施計画

- ・不祥事防止対策として、マニュアルに沿って対策いたします。
- ・定期的な職員向けの研修を実施します。

計画書9 「急病人及び新型コロナウイルス等への対応」

（1）急病人等が生じた場合の対応

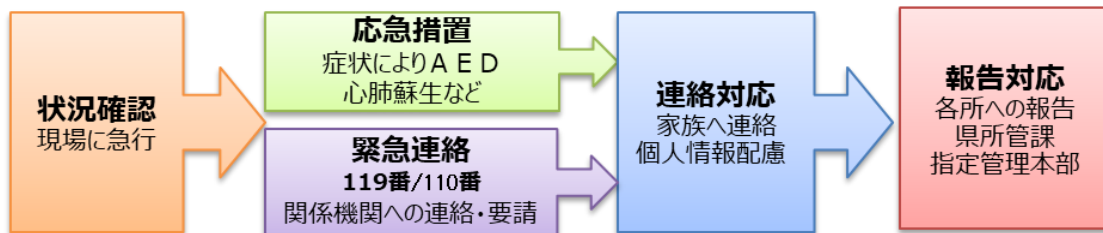
急病人の対応は、人命にかかわることから迅速な対応が必要となります。指定管理事業に取り組む企業として、危機管理マニュアルを備え、訓練することにより適切な対処を行います。特に救命活動は、知識と経験及び訓練を重ねることによって有事に備えることが可能となるため、以下の取組みにより、救命救急に関するスタッフの資質向上を図ります。

〔救命に関する対応及びスタッフ研修・訓練〕

普通救命救急講習	心肺蘇生法（胸骨圧迫・人工呼吸）・異物除去法・止血法・AED使用法（3時間講習）	1回/年 全スタッフが受講
日本赤十字社救急法救命員	普通救命救急よりさらに詳しい、傷病者管理法や外傷の手当要領など、救急法を習得	開園前及び3年毎 全スタッフが受講
防災訓練での救命対処訓練	消防法に基づく、年1回の総合防災訓練に合わせて傷病者対応のロールプレイングを実施	1回/年 全スタッフが訓練
救命用具の常備	応急手当グッズ（三角巾、カットバン、包帯、ゴム手袋、消毒薬、人工呼吸用マスク）、担架、車椅子、AED	パークセンターに常備

■急病人等が生じた場合の具体的な行動

園内等で急病人やけが人が生じた場合は、「安全管理マニュアル」に沿いながら迅速に対応します。また、スタッフが病人等の状況を把握した上で、初動体制として消防や病院等への連絡を行うほか、傷病者の状況に応じてAEDを使用した心肺蘇生措置を行います。こうした対応が迅速に実践できるよう定期的な研修等を行い全ての職員やスタッフのスキルアップを目指します。



〔具体的な行動の流れ〕

～本公園において予想される急病人等の事例と対応について～

- 勾配のある自然地での園路や階段での転倒（打撲、擦傷等症状の応急手当、本人の確認により車での送迎）
- 蜂や有毒の毛虫等による刺され（ポイズンリムーバや流水等による解毒、アナフィラキシー等を想定し救急要請）
- 熱中症等対策（水分補給として経口補水液の備蓄と補給、氷の作り置き、休憩室での養生等）
- 施設の不具合や管理瑕疵による怪我（外傷の応急手当及び救急要請、不具合箇所等の立入禁止措置等）
- ボランティア等の作業中の怪我や持病（安全作業研修と作業前KY活動、応急手当、救急要請等）

■急病人等の発生に備える事前の取り組み

周辺地域の医療機関の把握

本公園が位置する周辺の地域医療機関（診療科目、休診日、連絡先等）を把握し、パークセンター内及び事務所に掲示して周知することで、不足の事態に備えます。

救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等

事務所に勤務する全てのスタッフに対して、普通救命救急の研修を受講させます。全てのスタッフがAEDの使用と心肺蘇生法をマスターし、適切な状況の初期判断と行動ができるようにします。

上級救命講習の受講	社員クラスは3年毎に上級救命講習を受講します。定期的に全スタッフへの知識の共有化や初期行動を実践できるように、訓練や社内研修を実施します。
宮前消防署所と連携した研修会の実施	を所管する消防署所から、講話や実地訓練に講師として招き、救命救急の意識向上に努めます。
メンテナンスに合わせたAED取り扱い講習	機械の動作確認を含めた点検に合わせて、来園者に対してAEDの取り扱いを体験できる講習会を行い救命救急の大切さを学びます。

令和7年度実施計画

- ・管理当初の計画を引き続き実施します。

(2) 新型コロナウイルス等の感染症に対する対応方針

■ 新型コロナウイルス感染症 ～感染拡大防止の取り組み～

現在管理運営する都市公園においては、自治体からの指示により、施設の閉鎖や制限、大規模イベントの中止等の対応を行っています。また、来園者の感染予防対策としての3密の回避、マスクの着用、手洗いや手指消毒等を園内放送、園内掲示、日常パトロールでの声掛けを行い、更に利用者の接触する部分の消毒作業も適宜実施してきました。今後についても感染拡大防止に向けて、これまでの取り組みや経験を活かし、来園者の目線に立った感染症対策を実施していきます。

■ 本公園の特性を踏まえた対応方針

本公園では、開園や制限について川崎治水センターとの協議の上、適切に対応します。パークセンターでは、館内の自動検温機材の設置、接触個所の適宜消毒、トイレ等衛生器具の消毒や点検を徹底します。自然が多く3密が発生しにくい環境ではありますが、園内各所では、感染症対策としてのマスク着用、ソーシャルディスタンスへの配慮について、園内放送を実施すると共に感染予防への掲示等を実施してまいります。

〔日常における感染防止策〕

利用者への注意喚起と協力要請	施設管理での対策
<ul style="list-style-type: none"> ・体調が悪い方への注意喚起 ・利用時間の時差利用 ・ソーシャルディスタンス・マスク着用 ・検温等の協力要請 ・園内放送や園内掲示による啓発等（園内掲示等は幅広い世代が理解しやすいPOP掲示） 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具、ベンチ、手すり等接触個所の清掃（必要なら消毒を行う） ・車いすの適宜消毒/園内放送での啓発 ・県感染防止対策の要約版の掲示 ・パークセンターでの必要個所に飛沫防止対策の器具等設置、検温機、消毒液設置、換気の実施

■ 公園内のスタッフへの感染防止対策

公園スタッフの感染を防止するため、以下の取り組みの徹底により感染リスクを最小化します。

【スタッフの感染防止策】

- ・統括責任者及び副統括責任者による包括的な感染症対策管理の徹底
- ・職場及び作業時の感染対策マニュアルの作成 / ・感染者が出た場合の県及び本部への連絡体制の構築
- ・職場環境の取り組み（マスク着用・定期的な換気・毎朝の検温・手指消毒の徹底）
- ・働き方における工夫（時差出勤・在宅勤務・自宅待機、休暇の併用）

■ 自主事業等を通じて行う感染防止策

集客を伴う自主事業を行う場合、事業計画に感染防止に関する対策をあらかじめ記載します。

【想定される感染防止策】

- 飲食業者及び関連事業者への事前説明会による感染防止策の徹底
- 感染防止策に関する提案を求め、事前協議と対策の実施に関する承認
- 園内ボランティア、地域利用団体等への感染症対策に向けた事前調整と確認
- イベント等多数の来園者が予想される場合の取り組み
 - ・イベントにおいてのコロナ等感染症対策会議の設置（運営会議がかねる場合あり） / ・各参加主体との対話、調整の実施（要注意個所の確認含む） / ・開催中の取り組み姿勢のチェック、必要に応じた改善要請、緊急時の対応確認等

■ 来園者の感染が発生した場合の対応

来園者の感染を知りえた場合は、次の事項を基本に対応します。（日常の対応を基本）

【初動体制の徹底】

- ・来園者の発症等を確認した場合は、川崎治水センターへの速やかな報告 / ・発症個所の消毒等の実施、立ち入りの制限
- ・県及び市関係機関（保健所等）への伝達と指示事項の実施

■ コロナ禍における災害時対応

災害発生時には、公園内に帰宅困難者等の滞留、パークセンターでの受け入れが想定されます。県又は市の要請に応じ避難者の受け入れを行う際は、新型コロナウイルス感染防止に配慮した対応をとります。

受け入れ時	専用スペースを設けた受け入れ	備品等の常備
パークセンターに非接触型体温計設置、 体調管理シートによる体調把握 ★職員：マスク、手袋等の着用と濃厚接触の回避のための15分交代	管理事務所の会議室等の活用 ・体調不良者受け入れ ⇒パークセンター会議室	非接触型体温計/マスク/消毒液/消毒用手袋/間仕切り管理資材/テント/飲料水 等

■ その他の懸念される感染症への対策

コロナウイルス以外に発生が懸念される感染症についても、対応すると共に来園者に対し感染症に対する意識向上の啓発を行います。また、症状が確認された場合には、関係機関へ速やかに報告します。

ノロウイルス	飲食事業者の衛生管理の徹底、トイレ等の手洗い徹底、器具の消毒、嘔吐等処理セットの常備
蚊媒介感染症	(ジカ熱、デング熱) 水溜まりをなくす、注意看板の設置、虫よけスプレー、殺虫剤散布等
鳥インフルエンザ	野鳥死骸の適切な処理、県川崎治水センター等への報告、発見場所半径10mの立ち入り禁止措置

「新しい生活様式」を踏まえた公園利用の方針

自分の体調を把握すること	利用前の体調管理を推奨します。人から人へ飛沫と接触により感染が拡大することを理解し、自分が人にうつさないよう、体調を把握してからの来園を推奨しています。
混雑を避け、ゆずりあいのこころ	密閉、密集、密接の3密は屋外でも発生します。公園利用において管理として施設の利用情報を発信して混雑を回避に努め、多くの利用者が使えるように促します。
人との距離をたもった利用	マスクの着用とソーシャルディスタンス対策を基本とします。推奨されている2m程度の間隔を来園者が確保できるように、企画の計画段階から取り組んでいます。
正しい手洗いと消毒の徹底	水で洗い流す重要性を改めて発信していきます。こまめに正しく手洗いができるアルコールや石鹸などの手洗い環境を整え、来園者に手洗いを推奨しています。

■ 当団体における新型コロナウイルス感染症対策の実績 【緊急事態宣言時の公園の利用状況】

【XXXXXXXXXX】

- 有料駐車場の利用制限時間の実行 / ○遊具等接触型施設の利用中止
- 管理事務所における感染症予防の実施 / ○講習会等閉鎖空間でのイベント等中止または参加者数の制限
- 有料施設（スポーツ施設）における利用中止、利用制限等の実施
- 園内における感染症対策の啓発
(園内放送、掲示板、園内パトロールによる注意喚起)
- 園内カフェの臨時休館、時短営業の実施/ ○イベント等の実施見送り、開催規模の縮小

令和7年度実施計画

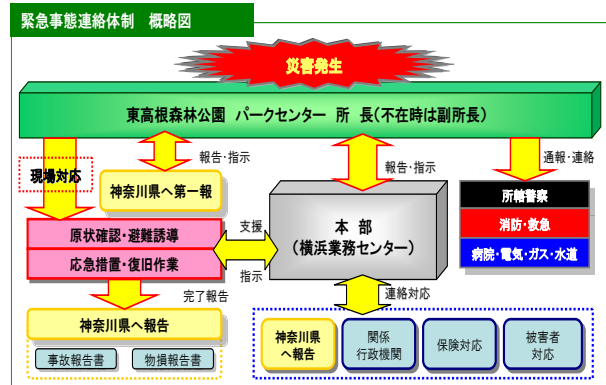
- ・社会情勢を考慮しながら必要に応じて対策を行います。

計画書 10 「災害への対応（事前、発生時）」

（1）異常気象（大雨、台風、熱中症アラート等）への対応方針（事前、初動、発生時、応急復旧時）

■ 災害に対する対応方針

当団体は、神奈川県地域防災計画（風水害等災害対策計画、地震災害対策計画等）および県策定による「東高根森林公園の震災時対応の考え方」を十分理解し行動します。対応にあたっては、神奈川県による指示を基本とし、公園が位置する川崎市との連携を果たしながら、指定管理者として緊急体制を構築します。大雨や洪水、台風などの気象災害に対してはタイムラインによる事前の備え、初動から発生時、解除後の応急復旧・報告の各段階を、迅速かつ適切に対応します。



■ 緊急時の具体的な対応（指定管理者・災害時対応方針）

本公園において、災害等の種類と状況に応じて以下の対応を、迅速・的確に行動します。

発報レベル	公園管理事務所（現地対応）	指定管理本部
注意報発令	防災情報の確認及び気象情報など収集 園内への注意喚起、園内の危険箇所巡回	連絡体制の確認、川崎市防災関連情報等の収集
警報発令	防災情報の確認、情報収集及び来園者へ発信 屋外施設利用者の利用中止措置 園内の危険箇所巡回、川崎治水センター・本部への連絡 初動体制（待機要員の選任）、連絡体制の確認	本部・課長職以上待機 管理事務所への指示命令と定時毎の状況確認
災害発生時	現場参集及び待機、情報収集 川崎治水センターへの情報提供（被害箇所は位置、写真等を送付）被害箇所の初期対応 落ち着いた段階で臨時巡回、巡回結果の報告	本部の関係者は待機 関係機関（※）と情報の共有化を図る 公園に対しての指示と支援

※関係機関： XXXXXXXXXX

【暴風大雪警報発令時の対策詳細】

災害	配備基準	対応（状況に応じて）
風水害	注意報 （大雨・強風・大雪・雷）	神奈川県防災・災害情報、川崎市防災情報ポータルサイト等による情報収集 災害予防処置、園内確認
	警報 （大雨・暴風・大雪・雷）	動員体制によるパークセンター待機、早出出勤 職員、現場スタッフによる園内確認、県及び当団体本部に連絡 必要に応じてパークセンターに一時避難誘導、および、避難所への案内 雪対策として必要に応じて、主要園路の除雪
	特別警報 （大雨・暴風・大雪・雷）	警報時と同対応、直ちに最善を尽くして身を守るよう呼びかけ 非常に危険な状況であることの周知
	災害発生時	警報時と同様の動員体制・指示による参集、応急復旧等・ 園内確認、県及び当団体本部連絡
その他	注意報（光化学スモッグ）	情報掲示で注意喚起
	警報（光化学スモッグ）	情報掲示で警告、屋内への避難呼びかけ、パトロールの実施
	・PM2.5等大気汚染物質 ・高温注意情報 など	・情報掲示で注意喚起

【勤務時間内/勤務時間外における基本行動】

勤務時間内	<ul style="list-style-type: none"> ・園内放送や掲示等による注意喚起、必要に応じて応急対策等の実施 ・気象状況を勘案し、園内巡視の履行。園内の被害状況を県川崎治水センターへ報告。 ・警報が時間外に継続されている場合は、社員クラスの連絡員等を配置。必要に応じて公園利用者への注意喚起等の実施。
勤務時間外	<ul style="list-style-type: none"> ・宮前区内等近隣に居住する職員による臨時巡視の実施（警報等の状況による） ・被害状況によっては、緊急連絡体制により必要な職員の参集 ・翌日の8時30分に公園の被害及び応急対策の状況を川崎治水センターへ報告 ・休日の場合は、翌開庁日の8時30分に公園の被害及び応急対策の状況を県川崎治水センターへ報告 ・報告にあたっては、事前に主園路や施設及び、事故の発生が予期される場所をパトロールの実施を行うことを原則とする。 ・気象等状況や公共交通機関等の運行状況により、8時30分までにパトロールすることが不可能な場合は、可能な限り近接に居住する職員による速報として、被害状況を県川崎治水センターへ報告。その後、園全体のパトロール終了後、被害状況を再度報告。

■ 日常時からの備え

発災時に備え、「指定管理者として」及び「地域や利用者と連携して」の2つの視点で対応します。

指定管理者としての備え	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急講習や外部研修などへの参加 / ・防災訓練（誘導目線での訓練） ・防災倉庫などの備蓄（→食糧や物資の提供） ・近隣学校、自治会との連携体制の構築（→救護・子どもの一時預かり機能等） ・本部防災士による研修の実施及び有事の行動訓練の実施
地域や利用者との連携しての備え	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織と連携した防災訓練（災害対策での自助、共助の高揚） ・平時における自治会等との関係構築（公園連携会議や自治会役員会、自治会祭事への参加等） ・公園全体による防災意識の高揚（パークセンターでの掲示や避難路等の誘導マップの掲示、平時における園内放送での普及啓発等） ・地域防災イベントの実施（防災イベントにおける地域との連携や資機材の取り扱い訓練等） ・一時避難個所となるスペースの事前確保とその準備体制、仕様の研修（パークセンター等） ・応急給水拠点、広域避難場所としての関係機関との協力体制の確認

■ 緊急事態発生時の具体的対応（利用者の安全確保）

迅速な初期対応	被災者の救助・保護を最優先に対応し、正確な情報や原因を把握します。また、二次災害を防ぐ対応と被害の最小化及び拡大防止を図ります。園内放送の実施、スタッフによる安全確保
情報伝達の確保	社員クラスはiPhoneを貸与し、所内には園内用携帯と衛星電話を備え、確実な情報伝達を可能とする手段を確保し、有事に備えます。園内放送及びスタッフによる呼びかけと安全確認
報告・記録と支援要請	速やかに第一報を所管事務所へ入れ、その後の指示や調査にあたります。また、同時に本部への連絡を入れ、人的な救援などの支援要請を関係方面に行います。 * 報告記録は時系列整理とし、的確に現場状況の把握と行動ができるようにします。
事後処理 保険対応	現場の保護や応急措置を行い、初動としての施設の利用制限を実施するとともに、園内放送や掲示板を活用して利用者周知を行います。また、公園施設による被害やそれに伴う来園者等の負傷等が生じた場合は、応急手当を実施するとともに、当該者の状況を把握し、関係機関への連絡を速やかに行います。なお、賠償が発生する場合には、本部との連携により誠実に対応していきます。

令和7年度実施計画

・マニュアルに沿って対応いたします。

ア 気象災害への対応

■ 気象災害に対する取り組み方針（台風・ゲリラ豪雨/強風）

気象による災害は、事前処置と 2 次災害防止に取組み以下の対応を基本とします。情報収集では、テレビや関係機関からの発表、気象庁の WEB サイトや川崎市防災情報登録等を活用します。こうしたリアルタイムな情報を収集し、タイムラインとしての行動を明確にします。

〔気象災害発生時の具体的対応〕

利用制限措置の実施	施設や階段、通路等に対して必要な利用制限措置を行います。危険が予知される利用制限箇所や過去の事例を参考に東高根森林公園ハザードマップの作成に反映します。また、制限に使用するロープ、土嚢、塩化カルシウム等の必要備品は事前に常備しておきます。
情報収集と分析	気象情報、県関係機関及び本部の情報等を総合的に判断し、所長が昼夜を問わず本部やパークセンターの関係職員に対して巡回や待機、緊急参集の適切な指示を出します。
現場での対応	気象が悪化する前に施設、設備、植栽の点検を行い、清掃や補強等を行い、警報が発令された場合、利用者に対して注意喚起を行うと共に、避難を呼びかけます。また、速やかに利用制限措置として、立ち入り禁止や利用停止を行います。休日や夜間でも状況に応じてスタッフを参集し、被害確認や状況報告を行います。大雪警報の場合、大径木の枝折れ、傾斜地や階段の転倒防止に留意して対応します。ハザードマップの来園者用マップを作成し、日常からの園内掲示を実施し、来園者の誘導に役立てます。
本部での対応	所長は気象が悪化する前に崩落、樹木枝折れ・倒木、施設破損に即応できる体制を本部へ要請します。本部担当は現場からの報告を基に適切な対応策を検討し、指示や手配を行います。
県との密な連絡体制	気象状況は常に変化していきます。公園内はもとより、近接との状況について随時報告し、県と情報共有を図ります。また、最終的な被害状況等をとりまとめ、時系列で整理した報告書にて報告します。（必要に応じて、啓開作業を踏まえ、〇〇への報告も実施します）
事後対応による再発防止	気象等災害の復旧措置、被害状況の確認に合わせて当該現場の状況を分析し、改修工事や補強作業を通じて、事態の再発防止につなげていきます。 例）【大雨により水没】→復旧工事（排水溝の増設）【大径木の倒木】→復旧作業（樹木診断・伐採）

令和 7 年度実施計画

・マニュアルに沿って対応いたします。

イ 熱中症警戒アラートへの対応（猛暑への備え）

■ 熱中症に対する取り組み方針

熱中症の発生に備え、パークセンター事務所に氷と経口補水液（OS1）を常備します。また、涼しさを感じてもらい取り組みとして、7 月中旬から 8 月末まで、パークセンター前にミスト付扇風機を設置します。園内各所には熱中症測定器（WBGT 計）を設置して施設利用者に注意喚起を行います。

WBGT	熱中症予防運動指数	公園での対応
33℃以上	熱中症警戒アラート発表	散策や活動の中止を促す。園内の呼び掛け強化
31℃以上危険	運動は原則中止	来園者への呼び掛けのため園内巡視を強化
28～31℃ 嚴重警戒	激しい運動は中止	10～20 分おきの休憩をとり水分・塩分補給を促す 体力に自信のない方の運動軽減や中止呼びかけ
25～28℃警戒	積極的に休憩	水分・塩分補給に桑え、激しい運動の場合は 30 分おきに休憩をとるよう促す

令和 7 年度実施計画

- ・行動マニュアルに沿って、定期的な訓練を実施します。
- ・来園者に向けたサービスの一環として、必要に応じてミスト扇風機等の機器の設置を判断します。

ウ その他対応（避難誘導及び利用制限）

気象災害等の場合は、緊急連絡体制に従い対応し、避難誘導及び利用制限を行います。なお、利用制限においては、本公園のハザードマップにより、危険が予知される場所を事前に抽出しておきます。

（２）公園の「震災時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）を十分理解し、県の「震災時対応の考え方」に沿った行動を基本とし、指定管理者として求められる対応を実行します。当団体の本部に「本部災害対策本部」を開設し、情報収集と支援体制を構築し、公園で行う応急活動を指定管理者の使命として対応します。

■ 震災時におけるスタッフの参集体制

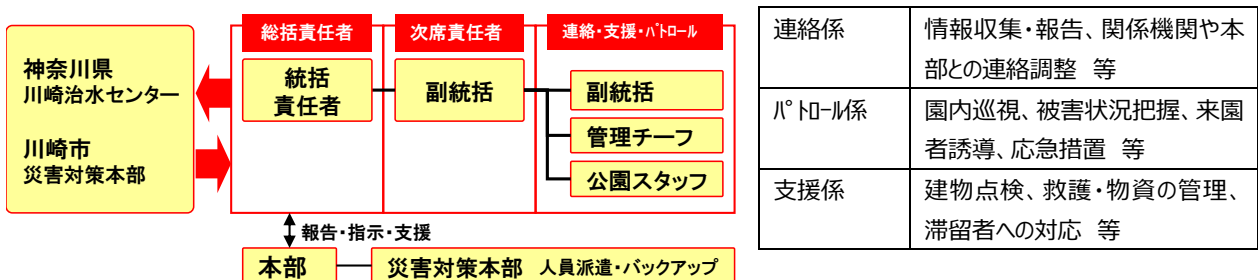
震度	現地での対応	現地の参集対応	県の配備体制
震度 4	園内放送で情報を提供し、注意を喚起 * ハザードマップによるスタッフ巡視	警戒体制 (時間外は連絡体制)	-
震度 5 弱	園内放送・ハンドマイクで避難誘導の実施 * ハザードマップによるスタッフ巡視、破損施設の利用制限 * 非常用発電装置等の点検の実施	初動配備体制確立 (統括・副統括参集)	第 1 次 応急要員
震度 5 強	園内放送・ハンドマイクで避難誘導及び県と協議の上、利用・入場制限措置の実施	安否確認・全スタッフ参集 (本部・災害対策本部設置)	第 2 次 応急要員
震度 6 弱 以上	* ハザードマップによるスタッフ巡視、入園制限の措置 * 非常用発電設備等の稼働準備		第 2 次応急要員 (全職員)

■【震度 4】 川崎市宮前区で発生した場合

勤務時間内	当日の責任者の指示により、出勤しているスタッフで 30 分以内に園内巡視を行い、川崎治水センターへ報告。必要な応急措置により安全を確保。
勤務時間外	情報収集を行い、公園被害を想定し、原則は統括が 30 分以内に現地を確認。被害状況等を記録し、翌日川崎治水センターへ報告。ただし交通機関の状況や自身の安全状況を鑑み、初動対応は近接スタッフが先行して行う。

■【震度 5 以上】 初動時の配備体制

地震発生時には、県川崎治水センターの指示に従い迅速に体制の確保を実施しますが、東日本大震災発生時の教訓から情報の交錯、連絡手段の破断等が予想されます。日々の初動配備と本部との連携体制を定期的に確認するとともに、公園の地形上の特質を考慮にいたった必要な人員派遣等のバックアップ体制を構築します。



勤務時間内	<ul style="list-style-type: none"> ○発生から 30 分以内に公園・本部共に初動配備体制を構築し、川崎治水センターに報告します。 ○統括は公園の被災状況に応じて本部に応援要請を行い、人員派遣等を要請します。 ○緊急連絡は携帯電話並びに衛星携帯電話を適宜使用して迅速に対応します。
勤務時間外	<ul style="list-style-type: none"> ○事前の参集訓練により勤務時間外での参集を可能とします。（職員の交通経路を確認し、近接する職員の初動体制を確立） ○到着したスタッフが衛星携帯電話にて速やかに川崎治水センターへ第一報の連絡を行います。（地震発生から 1 時間以内） ○発生から 3 時間以内に公園・本部共に初動配備体制を構築し、報告します。（体制構築後 30 分以内） ○夜間の余震による 2 次災害に十分留意した活動を行います。

■ 震災時の時系列の対応

大規模な地震発生から 3 時間までを初動時、3 日後までを緊急時、それ以降を復旧・復興時として本公園の特性に合わせた機能の発揮に努めます。対応においては、広域避難場所として川崎市との情報連携を強化し、地域防災の拠点（帰宅困難者対策含む）として活動を支援していきます。

初動時（発生から 3 時間後まで） 管理事務所体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ等から情報を収集し、様々な方法を使って園内に発信する。 ・連絡方法は、電話回線、社用 iPhone、衛星電話を活用して複数確保。 ・建物や設備の安全確認、発電機や備蓄燃料等を活用して滞留者を支援。 ・30 分以内を目途として、県川崎治水センターに初動体制を報告する。
初動時（発生から 3 時間後まで） 園内パトロール、避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・園内全域の重点パトロールには、ハザードマップ、施設点検チェックリストを活用。 ・被害の現状を把握し、図面や写真に記録して報告できるように備える。 ・パークセンターを開放し、高齢者、障がい者、乳幼児を優先して室内へ誘導する。 ・パトロール係より巡視結果の報告があり次第、県川崎治水センターへ状況報告を行う。
緊急時（発生後から 3 日間） 応急対策業務	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ、建物内、滞留者の受入場所等の電気、水道等の復旧を優先する。 ・避難者に対しては川崎市と連携し、飲料水や食料を入手して配布する。 ・車中泊への毛布等備蓄品の提供、駐車スペースへの情報掲示板の設置。 ・帰宅困難者対策については、XXXXXXXXXXとの連携を図る。
復旧・復興時の対応 (発生から 4 日後以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・県や市の方針に従い災害復旧拠点としての公園活用に合わせた柔軟な対応。 ・指定管理者が対応できる復旧工事は優先順位を決めて実施していく。

《指定管理公園での対応実績》 大規模災害時の連絡ツール【安否確認システム】

当団体の社員は、全員が iPhone を貸与されております。その上で、大規模災害における携帯電話の不通事態においても、迅速な安否確認や会社と連絡が取れるサービスに加入しており、有事の際でも公園の統括責任者と本部との安否確認等が迅速に行える体制となっています。

令和 7 年度実施計画

・震度 4 が発生し、時間外及び休日に発表された場合は以下の対応を行います。

翌平日の 8:30 までに公園の被害及び応急対策の状況を川崎治水センターへ報告する。報告時には、主園路や施設及び、事故の発生が予期される場所をパトロールしますが、広大な面積の公園等、報告時までにパトロールすることが現実的に不可能な場合には、把握している被害状況を川崎治水センターへ報告のうえ、公園全体のパトロール終了後、被害状況を川崎治水センターへ再度報告する。

（3）大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方 （地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力等）

■ 大規模災害に対する公園の特性と課題

本公園は、広域避難場所に指定されており、大規模災害の発生時には地域の方々の避難拠点として、避難場所としての機能や災害時必要物品の配布、応急手当、情報伝達・発信機能を有することが求められます。11.8ha の内、大半が樹林地となる本公園では、園内の自然地形による斜面地や谷戸、湿地帯等が存在するため、土砂災害やそれに伴う倒木等に警戒が必要です。また、園路が木栈道となっているため崩落に伴う分断も想定されます。園内は車両が通行できない園路が多いため、巡回や確認は徒歩での対応となり、パークセンターと広い園内との迅速な情報伝達が重要となります。一方で、川崎市地域防災計画より、災害時の応急給水拠点としての機能も有しており、発災時における市危機管理部局との連携も必要となります。更に、高津区武蔵溝口から麻生区へつながる主要な公共交通路に位置していることから、緊急車両への拠点や帰宅困難者の帰宅ルート上にも位置し、そうした対応にも貢献する施設と考えています。また、園内の井戸設備や非常用発電設備が備わっているため、災害時における水の活用や電源確保の施設があることが大きな特徴と考えています。

【課題への対応】

以下の項目を災害時の重点取組に位置付け、人命を最優先し施設被害を最小限に対応します。

- ・ 多くの方々が避難場所となる広場や園路の適切な維持管理の実施

- ・ 広場等避難場所への誘導路の確認
- ・ 地元自治会、自主防災組織との顔のわかる関係の構築（東高根森林公園は、地形的な特徴から、駐車場側と古代芝生広場側の対策が異なります。）
- ・ 池周辺と樹林地内を重点区域に定め、優先して巡回、必要に応じて立入り禁止等対応
- ・ 非常電源装置等の定期点検と稼働状況の確認
- ・ 神奈川県はもとより、[]と連携した近隣の避難所情報を迅速に把握し誘導
- ・ 災害時活用施設の適切な日常的な管理と訓練
- ・ 帰宅困難者等も勘案した日ごろの発災時シミュレーションの訓練（ [] ）

令和7年度実施計画

- ・ 震災時における参集体制、時系列の対応、地域との連携、関係機関との協力を適切に実施します。
- ・ 園内においては、ハザードマップに即した避難経路や誘導方針等の設定を行い、有事の際の安全確保に努めます。
- ・ 行動マニュアルに沿って、定期的な訓練を実施します。

ア. 地域との連携、防災訓練、災害発生時の協力への取り組み

広域避難場所を預かる指定管理者として、平常時における防災意識の向上が最も重要であると考えております。当団体のこれまでの経験を活かし、以下の4点について取り組んでいきます。

「1. 防災意識の向上」～具体的な取り組み～

■ 地域と連携した防災意識の向上「東高根・防災講演会の開催」

現在行われている [] のネットワークを活用し近隣の住民を対象とした防災講演会を開催します。災害時における本公園の役割を確認して頂きながら、大規模災害が発生したらどのように行動するか、個人でできる防災対策等、専門家の講義を行い、地域全体の防災力を高めます。

【講師依頼： []】

「2. 来園者や近隣住民の浸透」～具体的な取り組み～

■ 防災啓発イベントの開催「東高根・総合防災フェア（仮称）」

給水拠点としての機能を体験できるイベントとして、地域防災イベントを実施します。協力先には、 [] の協力を得て、地域住民の体験型のイベントとして開催します。パークセンター内では、防災グッズの展示、災害時のパネル展示等も同時に行い、地域防災の意識を高めるイベントとします。

【協力協賛： []】

「3. 地域防災力の強化」～具体的な取り組み～

■ 災害時のサバイバル術を学ぶ「防災キャンプ」

実際に避難所に泊まり、防災学習や、火起こしをしてみたり、楽しく防災を学ぶ体験型防災訓練として開催します。地域の絆づくりとして、自治会とも連携しながら地域交流を深めます。知識だけでなく体験を通じて不便・不自由から学ぶことで、電気がない、水が足りない、そんな不便不自由を体験することで災害時の心の備えを醸成します。

【協力： []】

令和7年度実施計画

- ・ 防災講演会、防災フェア、防災キャンプについては、関係者と調整のうえ実施します。（年1回）
- ・ 公園イベントにおいて、防災に関する展示等の啓発活動を行います。
- ・ 地元自治会等、地域団体から防災活動等の要請があった場合は積極的に協力します。

「4. 指定管理者の訓練と研修」～具体的な取り組み～

■ 防災に関する訓練・研修 「防災意識レベルの向上」

指定管理施設の職員としての防災意識の向上が必要です。日常的な訓練においては本部の防災士を中心に訓練プログラムを作成し定期的な訓練を実施します。また、より実践に近づけるため、専門講師による訓練や研修を重ねていきます。当団体は、以下の訓練や研修、日々の取組みにより、スタッフの防災意識レベルを向上させます。

消防法に基づく 防災訓練	部分防災訓練（通報・消火・誘導の内1つを訓練） 総合防災訓練（通報・消火・誘導の全てを含めた訓練）	部分2回/年 総合1回/年
勤務時間外 参集訓練	緊急時の勤務時間外の参集を想定し、全スタッフを対象に参集訓練を実施。	1回/年
外部講習会参加（災害救援ボランティア推進委員会）	防災に関する外部講習会として、[]へ参加し、災害対応レベルの向上を図ります。	1回/年 社員対象

令和7年度実施計画

・上記表を鑑み、適切に実施します。

■ 災害発生時の協力体制 ～災害対応物品の備蓄～

本公園の滞留想定人数を踏まえ、必要な備蓄は用意されております。これに加え、災害時の支援を行うために、公園に維持管理に必要となる物資を備蓄し、万全の装備にて災害対応にあたります。更に、停電に備えてオフィス用のPCやスマートフォンの充電用としてポータブル蓄電器を導入します。

災害対応物品	ブルーシート/土嚢袋/応急医療セット/簡易集会テント/トイレトイレットペーパー/発電機/災害救援バンド/電池各種/毛布など
--------	---

令和7年度実施計画

・災害対応物品については、適宜配備・点検を行います。

■ 本部及び近隣施設との連携・バックアップ体制

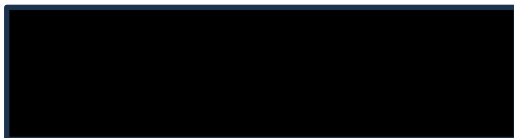
災害発生時では、本公園のスタッフ以外に本部や近隣の施設からのバックアップ体制が充実しています。

本部組織のバックアップ体制	当団体の本部となる業務センターが横浜市青葉区にあり、およそ130名の社員が常勤しています。車で20分の距離にあることから、必要に応じて適宜本部社員のバックアップが可能です。
近隣の指定管理施設との連携・協力	当団体は、[]です。大規模災害の際は、川崎市との連携も不可欠なことから、連絡を密に取りながら人材・資機材・情報の速やかな支援が可能です。

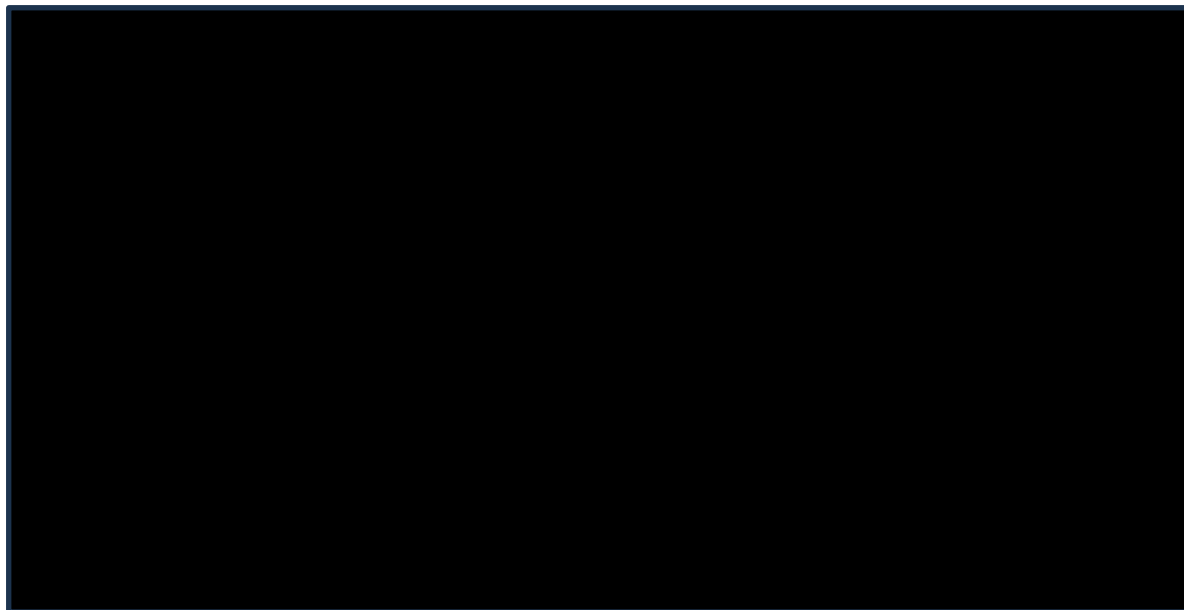
〔東高根森林公園に対する地理的条件〕

当団体は、本公園を中心に本社（東京都世田谷区）を含めて業務拠点を複数有しています。各施設より、効果的なバックアップが図れる地理的条件は、安定的な業務遂行において非常に有効であると考えています。災害時のバックアップに止まらず、モニタリングやイベント支援など、地理的条件を最大限に活かし、安定した業務遂行を実現します。

※自動車による所要時間（東高根森林公園まで）



【災害時の緊急連絡体制】



計画書 11 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

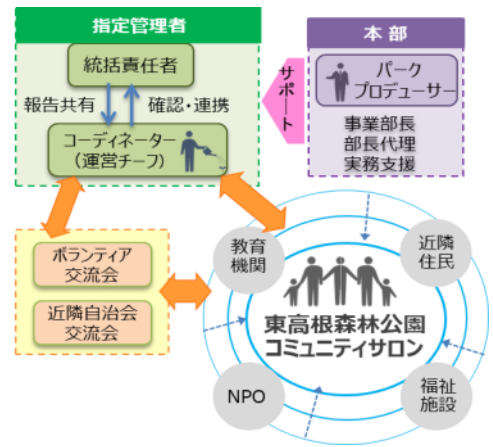
（1）多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築等の取組内容

指定管理者は、行政の代行者として公園の管理運営を行うにあたり、公園の特質を把握し、豊かな自然的空間等を活用しながら、レクリエーション、健康増進、憩いの場等の公園機能を最大限活用し、地域の方々に愛される公園づくりが求められます。本公園においては、地域・各種団体との連携と協働を管理運営の基本におき、現指定管理者がこれまで築いてきた地域とのつながりを継承しながら、本公園ならではのパークマネジメントを繰り広げ、その波紋が地域の発展に寄与できる取り組みを目指します。また、県立公園での取り組みが、川崎市域で展開される市民活動等と融合し、県と市の境を超えて地域の方々の活動がよりシームレスに展開できる地域連携の拠点となるように取り組みます。

■多様な主体（地域人材、自治会、関係機関）との連携、協力体制の構築

地域連携の発展：（仮称）東高根森林公園コミュニティサロン

これまでの東高根森林公園フォーラム等のボランティア意見交換会や自治会・町内会連絡協議会の継承と発展を進めます。更に、新たな取り組みとして、（仮称）東高根森林公園コミュニティサロンを設置し、公園が日常的に様々な主体により利用され、個々の活動が地域の輪として広がるような公園を核とした「地域のコミュニケーションデザイン」を描きます。そのためにこれまでの自治会や園内ボランティア等の連携会議に加え、公園の利用・活用を目的とした活動を行います。



多様な主体との窓口、コーディネーターの配置



本公園の管理運営組織に位置づけられた副統括（運営チーフ）が、多様な主体との総合窓口となり、既存会議やコミュニティサロン等の事務局を務め、積極的に地域連携の構築に取り組みます。

（仮称）東高根森林公園コミュニティサロンの運営

本部のパークプロデューサーが参加団体の発掘を進め、横断的な交流を促進します。東高根森林公園コミュニティサロンでの想いを指定管理事業に反映させ、多彩な主体が参加し連携する公園を核とした賑わいのある公園管理運営を目指します。また、既存会議メンバーの方々にもご協力して頂きながら、公園内外で活動する里山ボランティアや多様な分野の方々の参加を促進し、賑わいのあるコミュニケーションを描きます。

1	主な目的	・公園を核としたまちづくりを目指すための多彩な主体が参加するパークマネジメントの構築
2	想定するメンバー	主催：東高根森林公園・指定管理者（パークプロデューサー・統括責任者・運営チーフ） メンバー：[REDACTED]
3	開催頻度	年1～2回程度
4	期待される効果	・指定管理業務の理解と協力を得ながら地域と一体となった運営を実現 ・多彩な主体が参加し、公園運営の一助を担う地域主体の公園づくり ・市民参加型イベントの企画や、日常の賑わい創出など地域との一体感の醸成

〔具体的な人材活用、地域・関係機関の連携・協力先と内容〕


項目	内容	連携先
地域人材の積極的な活用	教室講座の講師	
	指定管理者が実施する利用促進	
	指定管理者以外の利用促進	
	公園運営関係会議 意見交換会や交流会	
地域・関係機関との協力体制の構築	防災訓練/防犯教室	
	保健指導/健康測定会	
	 イベント等	
	職業体験、環境教育活動受入れ/若者参加による地域貢献 等	

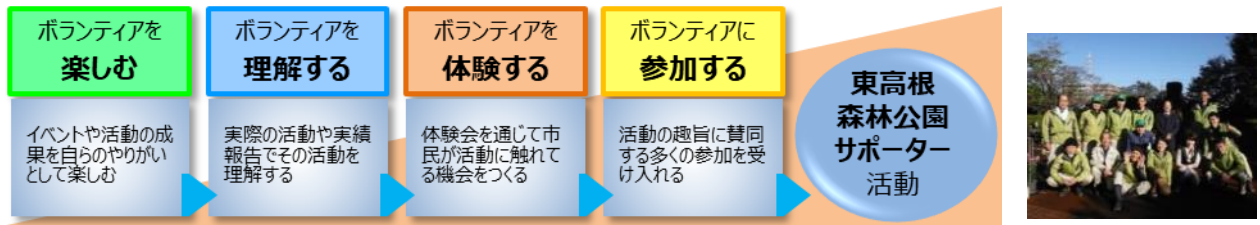
令和7年度実施計画

・引き続き公園近隣の地域団体との輪を広げ、関係値を向上し公園運営の更なる発展を進めます。
 (例 ふくし・パーク祭りの開催 (宮前区社会福祉協議会)、近隣自治会・町内会連絡協議会 等)

(2) ボランティア団体等の育成・連携、協働の取組内容

■ ボランティア育成と活用の考え方

本公園でのボランティア活動は、 地域連携としての取り組みもあります。こうした活動を尊重しながら、それに携わる方々のモチベーションを対話と交流により更に高めてまいります。園内ボランティアを指定管理事業の大切なサポーターとして位置づけ、持続的なボランティア活動となるよう活動に参加する方々に「やりがい」を醸成してまいります。こうした個々の「やりがい」が、地域の市民活動の核となり、相互の顔がわかるコミュニティの形成に繋がると考えています。当団体は、「楽しむ・理解する・体験する・参加交流する」を基本方針とし、地域のボランティア活動の発展に取り組めます。



■ 「テーマ別ボランティア」により参加しやすい活動へ

既存のボランティア活動への参加は、外部から見ると敷居が高い印象を持ってしまいます。参加しやすい活動を目指して、「SDGsへの貢献」等わかりやすいキャッチフレーズを付け、テーマ別のボランティア活動を企画し、更なる県民協働を促進します。また、活動前には公園の観察会なども併用し、「次も参加したい！」という気持ちを醸成します。活動に必要な支援を行い、持続性のある活動を目指します。

グリーンサポーター		清掃サポーター	
花壇の花や園内樹木を楽しみながら育てる活動		公園内の清潔さや、地域の安全・環境を守る活動	
環境サポーター		イベントサポーター	
自然環境の調査や、環境教育を行う活動		企画から考え、みんなの「やりたい」を実現する活動	

■ ボランティア活動を育てる取り組み

活動の成果を発表し、共有することでモチベーションの向上と更なる発展を推進します。また、活動の方針や計画にもボランティアからの参画を促進することで活動へのモチベーションを高めます。

活動名	活動頻度	活動内容
活動体験会	年 4 回以上	既存の団体と連携し、活動に興味を持った市民・県民を対象に体験会を開催
活動報告・展示会	随時	活動実績の発表の場を提供すると共に、観覧者へのきっかけを作る
活動育成フォーラム	年 2 回以上	市民活動の有識者等を外部より招いた育成講習会を開催

■ 管理・運営チーフ及びパークプロデューサーの取り組み「ボランティアコーディネート」

管理・運営チーフ 2 名がサポーター活動をコーディネートしながら成果やモチベーション向上、活動領域の拡大に繋がります。活動支援を通じて様々な団体との連携調整や協働の輪を形成します。パークプロデューサーは、県内で活動する主体同士のマッチングを行い、横断的な活動の交流を促進していきます。

■ 活動のモチベーションを高める「サポーターサロン（交流会）」（1回/月）

サポーターが活動に対してモチベーションを高め、持続的な参加につながることを目的に、月に 1 回程度の交流会を開催します。指定管理者がこの懇談会を主催し、参加する各メンバーの活動を知り、楽しみながら交流を図る場となるよう支援します。コミュニケーションを深め、「公園を良くしたい気持ち」を共有します。

令和 7 年度実施計画

・「東高根グリーンパートナーズ」を「サポーターサロン（交流会）」と位置づけ、川崎市緑化センター等で活動しているボランティアグループと交流会を実施します。

（3）周辺施設（他の公園、施設等）との交流・連携の内容

本公園の周辺施設には、魅力ある施設が多数存在しています。また、当団体が管理運営している都市公園も複数あり、様々な連携が可能です。本公園の指定管理事業者として市内の施設や、近隣の公園との連携について以下の流れで積極的に取り組んでいきます。

【交流・連携の考え方・流れ】



■ 具体的な取り組み方策

県内公園との連携	当団体が指定管理者として管理運営している [] などを中心とした相互情報の共有をはじめ、市散策道「長尾の散歩道」や「平瀬川健康ウォークロード」等をフルに活用し、県民の方々の健康増進と更なる地域への愛着を促進します。
「収穫感謝祭」の継承と発展	例年賑わいを見せている収穫感謝祭は、 [] として紹介されています。このイベントをさらに発展させるため既存会議や新たに発足するコミュニティサロンの中で企画当初から情報を共有化し、新しい連携先やコンテンツを開拓していくことで、更なる地域の関わりを高め、県民主導のイベントに醸成してまいります。
福祉施設やコミュニティセンターとの連携	地域の [] と日常から交流を持ち、公園の活用を促進します。特にパークセンターの有効活用などにより、当該施設の社会的活動を支援します。

令和 7 年度実施計画

- ・県内公園との連携を図ります。（ [] 等）
- ・「ひがしたかねパーク大作戦」を実施します。
- ・ [] との連携構築を行います。

(4) 地域企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

地域企業への委託は、土地を熟知した迅速な対応が望めると理解しております。特に、突発的かつ、早急な対応が必要となる業務においては、地域企業や団体への業務依頼が必要不可欠となります。当団体は、地域企業への活用を最優先に考え、きめ細かいサービス提供に向けた取組みを行います。

■ 具体的な取組み方策

○地域企業への優先発注	委託先選定基準に地域性を盛り込んでおり、市内並びに県内企業への優位性を担保し、迅速できめ細やかなサービス提供を可能とします。
○委託業務の指導監督の徹底	地域企業等であっても、迅速にきめ細かいサービス提供が約束される訳ではありません。当団体は、委託業務の指導監督を徹底して行います。
○神奈川県立都市公園 指定管理者連絡協議会 連携	協議会に対して積極的に係わり、情報提供を行います。広報では、相互広報として他の県立公園の広報も実施します。
○市内施設との連携交流	各施設を相互に利用するきっかけとして、各種サービスを提供することで、市内施設の相互の利用を促進します。
○市内施設とのイベント連携	の地域イベントに参加し、本公園の認知度を高めます。また、来園者の促進と市内の多様な主体との連携につなげていきます。

令和7年度実施計画

・「具体的な取組み方策」を踏まえ、適宜実施します。

3 団体の業務遂行能力

計画書 12 「令和 5 年度 収支計画」

※令和 5 年度収支計画については、資料「01-②_収支計画書」を参照。

計画書 13 「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

■ 人員配置の基本的な考え方

公園の管理運営に関する労務を精査し、必要なポストに力を注ぐ確実な業務遂行及び、求められるサービス向上を果たす組織体制を構築していきます。統括責任者には、実務経験と責任達成能力のある社員を配置し、管理チームと運営チームには相応の能力のある社員を配置し、万全の管理体制を構築します。また、本部には本公園の魅力や地域連携を企画実践する「パークプロデューサー」を選任し、危機管理やパークマネジメントの質を高め、公園の持つ機能の拡大を図ります。なお、スタッフ等の採用においては、近隣からの雇用を優先し、地域人材の活用を図り、地域に密着した運営を目指します。

ア 管理運営体制（主要職員の役割分担）

総合的に判断できる社員クラスを常時 1 名以上配置する体制を基本とします。直接雇用スタッフと合わせて計 11 名の体制により、以下に示す役割分担が確実な業務推進体制を構築します。

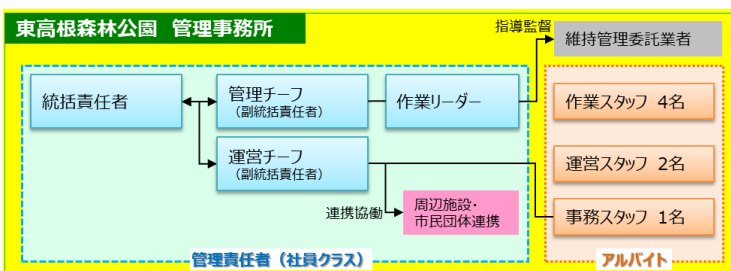
役 職	役割及び業務内容	人数	雇用形態
統括責任者	◎現場・統括マネジメント 事業統括マネジメント/県との連絡調整/事業計画作成及び各種報告書等進捗管理/収支管理/危機管理/コンプライアンス管理/長期修繕計画	1名	社員
管理チーム 副統括責任者	◎園内植栽・施設管理全般（管理担当） 園地管理/施設・備品管理/園内環境整備/植物育成・補植/ボランティア活動支援・拡大/作業工程、品質、安全管理	1名	社員
運営チーム 副統括責任者	◎運営ファシリテーター（広報担当） 公園イベント企画運営/ボランティア協働・地域連携実務/施設間連携/パブリシティ ー・広報担当/パークセンター展示企画/自主事業企画調整	1名	社員
作業リーダー	管理作業監督/植栽管理指導/維持管理委託業者指導・立会い確認	1名	アルバイト
作業スタッフ	日常巡回/清掃除草/植栽管理（マルチスタッフとして対応）	4名	アルバイト
運営スタッフ	総合案内/広報/連携協働/イベント準備（マルチスタッフとして対応）	3名	アルバイト

イ 都市公園管理運営の専門知識（関係資格の保有等）や経験を有している者の配置状況

本公園の統括責任者は、公園管理経験を豊富に持つ人材を常勤で配置し、地域と連携した管理運営に取り組みます。その他社員クラスの配置では各業務の専門的な知識と経験を有した人材を配置します。

役 職	専門知識や経験
統括責任者	
管理・運営チーム（副統括）	
パークプロデューサー※	

■ 現地の管理運営スタッフ配置計画



■ 勤務ローテーション

- ・現地に配置する責任者クラスは常時 1 名以上勤務する体制。
- ・管理責任者ミーティングと全体ミーティングを各 1 回/月実施。

【月間勤務ローテーション例】(2022年4月) ◆全体ミーティング: 月1回 ◎管理責任者ミーティング: 月1回

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	勤務	
		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	数
月間予定					◆												◎																
所長	社員	A	A		A	A	A		A	A	A		A	A		A	A	A		A	A		A	A	A		A	A		A	A	22日	
管理主任	社員	A		A	A	A		A	A		A	A	A		A	A		A	A	A		A	A		A	A	A		A	A	21日		
運営主任	社員		A	A	A	A	A		A	A		A	A	A		A	A	A		A	A		A	A	A		A	A		A	A	22日	
作業リーダー	アルバイト	B	B		B		B	B		B		B	B		B	B		B	B	B		B	B		B	B	B		B	B	17日		
作業スタッフA	アルバイト	C		C	C	C		C	C	C		C	C		C	C		C	C	C		C	C		C	C	C		C	C	20日		
作業スタッフB	アルバイト		C	C	C		C	C	C		C	C	C		C	C	C		C	C	C		C	C		C	C	C		C	C	20日	
作業スタッフC	アルバイト			C	C	C		C	C		C	C	C		C	C		C	C	C		C	C		C	C	C		C	C	20日		
作業スタッフD	アルバイト	C	C		C	C	C		C		C	C		C	C		C	C	C		C	C		C	C	C		C	C	C	17日		
運営スタッフA	アルバイト	D	D		D	D	D		D	D		D	D		D	D		D	D	D		D	D		D	D	D		D	D	22日		
運営スタッフB	アルバイト		D	D	D		D	D		D	D		D	D		D	D		D	D	D		D	D		D	D	D		D	D	14日	
事務スタッフ	アルバイト	D			D			D			D			D			D			D			D			D			D			11日	
出勤人数		7	7	6	11	7	7	7	7	6	6	7	7	7	7	7	7	7	6	6	7	7	7	7	7	6	6	7	7	6			

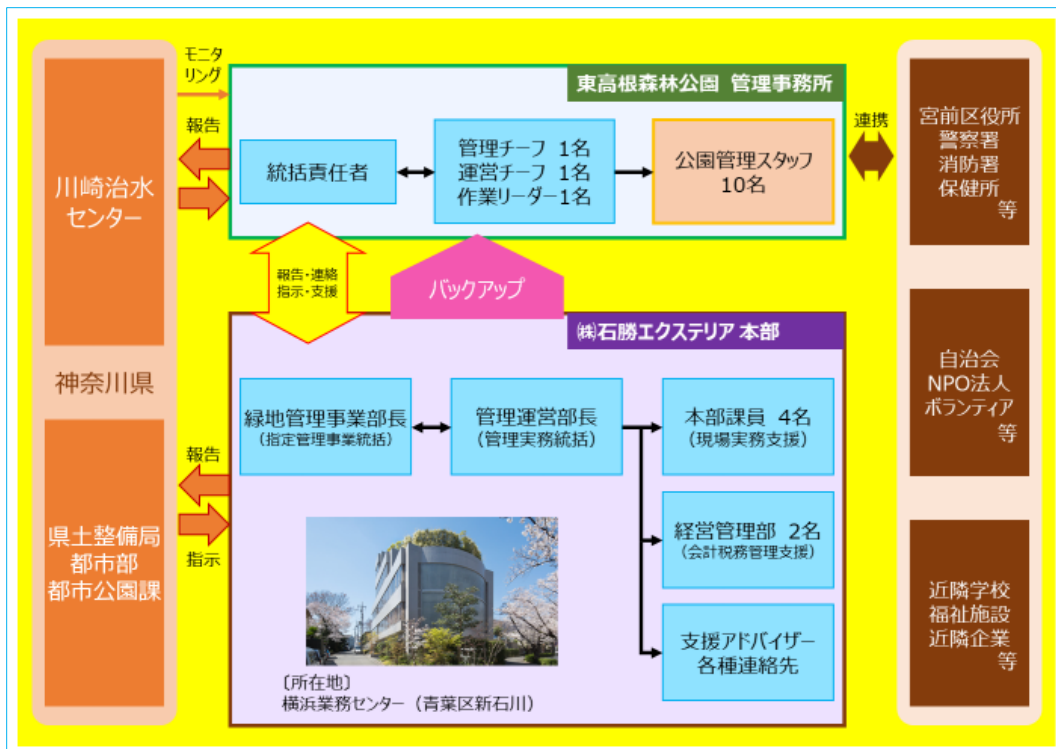
■ 公園の魅力向上と地域連携の活性化 ※ 「パークプロデューサー」

本公園は、都市部の貴重な自然的環境資源の拠点としての役割を担っており、多くの来園者にとって貴重な緑のオープンスペースとなっています。指定管理者は当該施設の管理に専念するだけでなく、自然豊かなこの森林と地域に浸透している協働の輪を継承し、関係機関や様々なステークホルダーとの連携を拡大することが求められます。本公園の役割を確実に実行するため、現地スタッフを支援する「パークプロデューサー」を本部に配置し、地域の主体間のネットワークを形成し、パークマネジメントを向上させます。

パークプロデューサーの活動内容 セルフモニタリング統括 / 運営企画マンネリ防止 / 新しい事業の発掘 / 近隣大学との連携協議 / 地域団体とのマッチング / 公園のブランディング・発信 など

ウ 県、県出先事務所、本部、現地との連絡体制とその仕組み

本公園において、本部と現地管理事務所が密に連絡を取り合い、神奈川県及び川崎治水センターとの連絡および協議体制を以下の通り構築し効果的な管理運営を行います。また、地域団体や学校機関等とも日常から情報交換を行うことで連携を強化させていきます。



■ 本公園に係わる関係機関との情報共有

関係機関との業務調整や情報共有等は統括責任者を窓口として目的に合わせて適切な方法を判断して行います。特に、神奈川県や川崎治水センターとの日常業務の連絡体制をはじめ、所在地となる川崎市との連絡や情報の共有も強化します。

川崎治水センター	<ul style="list-style-type: none"> ・確実な連絡体制の整備や、担当者間の報告・連絡・相談が円滑に行える環境整備に務める ・月例報告等の提出時を定期的な情報共有の場とする ・制度面や他公園にも関連する事項については指定管理本部が県庁所管課とも調整
川崎市建設緑政局 宮前区役所	<ul style="list-style-type: none"> ・[]との事業連携 ・災害時における川崎市地域の防災計画への協力 ・[]との調整
警察署、消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・通報、相談等は速やかに正確な情報をもとに実施 ・防災訓練の調整等を通じて、普段から連絡・連携を密にする
地域団体等 (自治会、ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等の調整時や定例的な会合等の場で必要な情報共有を行う ・広報誌、ホームページ、SNS、掲示板等を活用した情報発信

■ 豊富な有資格者による人的バックアップ体制

当団体の本部がある、横浜業務センターでは、指定管理事業の推進に必要となる様々な資格保有者を多数抱えており、本公園において欠員や緊急対応が発生した際にも、迅速な人的バックアップが可能です。

〔石勝エクステリアの有資格者数〕

1 級造園施工管理技士	[]	2 級造園施工管理技士	[]
1 級土木施工管理技士	[]	2 級土木施工管理技士	[]
樹木医	[]	1 級造園技能士	[]
2 級造園技能士	[]	街路樹診断士	[]
公園管理運営士	[]	自然再生士	[]
ピオトープ計画管理士	[]	ピオトープ施工管理士	[]
植栽基盤診断士	[]	芝生管理技術者	[]

■ 当団体の指定管理本部のバックアップ体制

当団体は業務センター（横浜市青葉区）に指定管理事業の中核を担う本部組織を有しています。それぞれの役割に応じた的確な指示命令系統により組織的に対応すると共に、本公園の指定管理事業に対して、安全安心を第一とした包括的なサポート体制による安定した管理運営を実現いたします。

役 職	役割及び業務内容
緑地管理事業部 事業部長	指定管理事業 統括 管理運営方針決定/各種承認（目標数値・事業計画・収支決算ほか）
緑地管理事業部 プロジェクト推進課 顧問 ※パークプロデューサー	公園管理運営 実務統括・緑化センター機能向上プロデュース 県担当部署、区役所との協議調整/各種法定事業計画、報告書作成監理/地域連携調整/管理事務所における安全・品質・工程・原価管理支援/緊急時対応責任者/植栽管理統括/市民活動、協働の調整/公園ブランディング・プロデュース
緑地管理事業部 プロジェクト推進課 部長代理	公園管理運営 運営・企画・広報支援・危機管理・個人情報等情報管理 運営業務計画支援/協力企業との調整、監理/広報関連調整/市民協働支援/イベント業務・繁忙期の支援/危機管理体制の監理及び初動体制の指示、人的確保
経営管理部 2名	会計税務管理 支援業務 口座管理/労務管理/会計管理/財産管理/請求書処理/社内監査
支援アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・外部有識者による業務支援（ [] ほか） ・社内有資格者による技術的な指導（ [] ほか） ・顧問職による技術指導（ [] ほか）

令和4～8年度実施計画

・上記計画書の通り実施致します。

(2) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況

公園の維持管理全般において、可能な範囲で現地に配置している公園スタッフによる業務遂行を基本としますが、法令に基づく点検や専門的な技術を要する業務については、安全性や効率性、費用対効果の観点から業務委託により業務を遂行します。業務委託を効率的・効果的に実施するため、年間発注計画による計画的な発注、品質確保や透明性に配慮した業者選定、適切な進行管理に努めます。植物管理や清掃・警備等、当団体から委託する場合は複数社から見積り合わせ及び施工の合理性等から判断し、専門企業としてのノウハウを活かし効果的な発注を行います。

【単独申請の考え方】

この度の指定管理者申請においては、複数企業によるJV構成を取りやめています。コロナ禍における不安定な経済状況において、財務基盤が強固である当団体のみが県との協定を締結して、県内企業へ発注する業務体制により、指定管理期間を安定的に履行することが可能であると判断いたしました。

■ 業務委託する場合の判断基準

指定管理の業務遂行において、直営スタッフと業務委託を判断する際に、以下の基準を適用します。

関係法令に基づき有資格者を必要とする業務 / 特殊工具・機材を使用した専門知識を必要とする業務 / 熟練した専門的技術や経験を必要とする業務 / 安全性、効率性、費用対効果を踏まえ必要と判断する業務

■ 業務委託先の選定について

業務委託先の選定においては、神奈川県内及び川崎市内の企業への発注を最優先として考えます。当団体が持つ企業ネットワークを活かすと共に、地域に密着した業務委託体制を構築します。

◆ 業務委託に対する点検方法、指導監督

当団体は、業務委託の適正な履行について以下の方法により点検・指導・監督を実施します。

- 業務の発注に必要となる業務発注基本仕様書を提示します。
- 業務に必要な免許証・資格証の写しを確認します。
- 業務開始前に管理責任者立会いのもと、作業工程、安全対策を確認します。
- 従事者には腕章、作業車両には通行許可証を発行し公園の入退場を管理します。
- 業務の記録として日報・写真・報告書等の提出を義務付けます。
- 適宜業務の状況を確認し、安全・品質・工程の管理について確認します。
- 不適切な業務は即是正指示を行い、是正報告書の提出を義務付けます。
- 作業完了後に管理責任者の施工確認として現場と書類を検査します。

令和4～8年度実施計画

・上記計画書の通り実施致します。

（３）指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための日々の OJT や研修等の人材育成体制や職員採用の状況、チームワーク保持や労働時間短縮の取組、職場のハラスメント対策など適切な労働環境の確保に係る取組状況

ア 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うため人材育成の考え方

公園運営に求められる高い能力と本公園の特性を理解した人材の育成を推進します。新規採用時だけに止まらず、定期的な振り返りも含め、個人情報取り扱いや公園の安全管理など指定管理業務におけるスムーズな運営のために必要な知識やスキルを習得させる支援を行います。自己啓発によるスタッフの意欲向上、管理の知識やノウハウを蓄積し、継続的かつ体系的な人材の育成に取り組んでいきます。

〔人材育成の 3 つの手法〕

ポジションやスタッフ毎にテーマを与え、3 つの手法を軸とした人材育成を計画します。育成対象者の個々のレベルにあった成果を求め業務に反映していくとともに、スタッフのやる気や潜在能力を引き出す仕組みを構築していきます

職場研修 OJT	実際の仕事を通じて指導を行うことで、実務スキルや考え方を直接身に付ける。
研修 OFF-JT	基盤となる考え方や基礎的なスキルをセミナーや講義を通じて身に付ける。
自己啓発 SDS	社員の自発的な学習や自主研修の取り組みをサポートし個々の長所を伸ばす。

■ 公園スタッフの質の向上 ～階層別研修の実施～

当団体の指定管理施設の全スタッフを対象とした階層別研修を行います。統括責任者、副責任者、アルバイトリーダー、作業スタッフ等、それぞれの専門分野に分けて実施します。内容は指定管理者として求められる知識の講義、グループディスカッション、ロールプレイングなど公園の垣根を超えた交流を促進すると共に、各施設の特性やノウハウを他の指定管理施設でも活用していくことを目的に行います。

統括責任者講習	オペレーション管理、クレーム対応事例、エリアマーケティング など
副責任者合同研修	人事管理やリスク管理、コンプラ、会計経理 など
アルバイトリーダー研修	リーダーとしての業務について、立ち振る舞い など
公園スタッフ教育 (専門スキル教育)	各公園の特性、適切な接客や案内の実務能力、剪定技術、講座・教室の進め方、植栽知識、HP・SNS 更新方法など

■ 楽しく知識を蓄える ～東高根森林公園・検定の実施（年 2 回）～

本公園の施設の内容や歴史、場所の特徴や自然環境、花の開花や見どころ等について、独自の検定試験を実施します。ピンバッジの進呈によるモチベーション向上や、公園への理解を深め、来園者への自然観察の案内役に任命するなど、管理運営業務に反映し、公園スタッフ全体のレベルアップが期待できます。

■ 公園スタッフとしての資質向上と維持

当団体は、以下の基本的な研修を実施し、スタッフのスキルアップを図ります。

研修名	内容	頻度（時期）
接遇マナー研修	電話・問い合わせ対応、利用者・住民とのコミュニケーション対応 ほか	1 回/年（2 月）
公園管理 マネジメント研修	指定管理の理解、公園管理運営の基礎（施設・設備・植栽）ほか 公園管理実務（応用）、品質・工程・安全・原価管理実務 ほか	開業前 新規採用者 2 回/年（9・3 月）
コンプライアンス研修	個人情報取扱、情報公開対応、文書・現金・遺失物管理、ほか	1 回/年（2 月）
救命救急講習	心肺蘇生法、異物除去法、止血法、AED の使用方法	1 回/年（2 月）
防災訓練	【部分訓練】避難・消火・通報の内何れか	1 回/6 ヵ月（9 月）
	【総合訓練】避難・消火・通報を全て含んだ訓練	1 回/年（2 月）
外部講習会への参加	参加する各種講習会への参加	随時
公園施設視察	類似施設、県外施設、集客施設など参考となる施設を視察	随時

■「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた研修

全ての県民に本公園を快適に利用して頂くため、子どもや高齢者、障害を持たれた方に向けた対応研修を実施します。子ども向けには、幼児教育の経験者による目線や話し方、注意点など学びます。また、高齢者や障がい者の利用支援のため、車いす移動の支援方法や、筆談機でのコミュニケーション等を OJT で学びます。神奈川県手話言語条例を踏まえた、手話普及に向けたスタッフへの研修を定期的実施します。

■公園管理に必要となる資格取得の奨励

公園管理に活かせる資格となる「公園管理運営士」など資格取得を支援し、高い知識と技術を持つ公園スタッフを育成します。作業に従事するスタッフは、各種技能講習を受講させ安全作業を推進します。

資格取得奨励	取得に必要な費用負担、講習会参加費用の全額補助、取得後の社内表彰
奨励資格・技能	【資格】公園管理運営士・造園施工管理技士・造園技能士・森林インストラクター・農薬管理指導士・ビオトープ管理士 ほか 【技能】刈払機・チェーン・技能講習、玉掛け、移動式クレーン、高所作業車 ほか

■公園スタッフの採用について

常勤する社員及び契約社員は資格を有する人材を配置し、安定した業務を遂行できる体制を整えます。開始前に採用するスタッフにおいては、以下の方策により採用を行い、安定した体制を維持します。

※現在本施設に従事されている職員の継続雇用

これまでの引継ぎ経験から、現地で雇用された方は指定管理者に依存せず、その施設で仕事を続けたいと思われる方が多数です。当団体は現在働かれている職員の皆様を、施設を熟知したスペシャリストとして、積極的に継続雇用を調整します。

【指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための方策】

アルバイトスタッフ採用 「地域からの優先採用」	・現地に常駐するスタッフの内、管理・運営・事務スタッフについては、川崎市民の優先採用を行います。方法は、ハローワークや求人広告を使い、広く募集活動を実施します。
人材のステップアップ 「年次考課による昇給」	・業務に従事する公園スタッフの全体的なレベルの向上と、働く意欲の向上を目的に、年次考課制度を設け、統括責任者による人事考課を実施し、昇給する仕組みです。また、優秀なスタッフはアルバイトからの昇格も可能とし、モチベーションの向上を図ります。
開業準備期間 「万全な研修実施」	・議決後速やかに開業準備に取り掛かりますが、4月に万全のスタッフ体制を構築するため、1～3月の開業準備期間にも主要な研修を実施し、スタッフのスキルアップを図ります。当社が管理運営する類似施設への実施研修なども計画します。

令和7年度実施計画

・以下の表の通り研修を実施致します。

研修名	内容	頻度（時期）
接遇マナー研修	電話・問い合わせ対応、利用者・住民とのコミュニケーション対応 ほか	1回/年（4月）
公園管理 マネジメント研修	指定管理の理解、公園管理運営の基礎（施設・設備・植栽）ほか 公園管理実務（応用）、品質・工程・安全・原価管理実務 ほか	新規採用者 2回/年（9・3月）
コンプライアンス研修	個人情報取扱、情報公開対応、文書・現金・遺失物管理、ほか	1回/年（4月）
救命救急講習	心肺蘇生法、異物除去法、止血法、AEDの使用法	1回/年（次期は関係機関と調整）
防災訓練	【部分訓練】避難・消火・通報の内何れか	2回/年（9・3月）
	【総合訓練】避難・消火・通報を全て含んだ訓練	1回/年（2月）
外部講習会への参加	参加する各種講習会への参加	随時
公園施設視察	類似施設、県外施設、集客施設など参考となる施設を視察	随時

イ 適切な労働環境の確保への取り組み

■ 基本的な考え方

当団体は、「働きやすく、働きがいのある」職場環境を構築することによる社員のパフォーマンス向上とその能力を最大限発揮させることが重要な取り組みと考えています。このような職場環境をつくることで、ワーク・ライフ・バランスの実現につながり、質の高いサービスの提供を実現します。当団体は、上場企業のグループ会社として、様々な働き方改革の実績を踏まえ、本公園でも取り組みを進めてまいります。

【実績】 当団体が導入している働き方改革ツール

労働時間短縮施策の継続（採用活動、フレキシブル勤務、時間有給、PC強制シャットダウン、シェアオフィス活用、クラウドによる勤務システム）、繁忙期の分散を目的とした選別受注、マネジメント体制改革、全社員 iPhone 貸与、モバイル PC の活用 等

■ 労働時間の短縮への取り組み ～時間外労働の徹底した管理～

週 40 時間を超える時間外労働を管理職が把握し、適切な業務内容・業務量の分担を図っています。また、クラウドを使った勤怠管理システムにより月 30 時間以上残業はアラートが表示され、自身での残業時間を把握しながら、働き方を見直すことができます。更に以下の通り、様々な施策に取り組んでいます。

〔適切な労働環境への取り組み〕

ノー残業デーの実施	週 1 回以上のノー残業デー実施を推進します。またスケジュール上にノー残業デーの登録をするとともに、当日の朝及び定時後には上長がノー残業デーであることを声掛けします。
勤務時間内の打合せの徹底	会議や打ち合わせの予定は勤務時間内に終わらせられるようにスケジューリングします。また、ノー残業デーは 15 時以降の会議は控えるようにし、帰りやすい環境づくりを行います。
有給休暇の取得	年間最低 5 日間の年次有給休暇取得を義務化します。（10 日以上付与職員対象）また、連続休暇取得月間を設け、その期間の会議、打合せ等を控えるようにします。
ミーティングの実施	ミーティングを通じて、業務負担の平準化や職員の意識改革に取り組めます。
アンケート実施	働き方・コミュニケーション等に関する東急不動産 HD グループのアンケートを実施しており、所員の現状を把握し、働き方の見直しを進めます。
残業時間の把握	勤怠管理システムにより、責任者がスタッフ全員の勤怠状況を把握できます。また本部による削減目標と比較した労働時間チェックを行い、必要性に応じ責任者への指導を行います。

■ テレワークの推奨

持ち出し用パソコンを備えテレワークができる環境を整備するとともに、東急不動産 HD で運営するシェアオフィスも利用可能となりました。コロナ渦において、公共交通機関の利用削減や非接触などが求められる中、働き方の一つとして定着しています。

■ 子育て、介護等と仕事の両立

支援を必要とする職員に、仕事と家庭を両立するための支援制度の利用を促進し、妊娠・出産、子育て・介護等をしながら活躍できる職場環境づくりを進めています。支援制度は就業規則等に記載しており、制度や措置についても確認ができます。また上長は安心して制度を利用し、仕事との両立ができるように、部署における業務配分の見直し等も適宜行っています。

■ 高齢者雇用への対応

定年再雇用を含めた高齢者の雇用を推進しています。体力チェックや健康づくりの機会を積極的に提供し、働き手の取り組みを支援し、これからの時代を見据えた負担の少ない職場環境づくりを継続的に続けていきます。また社内でエイジフレンドリーガイドラインの内容を解説した資料を共有し、周知しています。

■ ハラスメントに対する対策 ～安心できる相談窓口の整備～

研修等の充実により職員一人ひとりの意識の醸成を図るとともに、上司と部下、同僚同士のコミュニケーションを一層深めることで、風通しよく、ハラスメントのない職場づくりを進めています。

〔コンプライアンス・ヘルプライン窓口〕

法令・社内規定・行動基準に違反する行為について、従業員からの通報・相談を受けるための窓口があります。フロアにポスターを掲示し、従業員へ周知するとともに窓口を複数用意することによって相談内容に合わせた選択ができます。また、実際にハラスメントが起きている場合だけでなく、その可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化する可能性がある場合、ハラスメントに当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談し事案に対処します。

■ 女性・若者が働きやすい環境の推奨

女性の活躍を推進するとともに、若者の活躍に向けた支援・環境整備を図ります。また、女性活躍推進法に基づく女性が働きやすい企業（えるぼし）、次世代育成支援対策推進法 10 に基づく子育てしやすい企業（くるみん）、若者雇用促進法 11 に基づく若者が働きやすい企業（ユースエール）といった認定制度や、従業員のキャリア形成に関する企業の表彰制度などを活用します。

■ チームワークを醸成する取り組み

日々の朝礼や定例会議により情報共有や意見交換を活発に行っています。また遠隔地とのコミュニケーションをとるために、WEBを使ったオンライン会議も導入しています。イベント開催時には他の公園からも研修を兼ねて応援を募り、社員間での連携を促進する取り組みを行っています。

■ 健康保持、増進への取り組み

職員の健康は、本人および家族の幸せであるとともに、会社の健全な成長も支えています。会社として健康保持・増進に向けて積極的に取り組み、健康意識の向上と、自発的な予防をサポートしています。

ストレスチェックの活用	自分のストレスの状態を知ること、ストレスをためすぎない・医師からの助言をもらう・仕事の軽減対応など、職場の改善につなげメンタルヘルス不調を未然に防止していきます。
グループ駅伝大会	を目的に年に 1 回開催します。
健康資料の掲示	社内通達にて東急病院保健師通信と連携した資料を周知します。季節や情勢に合わせて「マスクと夏の熱中症予防対策」「花粉症」「新型コロナと喫煙」など様々なテーマで発信していきます。
みんなの健康応援サイト KENPOS の導入	スマホ専用アプリ『』を導入しています。ウォーキングなどの記録を自動で記録し、歩数だけでなく活動量なども計測できるので健康管理アプリとしても活用できます。

令和 4～8 年度実施計画

・上記計画書の通り実施致します。

計画書 14 「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況

■ 基本的な考え方・取り組み方針

当団体は東急不動産ホールディングス（以下、TLCHD）の一員として、都市の緑化事業や公民連携事業等の事業を通じて、社会的な課題の解決に向けて取り組んでいます。TLCHD グループでは、全役員および従業員の行動の規範となる「行動基準」を定めるとともに、その理解・実践のための「コンプライアンスマニュアル」を策定し、全役員および従業員に対し周知・徹底を図っています。また、グループの横断的な取り組みとして「コンプライアンス協議会」を設置し、全体方針や目標の策定・共有、グループ各社における取り組みの推進・モニタリング等を実施しています。特に、個人情報、情報公開、文書管理等の関連制度の理解を高め、また、働く職員一人一人が気持ちよく健康的な業務が行えるようハラスメント防止対策や労働時間の平準化等に取り組んでいます。

■ 維持管理に関する法規や関連法規などの遵守

公園緑地における維持管理作業等においては、労働基準法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法等の労働安全法規を遵守し作業を行っております。また、社内に安全推進委員会を設置し、事故等の発生があれば、徹底的な原因究明を行い、再発防止策を行っております。

○ 指定管理業務を行う上での具体的な取り組み

維持管理作業の安全確保と改善要請	社内に設置された安全衛生委員会の定期的な研修実施とともに、委員による現場視察とおとしての巡視等を行っております。安全体制に課題が見られる現場については速やかな改善措置を求め、働く職員の健康と安全を守っています。
反社会的勢力の排除	TLCHD グループ全体として、反社会的勢力の一切の関わりを禁止しています。公園管理事務所への指導として、本部による定期的な「統括責者全体会議」により徹底して意識の醸成を行っております。
守秘義務	指定管理者業務を通じて知りえた情報については、守秘義務の履行を徹底しています。また、「統括責者全体会議」でも必ず議題としてあげ、その徹底を果たしています。
文書整理、保存、各種報告書の提出等	取得、制作した文書は、社内の文書規定に沿いながら保存年度を明らかにして適切に保管しています。また、指定管理事業における各種報告書は、地方自治法により定められている法定文書となるため、事業計画書、年度報告書などの作成は川崎治水センターとの十分な調整と協議を行いながら作成し、定められた日程前に提出できるよう努めています。

〔当団体が整備している諸規定一覧〕

当団体は、指定管理事業に必要な会社の規程として、法令に則った以下の諸規定を整備しています。これらを基に、本公園に沿った運用のもと、維持管理運営を遂行します。

整備している諸規定一覧	従業員就業規則、給与規程、安全及び衛生規程、車両管理運用規定、決裁規定及び職務権限一覧、個人情報保護規則、経理規程、書類管理規定、石勝エクステリアコンプライアンスマニュアル 等
-------------	--

〔具体的な取り組み〕

研修名	内容	頻度（時期）
コンプライアンス研修	本部の専門職社員を講師とし、個人情報管理、労働安全衛生について研修会を実施。全スタッフへ法令遵守を徹底させます。また、新規採用者には必ず当研修を本部で実施します。	4回/年 (4、2月)
セルフモニタリングの実施	法令遵守の観点で、本部担当社員による内部監査（セルフモニタリング）を実施し、法令遵守の徹底について、定期的に確認します。	1回/四半期
社内相談窓口の設置	嫌がらせやいじめとなる様々なハラスメントを予防し、気軽に相談できる相談窓口を本部に開設し、快適な職場環境の維持に努めます。	本部に常設

■より良い労働環境の確保 ～働き方改革～ ※詳細は 計画書 12 に記載

2019年4月1日より働き方改革関連法案の一部が施行され、「働き方改革」は当団体においても重要な経営課題として捉えられています。社員一人当たりの労働生産性の向上や、離職率の低下、従業員の満足度の向上など会社全体で取り組み、働きやすい環境づくりを行っています。

令和4～8年度実施計画

- ・コンプライアンスに関連する研修を実施します。(年4回)
- ・本部によるセルフモニタリングと併せてコンプライアンスのチェックを行います。(四半期ごとに1回)

(2) 指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況

地球温暖化等の象徴としてヒートアイランド現象による気温上昇が取り上げられています。生物生息地の変遷、外来生物侵入に加え、これまでに経験をしたことがない酷暑及びゲリラ豪雨等の気象災害が顕在化し、私たちの生活に深刻な影響を及ぼしています。公園が担う環境配慮への機能は身近な市民生活の環境負荷低減へのアラートになっていきます。県民一人一人が環境配慮への意識を持つことが第一歩となり、貴重な緑のオアシスが訪れる来園者に対して環境負荷低減への理解を促していきます。

〔指定管理事業における環境負荷低減のアクションプラン〕

温度調節で減らします	水道の使い方を工夫します	商品を選んで購入します	自動車の使い方を工夫します	買い方でゴミを削減します	電気の使い方を工夫します
<ul style="list-style-type: none"> ・暖房設定は20° ・冷房設定は28° 	<ul style="list-style-type: none"> ・蛇口をこまめにしめる ・漏水作業の効率化 ・井戸水の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク商品購入 ・グリーン購入推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリッド車導入 ・エコドライブの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰包装を断る ・エコパックの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセントをまめに抜く ・LED照明導入 

■循環型社会への取り組み 「かわさきチャレンジ・3R」の推進

公園所在地である、川崎市の一般廃棄物処理基本計画・かわさきチャレンジ・3Rの趣旨を踏まえ天然資源の無駄遣いを減らし、環境負荷を低減させる活動として、3R活動(①リデュース②リユース③リサイクル)を継続して推進し、持続可能な循環型のまちづくりに貢献していきます。

具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○発生した植物廃材により醸成した堆肥を花壇や講習会材料として活用 ○緑化フェア等イベント関連の飲食店にリユース食器を導入した啓発活動 ○ 連携した廃油の循環活用に貢献
----------	--

◆緑を使ったこどもへの環境教育

公園の機能を効果的に発信するため、市内小中学校を対象に、身近な緑の創出と回復について、様々な環境教育を推進します。次世代を担う子供達への環境学習として、 と連携し、公園の自然環境を学習フィールドとして活用していきます。

具体的な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○夏休み期間の自由研究の応援とし公園スタッフによるこども相談室の実施 ○自然とのふれあいを通じた環境学習や環境活動の拠点となる講座の開催 ○農業を取り入れた農とふれあう機会の創出(田んぼを使った育成体験の実施)
----------	---

■指定管理者事業から社会貢献へ(国際的な目標であるSDGsへの貢献)

SDGsは「2030年までに誰ひとり取り残さない持続可能な社会を目指す」とし、17の目標を設定しています。当団体は、自らの事業を通じて、関連目標の達成(マルチベネフィット)を念頭に日々事業展開を進めています。特に、指定管理事業においては、SDGsの考え方となるアウト・サイド・インの思考に沿って、「どうすればその提案課題が達成できるか」を念頭に着実な目標達成を進めていきます。

令和7年度実施計画

- ・かわさきチャレンジ3Rの推進に向けた Reduce、Reuse、Recycle を業務執行の中に反映し、実施します。
- ・川崎市内環境関連 NPO と連携した環境活動を促進します。（ 等）
- ・植物管理による落ち葉を活用した堆肥づくりや、剪定枝等を活用した小動物や昆虫の生息空間を創出します。
- ・夏休み期間等を活用した、子供向け環境学習を実施します。（自然環境保全ミーティングと連携）
- ・田んぼを活用した農と触れ合う機会を創出します。（田んぼを活用した収穫体験等）
- ・公園の管理運営活動を SDGs の 17 の目標に照らし合わせながら事業実施を進めて参ります。

（3）障害者雇用促進法の法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績

ア 法定雇用率の達成状況、未達成の場合の今後の対応

（7）障害者雇用状況（令和6年6月1日現在）※1

法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (A)	うち常用雇用障害者数 (B)	実雇用率 (B) / (A) × 100	不足数 (A) × 法定雇用率※2 - (B)

（イ）未達成の場合の今後の対応

人材紹介会社を通じた採用活動を行っており、身体障がい者、精神障がい者ともに採用対象として選考を進めております。主な対象業務としては屋外軽作業（植栽管理、清掃等）や、事務所内での事務補助業務を想定しております。なお、現時点で障がい者に特化した人材紹介の2団体と取引があり、一つは在宅勤務に特化した会社、もう一つは就職支援団体と繋がりのある会社に発注しております。業務内容、勤務形態の面で幅広い人材の受け入れに取り組んでおります。

令和7年度実施計画

- ・法定雇用率の達成に向けて、引き続き取り組みます。

（7）障害者雇用促進法に基づく国（公共職業安定所長）からの障害者雇入れ計画作成

命令の有無

- 有（計画作成命令を受けた後の対応について： ）
- 無

イ 障害者雇用促進の考え方と実績

障がい者への就労機会の確保にむけて、東急不動産ホールディングスグループの一員として取り組みを進めております。現時点で関係法令による障がい者雇用率の目標値は未達ではありますが、当団体の社会的責任とグループとの横断的連携により未達の解消に短期で取り組みます。現在、管理運営を行う都市公園を活かした地域貢献や地域包括ケアシステムに寄与する視点から、障がい者等の就労機会の拡大を推進しています。

具体的な取り組み

- ・指定管理業務の清掃等の軽作業の一部を地域の社会福祉団体に委託する。
- ・障がい者を雇用する企業を積極的に業務委託の取引対象とする。
- ・障がい者施設が生産した果実の販売等をイベント時に園内販売を行う。

令和4～8年度実施計画

- ・障がい者雇用促進の一環として、清掃等の軽作業の一部を地域の社会福祉団体に委託します。
- ・障がい者を雇用する企業を積極的に業務委託の取引対象とします。
- ・障がい者施設が生産した物品（お菓子含む）をイベント時に園内で販売する機会を設けます。（川崎治水センターと協議し、パークセンターで日常的に物品を販売する企画の確保についても検討します。）

（４）障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組

障害者差別解消法及び「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定主旨を踏まえ、来園された際に安心して利用しやすく、気軽に憩える環境を整えます。障がい者の方に限らず、関係する家族や介助者への配慮を進め、ともに同じ目線を公園が利用できる環境整備に取り組みます。公園は、福祉関連の方々や高齢者施設の方々などが多く訪れます。日常から特別な配慮ではなく、日々の日常として当たり前の取り組みとして浸透するように研修していきます。

具体的な取り組み①【スタッフに対する理解促進・研修】

職員の障がい者に対する理解を促進し、障がい者に対して適切な対応ができるよう「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨に沿って研修を実施します。講師には地域の福祉施設の方を予定しています。

具体的な取り組み②【公園特性に合わせたバリアフリー整備推進】

本公園は豊かな自然環境が魅力となる一方で自然の地形は車椅子の利用者等において、課題があると認識しています。本公園の特性を踏まえて、バリアフリーに対する様々な取り組みを実施します。

〔バリアフリー対応〕～本公園に求められる対策案～

パークセンターでの車椅子の常備 / 車いす等補助具が必要な来園者の方に、専用の回遊観覧マップの作成と配布（バリアフリーマップ） / トイレ、主要園路の段差解消 / 車いす利用者等の目線等に配慮した展示方法の工夫 / ホームページはwebアクセシビリティに配慮した文字、色彩等の工夫 / 園内掲示板、説明版もアクセシビリティに配慮したデザイン / 送迎者に配慮した空間確保の工夫（駐車場等の横寄せ等） / 障がい者等の方々で育成できる花壇等の設置（レイズドベッド） / 園内看板のわかりやすいピクトグラム化 / パークセンターインフォメーションに耳マークの掲示と筆談などの配慮 / 補自助具としてのタブレット用意（感染症対策の中で要検討） など

具体的な取り組み③【イベント等を通じた参加促進/普及啓発】

と連携を図り、連携施設の抽出を行います。そうした取り組みを進めながら参加拡大を図ってまいります。多くの方々に障がい者等への取り組みを理解して頂くため、パークセンターを中心に普及啓発を行います。また、をを広げます。

（５）神奈川県手話言語条例への対応

安全安心な公園利用の実現において、ろう者との意思疎通、情報取得のための基本となる手話への理解は重要な取り組みと理解しています。ろう者とうろ者以外の方が共存できる地域社会の実現を目指し、意思疎通の言語となる手話の普及に努めていきます。

■手話に対する取り組み ～手話普及マスターの養成～

手話の基本をマスターした公園スタッフを要請すべく、手話に関する研修や外部講習へ参加します。

- ・指定管理開始 2022 年 4 月までに、社員クラス研修により基礎的な知識を習得します。
- ・公園には手話に関する書籍を備え、日々の業務において手話に対する能力向上を図ります。
- ・による研修会、シンポジウム等に積極的に参加します。

■身近な公園利用者への普及 ～手話の普及へ貢献～

公園利用者に対して条例に対する理解の促進と、手話の普及に貢献すべく、書籍の整備やパネル展示等を行い、条例の趣旨の実現となる「手話を使用しやすい環境の整備」に取り組んでいきます。

令和 4～8 年度実施計画

【手話のスキルアップ】

手話に精通した講師を招き、初級レベルの手話の職員研修を実施します。（年 2 回程度）

【スタッフへの手話教育】

手話講習会を開催します。また、朝礼時に挨拶レベルの手話の反復練習を実施します。

【外部研修への参加】

・ [] 積極的に参加します。

（6）社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）

目標9（イノベーション）、11（都市）、15（陸上資源）への取組

当団体では、「自然と人間社会の空間共存の調和」に向けた造園技術と、それを実現する環境保全技術・工法の開発により、社会的貢献に取り組んできました。2030年に向けた「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成においても、事業を通じて貢献していきます。

■ 当団体の企業 CSR への取り組み

当団体は、自然資本を活用したグリーンインフラ整備、ハイブリッド型芝生技術の開発、生物多様性に配慮した緑化、専用機械による樹木移植工法、屋上・壁面緑化の導入、屋外空間のユニバーサルデザイン、植栽廃棄物のチップ・堆肥化、間伐材活用、公民連携への参画、環境アセスメント及び自然環境調査、地域コミュニティの形成、女性雇用率30%以上等、造園建設企業として技術力を活かした社会貢献活動に取り組んでいます。

■ SDGs（持続可能な開発目標）への取組について

【緑の取り組みによる相乗的効果】

我々の緑の創造は、技術革新、リサイクル、公共の福祉の展開等により、住み続けられるまちづくりへつながり、それは多様な主体のパートナーシップで支えられています。我々の緑の取り組みはSDGsターゲットに対して統合的なアプローチにより並行して達成していきます。本公園でも当団体の技術を活用・発展させ、自然や生物多様性の保護・保全、持続可能な街づくり、地域コミュニティの形成など、さまざまな今日的な課題に対して、相関関係をもって解決策を提示しています。



上記を踏まえ、本公園ではSDGsについて、以下の具体的な取り組みを推進していきます。

	3 すべての人に健康と福祉を	地域のふれあいと健康づくりとしての場の開放（広場等の地域に開かれた有効活用）／福祉施設との連携／幅広い世代との連携・協働
	4 質の高い教育をみんなに	自然環境を活用した環境学習等の開催／遺跡等を活用した地域文化の探訪／パークセンターやフィールドを活用した多彩な「教室」の実施
	5 ジェンダー平等を実現しよう	職員の雇用／各種講習会等における女性講師の登用／接遇研修によるジェンダーへの理解／女性が活躍する地域活動との連携と関係促進
	7 エネルギーをみんなに	屋上緑化、壁面緑化、光熱水費等の省エネ／CO2削減の電気機械の採用／管理用電気自動車／可能な資材の循環活用の促進
	8 働き甲斐も経済成長も	障がい者・高齢者雇用の促進等／地域雇用の促進／福祉施設との連携／地域団体の活動の場の提供／地域事業者の発注促進
	11 住み続けられるまちづくり	まちの拠点となる管理運営／地域連携によるコミュニケーションデザインの構築（利用促進及び自主事業の促進）／地域シンボルとなる公園への発展
	12 つくる責任、つかう責任	ESGとなる自社の発展／ESGに取り組む企業からの物品等の買入れや事業連携／福祉関連施設との連携促進
	13 気候変動に具体的な対策を	公園内樹林地の適切な植生管理／水循環を意識した自然環境の保全／異常気象にむけた行動の認識／気象緩和によるパークセンター機能の発信
	15 陸の豊かさを守る	動植物の空間の持続的な保全／自然地の保全活動／市内里山ボランティアとの連携拡大／保全を意識した近接する緑の拠点との連携／園内植物の記録
	17 パートナーシップによる目標達成	地域とのパートナーシップによる公園運営／地域企業との連携による多彩な事業連携／NPO法人活動の相乗的事業展開

計画書 15 「事故・不祥事への対応、個人情報保護」

（１）重大な事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況

■ 事故等があった場合の再発防止策・構築状況

事故等があった場合は、次のとおり迅速、的確に対応し、再発防止の徹底を図っています。統括責任者を議長とする「事故等対策会議」を設置し、本部との連携により原因の究明、二次災害の防止、事故防止対策の検討を行い、必要な行動を実施するとともに関係所管課及び関係機関等に速やかに報告します。

事故等発生については、緊急連絡網により全職員に周知を図り、本部との連携により現場への緊急招集を図ります。深刻な事態と懸念される事故等については、当団体の「事故対策委員会設置要領」に基づき、本部に「事故対策委員会」を設置し、防止の啓発等について、現場との連携体制を構築します。/・当団体の役員、全ての所属長が出席する「事故・不祥事防止会議」において周知・共有を行います。/・事故・不祥事等が発生した場合は「事故・不祥事等に関する報告書」により、速やかに県に報告します。（開業までに連絡網を県に報告、事故等の報告は時系列により整理します。）

（２）個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況

公園運営においては、特定の個人を識別できる情報を取り扱うため、法令に基づく厳格な管理が求められます。当団体は、関係法令並びに「神奈川県個人情報保護条例」に基づき適正かつ確実な情報の管理及び運用を行います。本公園において取り扱う個人情報を整理して管理者が把握します。当団体の実績を重ね合わせマニュアルを整備し、実務的な研修を繰り返し行いながら、厳格な対応を行ってまいります。

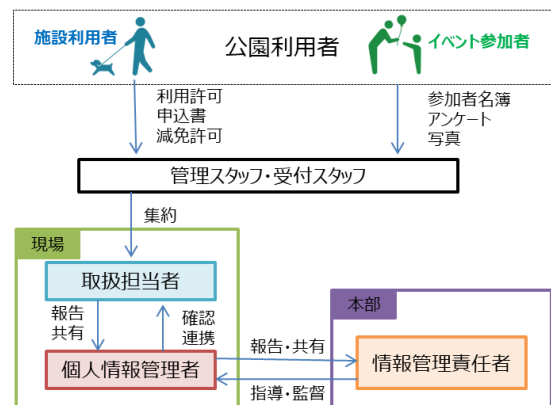
想定される管理すべき個人情報	運営業務により収集〔地域連携会議の参加者／講習会の参加者／パークセンターへの問い合わせ・相談者／ボランティア活動への参加者／遺失物・拾得物管理 など〕
----------------	---

■ 東高根森林公園 個人情報管理マニュアルの整備・更新

関係法令並びに「神奈川県個人情報保護条例」を基本とし、当団体の実績を含めながら、事象ごとに具体的な取り扱い方法を定める管理マニュアルを整備し、適宜見直し及び更新を行い管理していきます。

■ 個人情報の管理体制

現地では統括及び副統括を個人情報管理者とし、マニュアルに即した適正な業務を遂行していきます。通年の中で定期的な研修と OJT を進めるとともに、情報の入手や発信については複数の職員で確認するなど、厳格に個人情報の監理を行います。なお、個人情報現場管理者に対して本部へ定期的な報告をさせることや、モニタリングによる確認行為により、本部と現場の相互の確認を行い、第三者の目を入れて監督していきます。



■ 職員に対する教育・研修

公園スタッフや新規採用者を対象に年 1 回以上の個人情報に関する研修を行います。個人情報に対する理解やの意識向上を図り、単に法律の知識を得るだけでなく、一人ひとりが業務上で自覚をもって個人情報を扱えるようにします。実際の研修では東急不動産ホールディングスグループの研修方針も踏まえ、以下の目標を掲げ、座学やグループワーク等を通じて更に理解を深めています。

① 個人情報保護の基本知識と方針を理解し、意識を強化する

取扱いを注意するため、何を個人情報とするのかをそれぞれ理解し、守るべきルールを学ぶことで、取扱いへの意識を高めます。

② 個人情報管理に対して、自分ごととして捉える

チェックシートで理解度や行動をチェックし、事例を認識することで、情報漏えいの危険を自分ごととして捉えることができます。

③ 起こりうるリスクを知り安全策を考えることで、実践力をつける

実際の事例で具体的なイメージを持ち、「何が原因か」「どのようにすれば良かったか」等の対策を立てる研修を行います。

■ 個人情報保護に対する具体的な管理方策

1 取得・利用	利用目的を通知または公表した上で適正な手段により個人情報を取得し、適切に利用します。また、必要以上の個人情報の取得を避けます。
2 第三者提供	第三者に個人情報を提供しません。但し、以下の①②に該当する場合は、この限りではありません。 (①本人の同意 / ②法令に基づく提供)
3 開示・訂正 利用停止及び削除	個人情報の開示、訂正、利用停止及び削除を求められた場合は、当該請求者が本人であることが確認できた後に、適切に対応します。
4 マイナンバーの 取り扱い	マイナンバーを含む個人情報の収集及び保管はしません。不用意な取得を行わず、本人確認の場合、原則目視のみとします。(記録もしない)
5 安全対策への取組み	取得した個人情報の紛失、破壊、盗難及び漏えい等を防止するため、取り扱う場所の管理方法等に対する安全対策を徹底します。
6 個人情報管理責任者	個人情報を取扱う責任者として、現地と本部に個人情報の管理責任者を置く体制とします。また、取り扱う者は必ず教育・研修を受けます。
7 法令・規範の遵守	個人情報の保護に適用される法令、並びに「神奈川県個人情報保護条例」及びその他の規程を遵守します。
8 見直し・更新	「個人情報管理マニュアル」や実務対応は、法令及びその他の規程に適合させるため内容を継続的に見直し・更新を行い改善します。

■ 万が一個人情報漏えいが発覚した場合の対応

漏えいが発覚した場合は、個人情報管理責任者が速やかに県所管課へ事件の報告と、初動行動の報告を実施します。また、時系列による対応を整理し、適宜、県所管課へ報告を密に取ります。漏えいした原因を究明しその把握するとともに、被害者に内容を連絡し、二次被害防止に努めます。更に、個人情報の漏洩に関して、原因究明と再発防止策を速やかに実施します。なお、万が一当該漏えいに対する賠償に備えて、専用の保険を付保しており万全を期しています。

保険の種類	保険内容	補償内容

〔その他 情報管理リスク対応について〕

手段	懸念されるリスク	主な対処方法
パソコン	盗難、持ち出し、他人アクセス、のぞき見	PC パスワードを定期的に変更、防止用液晶フィルムの使用
郵便物	郵便物の盗難、受領時の紛失	郵便受けの施錠、定期回収、受領記録をつけチェック
Eメール	ウイルス感染	不審なメールへの対応を徹底、ウイルス対策ソフトの見直し
	通信経路上の流出、改ざん	ファイルパスワード、暗号化。メール以外での手段も検討

令和4～8年度実施計画

- ・東高根森林公園における個人情報の事案を把握し、整理を行います。
- ・個人情報保護に対する具体的な管理方策、個人情報漏洩の発覚時の対応を包括した「個人情報管理マニュアル」を作成・更新します。
- ・所内における個人情報の管理体制を構築します。
- ・万が一、個人情報漏洩が発覚した場合の体制を構築し、マニュアルに含めます。
- ・事故・不祥事への対応、個人情報保護に関する研修を行います。(年1回)